

## 目 次

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 一般会計・特別会計予算の概要 .....  | 2   |
| 一般会計                  |     |
| 一般会計予算の概要 .....       | 6   |
| 歳入 .....              | 8   |
| 歳出                    |     |
| 議会費 .....             | 16  |
| 総務費 .....             | 18  |
| 民生費 .....             | 49  |
| 衛生費 .....             | 86  |
| 農林水産業費 .....          | 103 |
| 商工費 .....             | 110 |
| 土木費 .....             | 116 |
| 消防費 .....             | 142 |
| 教育費 .....             | 147 |
| 公債費 .....             | 178 |
| 諸支出金 .....            | 179 |
| 特別会計                  |     |
| 取手駅西口都市整備事業特別会計 ..... | 181 |
| 用地先行取得事業特別会計 .....    | 185 |
| 国民健康保険事業特別会計 .....    | 187 |
| 後期高齢者医療特別会計 .....     | 195 |
| 介護保険特別会計 .....        | 201 |
| 競輪事業特別会計 .....        | 225 |
| 取手地方公平委員会特別会計 .....   | 229 |
| 参考資料 .....            | 233 |

- ※ 合併前の取手市・藤代町を旧取手市・旧藤代町と表記
- ※ 事業別説明中の担当課右脇のページ表記は、平成 28 年度予算書の当該事業掲載ページを示す
- ※ 事業別説明中の（ ）内の金額は、平成 27 年度当初予算額を表記

|                          |        |      |                |
|--------------------------|--------|------|----------------|
| *主要事業の特定財源は下記の凡例により名称を省略 |        |      |                |
| 分担金                      | :分担金   | 県 交  | :県交付金          |
| 負担金                      | :負担金   | 財産収入 | :財産運用収入、財産売払収入 |
| 使用料                      | :使用料   | 寄附金  | :寄附金           |
| 手数料                      | :手数料   | 繰入金  | :特別会計繰入金、基金繰入金 |
| 国 負                      | :国庫負担金 | 繰越金  | :繰越金           |
| 国 補                      | :国庫補助金 | 諸収入  | :延滞金、加算金及び過料   |
| 国 委                      | :国庫委託金 |      | 市預金利子、貸付金元利収入  |
| 県 負                      | :県負担金  |      | 受託事業収入、収益事業収入  |
| 県 補                      | :県補助金  |      | 雑入             |
| 県 委                      | :県委託金  | 市 債  | :地方債           |

## 平成 2 8 年 度 予 算 説 明 書

地方自治法第 2 1 1 条第 2 項及び同法施行令第 1 4 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

平成 2 8 年 3 月

取手市長 藤井 信吾

## 平成28年度当初予算について

### 《予算規模等》

1. 平成28年度の一般会計当初予算規模は**365億5,000万円**で、前年度当初予算と比較して**9億8,000万円増**（対前年度比2.8%増）となります。

また、前年度が骨格予算であったことから、6月補正後の予算規模**358億3,147万1千円**との比較では**7億1,852万9千円増**（2.0%増）となっております。

予算規模が拡大した主な要因は2点あります。

1点目は、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険特別会計への繰出金が合わせて2億3,700万円の増となったこと。

2点目は、老朽化が進む公共施設の対応として、藤代公民館（4億3,400万円）、市民会館（2億7,300万円）、福祉施設（かたらいの郷5,500万円・さくら荘4,900万円）など、建物の改修及び空調設備の更新に8億1,100万円を計上したことです。

2. 特別会計（7事業）を合わせた予算規模は、**264億2,662万8千円**となり、前年度当初予算と比較して**2億8,157万3千円増**（対前年度比1.1%増）となります。

この中で大きく増額となったのは国民健康保険事業（1億7,179万円増）、後期高齢者医療（1億5,689万円増）、介護保険（1億5,838万円増）の3つの特別会計です。

《予算総括表》

(単位：千円)

| 会計別 | 区分              | 平成28年度<br>当初予算 | 平成27年度<br>当初予算[骨格]           | 比較                         | 増減率              |
|-----|-----------------|----------------|------------------------------|----------------------------|------------------|
| 一般  | 会計              | 36,550,000     | 35,570,000<br>( 35,831,471 ) | 980,000<br>( 718,529 )     | 2.8%<br>( 2.0% ) |
| 特別  | 会計              | 26,426,628     | 26,145,055                   | 281,573                    | 1.1%             |
|     | 取手駅西口<br>都市整備事業 | 1,136,387      | 1,338,430                    | △ 202,043                  | △ 15.1%          |
|     | 用地先<br>取得事業     | 113,925        | 115,417                      | △ 1,492                    | △ 1.3%           |
|     | 国民健康<br>保険事業    | 14,297,194     | 14,125,395                   | 171,799                    | 1.2%             |
|     | 後期高齢者医療         | 2,177,723      | 2,020,829                    | 156,894                    | 7.8%             |
|     | 介護保険            | 7,352,082      | 7,193,695                    | 158,387                    | 2.2%             |
|     | 介護サービス          | 廃止             | 1,942                        | △ 1,942                    | 皆減               |
|     | 競輪事業            | 1,348,660      | 1,348,658                    | 2                          | 0.0%             |
|     | 取手地方<br>公平委員会   | 657            | 689                          | △ 32                       | △ 4.6%           |
| 合計  |                 | 62,976,628     | 61,715,055<br>( 61,976,526 ) | 1,261,573<br>( 1,000,102 ) | 2.0%<br>( 1.6% ) |

※ ( ) の数値は、6月補正後の予算額を表記。

# 一 般 会 計

## 平成28年度一般会計予算の概要

【歳入】

(単位：千円、%)

| 区 分            | 平成28年度<br>当初予算 |       | 平成27年度<br>当初予算[骨格]         |       | 比 較                     | 増減率              |
|----------------|----------------|-------|----------------------------|-------|-------------------------|------------------|
|                |                | 構成比   |                            | 構成比   |                         |                  |
| 01 市税          | 14,306,149     | 39.1  | 14,341,108                 | 40.3  | △ 34,959                | △ 0.2            |
| 02 地方譲与税       | 309,000        | 0.8   | 309,000                    | 0.9   | 0                       | 0.0              |
| 03 利子割交付金      | 18,000         | 0.1   | 23,000                     | 0.1   | △ 5,000                 | △ 21.7           |
| 04 配当割交付金      | 107,000        | 0.3   | 107,000                    | 0.3   | 0                       | 0.0              |
| 05 株式等譲渡所得割交付金 | 53,000         | 0.2   | 53,000                     | 0.1   | 0                       | 0.0              |
| 06 地方消費税交付金    | 1,580,000      | 4.3   | 1,480,000                  | 4.2   | 100,000                 | 6.8              |
| 07 ゴルフ場利用税交付金  | 54,000         | 0.2   | 57,000                     | 0.2   | △ 3,000                 | △ 5.3            |
| 08 自動車取得税交付金   | 34,000         | 0.1   | 34,000                     | 0.1   | 0                       | 0.0              |
| 09 地方特例交付金     | 56,000         | 0.2   | 56,000                     | 0.2   | 0                       | 0.0              |
| 10 地方交付税       | 5,611,000      | 15.4  | 4,918,000                  | 13.8  | 693,000                 | 14.1             |
| 11 交通安全対策特別交付金 | 14,000         | 0.0   | 15,000                     | 0.0   | △ 1,000                 | △ 6.7            |
| 12 分担金及び負担金    | 233,209        | 0.6   | 251,725                    | 0.7   | △ 18,516                | △ 7.4            |
| 13 使用料及び手数料    | 947,829        | 2.6   | 995,226                    | 2.8   | △ 47,397                | △ 4.8            |
| 14 国庫支出金       | 4,292,267      | 11.7  | 4,040,981                  | 11.4  | 251,286                 | 6.2              |
| 15 県支出金        | 1,987,916      | 5.4   | 2,054,390                  | 5.8   | △ 66,474                | △ 3.2            |
| 16 財産収入        | 44,812         | 0.1   | 54,182                     | 0.1   | △ 9,370                 | △ 17.3           |
| 17 寄附金         | 5,197          | 0.0   | 712                        | 0.0   | 4,485                   | 629.9            |
| 18 繰入金         | 1,279,128      | 3.5   | 828,004<br>(882,875)       | 2.3   | 451,124<br>(396,253)    | 54.5<br>(44.9)   |
| 19 繰越金         | 500,000        | 1.4   | 500,000                    | 1.4   | 0                       | 0.0              |
| 20 諸収入         | 1,144,193      | 3.1   | 1,429,472                  | 4.0   | △ 285,279               | △ 20.0           |
| 21 市債          | 3,973,300      | 10.9  | 4,022,200<br>(4,228,800)   | 11.3  | △ 48,900<br>(△ 255,500) | △ 1.2<br>(△ 6.0) |
| 合 計            | 36,550,000     | 100.0 | 35,570,000<br>(35,831,471) | 100.0 | 980,000<br>(718,529)    | 2.8<br>(2.0)     |

※ ( ) の数値は6月補正後の予算額を表記。

## 【歳出】

(単位：千円、%)

| 区 分       | 平成28年度<br>当初予算 |       | 平成27年度<br>当初予算[骨格] |       | 比 較       | 増減率    |
|-----------|----------------|-------|--------------------|-------|-----------|--------|
|           |                | 構成比   |                    | 構成比   |           |        |
| 01 議会費    | 271,524        | 0.7   | 309,074            | 0.9   | △ 37,550  | △ 12.1 |
| 02 総務費    | 5,010,851      | 13.7  | 5,079,516          | 14.3  | △ 68,665  | △ 1.4  |
| 03 民生費    | 13,251,433     | 36.3  | 12,810,358         | 36.0  | 441,075   | 3.4    |
| 04 衛生費    | 1,638,296      | 4.5   | 1,624,198          | 4.6   | 14,098    | 0.9    |
| 05 農林水産業費 | 214,432        | 0.6   | 206,700            | 0.6   | 7,732     | 3.7    |
| 06 商工費    | 409,516        | 1.1   | 452,139            | 1.3   | △ 42,623  | △ 9.4  |
| 07 土木費    | 4,662,744      | 12.8  | 4,217,647          | 11.9  | 445,097   | 10.6   |
|           |                |       | (4,474,560)        |       | (188,184) | (4.2)  |
| 08 消防費    | 1,850,175      | 5.1   | 1,902,517          | 5.3   | △ 52,342  | △ 2.8  |
| 09 教育費    | 4,910,413      | 13.4  | 4,499,421          | 12.6  | 410,992   | 9.1    |
|           |                |       | (4,503,979)        |       | (406,434) | (9.0)  |
| 10 災害復旧費  | 5              | 0.0   | 5                  | 0.0   | 0         | 0.0    |
| 11 公債費    | 3,981,506      | 10.9  | 3,771,278          | 10.6  | 210,228   | 5.6    |
| 12 諸支出金   | 299,105        | 0.8   | 647,147            | 1.8   | △ 348,042 | △ 53.8 |
| 13 予備費    | 50,000         | 0.1   | 50,000             | 0.1   | 0         | 0.0    |
| 合 計       | 36,550,000     | 100.0 | 35,570,000         | 100.0 | 980,000   | 2.8    |
|           |                |       | (35,831,471)       |       | (718,529) | (2.0)  |

※ ( ) の数値は6月補正後の予算額を表記。

# 歳入

## 1 市 税

### ・ 市民税

(個人市民税)

(単位：人、千円)

| 区 分    | 平成28年度(A) | 平成27年度(B) | 比較(A)-(B) |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 納税義務者数 | 52,260    | 52,070    | 190       |
| 均等割額   | 179,361   | 178,745   | 616       |
| 所得割額   | 5,384,723 | 5,313,998 | 70,725    |
| 分離課税額  | 50,000    | 55,000    | △ 5,000   |
| 予 算 額  | 5,614,084 | 5,547,743 | 66,341    |

\*積算根拠 (単位：円)

|          | (調定見込額)          | (収納率)   | (予算額)            |
|----------|------------------|---------|------------------|
| ・均等割     | 3,500円 × 52,260人 | 98.06%  | ≒ 179,361,000円   |
| ・所得割     | 5,491,254,000円   | 98.06%  | ≒ 5,384,723,000円 |
| ・分離課税退職分 | 50,000,000円      | 100.00% | = 50,000,000円    |
|          | 計                |         | 5,614,084,000円   |

(法人市民税)

### ・ 均等割

(単位：千円、件)

| 区 分  | 均等割額<br>(円) | 法 人 件 数       |               | 均 等 割 額       |               |                |
|------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
|      |             | 平成28年度<br>総 数 | 平成27年度<br>総 数 | 平成28年度<br>(A) | 平成27年度<br>(B) | 比 較<br>(A)-(B) |
| 9号法人 | 3,000,000   | 11            | 12            | 33,000        | 36,000        | △ 3,000        |
| 8号法人 | 1,750,000   | 2             | 2             | 3,500         | 3,500         | 0              |
| 7号法人 | 410,000     | 118           | 127           | 48,380        | 52,070        | △ 3,690        |
| 6号法人 | 400,000     | 4             | 5             | 1,600         | 2,000         | △ 400          |
| 5号法人 | 160,000     | 70            | 80            | 11,200        | 12,800        | △ 1,600        |
| 4号法人 | 150,000     | 18            | 18            | 2,700         | 2,700         | 0              |
| 3号法人 | 130,000     | 291           | 287           | 37,830        | 37,310        | 520            |
| 2号法人 | 120,000     | 12            | 13            | 1,440         | 1,560         | △ 120          |
| 1号法人 | 50,000      | 1,418         | 1,377         | 70,900        | 68,850        | 2,050          |
| 合 計  |             | 1,944         | 1,921         | 210,550       | 216,790       | △ 6,240        |

・法人税割 (税率 12.1%)

(単位：千円)

| 平成28年度(A) | 平成27年度(B) | 比較(A)-(B) |
|-----------|-----------|-----------|
| 1,544,870 | 1,607,381 | △ 62,511  |

\*積算根拠

|       | (調定見込額)        | (収納率)  | (予算額)            |
|-------|----------------|--------|------------------|
| ・均等割  | 210,550,000円   | 99.95% | ≒ 210,444,000円   |
| ・法人税割 | 1,545,643,000円 | 99.95% | ≒ 1,544,870,000円 |
|       | 計              | ① + ②  | = 1,755,314,000円 |



・固定資産税

(土地)  
土地に関する調べ(免税点含む)

(単位:地積 千㎡、課税標準額 千円)

| 地目  | 年度    | 平成28年度 |        |              | 平成27年度 |        |              | 比較<br>(A)-(B) |
|-----|-------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------------|---------------|
|     |       | 筆数     | 地積     | 課税標準額<br>(A) | 筆数     | 地積     | 課税標準額<br>(B) |               |
| 田   | 調整区域  | 18,563 | 19,954 | 2,281,640    | 18,588 | 19,968 | 2,282,625    | △ 985         |
|     | 市街化区域 | 231    | 107    | 225,414      | 266    | 123    | 244,480      | △ 19,066      |
| 畑   | 調整区域  | 9,461  | 4,800  | 275,525      | 9,501  | 4,813  | 273,696      | 1,829         |
|     | 市街化区域 | 1,533  | 760    | 2,113,174    | 1,561  | 771    | 2,192,966    | △ 79,792      |
| 宅地  |       | 47,142 | 13,123 | 88,545,840   | 46,736 | 13,103 | 91,464,223   | △ 2,918,383   |
| 山林  | 一般    | 2,195  | 1,329  | 41,531       | 2,206  | 1,345  | 42,072       | △ 541         |
|     | 介在    | 860    | 410    | 1,083,338    | 941    | 426    | 1,146,405    | △ 63,067      |
| 池沼  |       | 112    | 81     | 652          | 112    | 81     | 652          | 0             |
| 原野  |       | 735    | 234    | 7,497        | 729    | 226    | 7,573        | △ 76          |
| 雑種地 |       | 11,813 | 3,943  | 21,817,989   | 11,685 | 3,913  | 22,498,324   | △ 680,335     |
| 合計  |       | 92,645 | 44,741 | 116,392,600  | 92,325 | 44,769 | 120,153,016  | △ 3,760,416   |

\*積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(課税標準額)} \quad \text{(免税点以下)} \quad \text{(税率)} \quad \text{(税額)} \\
 & (116,392,600,230\text{円} - 427,332,218\text{円}) \times 1.4\% = 1,623,513,752\text{円} \\
 & \text{(税額)} \quad \text{(減免見込額)} \quad \text{(調定見込額)} \\
 & 1,623,513,752\text{円} - 2,283,311\text{円} = 1,621,230,441\text{円} \\
 & \text{(調定額)} \quad \text{(収納率)} \quad \text{(予算額)} \\
 & 1,621,230,000\text{円} \times 98.35\% \div = 1,594,479,000\text{円}
 \end{aligned}$$

(家屋)

(単位:床面積 千㎡、課税標準額 千円)

| 区分  | 平成28年度 |              | 平成27年度 |              | 比較<br>(A)-(B) |
|-----|--------|--------------|--------|--------------|---------------|
|     | 床面積    | 課税標準額<br>(A) | 床面積    | 課税標準額<br>(B) |               |
| 既存分 | 6,046  | 189,963,642  | 6,016  | 185,921,072  | 4,042,570     |
| 新增分 | 77     | 5,023,785    | 73     | 5,245,000    | △ 221,215     |
| 合計  | 6,123  | 194,987,427  | 6,089  | 191,166,072  | 3,821,355     |

(家屋)

\*積算根拠

(課税標準額) (税率) (税額)  
 194,987,427,000円 × 1.4% ≒ 2,729,824,000円  
 (税額) (新築軽減・減免等) (調定見込額)  
 2,729,824,000円 - 114,907,000円 = 2,614,917,000円  
 (調定見込額) (収納率) (予算額)  
 2,614,917,000円 × 98.35% ≒ 2,571,770,000円

(償却資産)

(単位：千円)

| 区分     | 年度 | 平成28年度 |              | 平成27年度 |              | 比較<br>(A)-(B) |
|--------|----|--------|--------------|--------|--------------|---------------|
|        |    | 件数     | 調定見込額<br>(A) | 件数     | 調定見込額<br>(B) |               |
| 市長決定   |    | 515    | 691,911      | 522    | 731,772      | △ 39,861      |
| 総務大臣配分 |    | 14     | 206,668      | 14     | 204,993      | 1,675         |
| 知事配分   |    | 2      | 8,740        | 2      | 8,436        | 304           |
| 合計     |    | 531    | 907,319      | 538    | 945,201      | △ 37,882      |

\*積算根拠

(調定見込額) (収納率) (予算額)  
 907,319,000円 × 98.35% ≒ 892,348,000円

(国有資産等所在市町村交付金および納付金)

(単位：円)

| 区分      | 年度 | 平成28年度(A) | 平成27年度(B) | 比較<br>(A)-(B) |
|---------|----|-----------|-----------|---------------|
| 茨城県 管財課 |    | 2,391,100 | 2,399,700 | △ 8,600       |
| 茨城県 住宅課 |    | 47,200    | 47,200    | 0             |
| 茨城県 企業局 |    | 3,887,800 | 4,080,700 | △ 192,900     |
| 関東財務局   |    | 207,200   | 219,100   | △ 11,900      |
| 裁判所     |    | 300       | 300       | 0             |
| 合計      |    | 6,533,600 | 6,747,000 | △ 213,400     |

・軽自動車税

(単位：台、円)

| 区 分                             |             | 平成 28 年度  |             |             | 平成 27 年度    |             |             | 比 較<br>(C)-(D) |             |            |
|---------------------------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|-------------|------------|
|                                 |             | 税額<br>(円) | 課税台数<br>(A) | 調定額<br>(C)  | 税額<br>(円)   | 課税台数<br>(B) | 調定額<br>(D)  |                |             |            |
| 原<br>動<br>機<br>付<br>自<br>転<br>車 | 50cc以下      | 2,000     | 4,088       | 8,176,000   | 1,000       | 4,426       | 4,426,000   | 3,750,000      |             |            |
|                                 | 51cc～90cc   | 2,000     | 296         | 592,000     | 1,200       | 322         | 386,400     | 205,600        |             |            |
|                                 | 91cc～125cc  | 2,400     | 745         | 1,788,000   | 1,600       | 689         | 1,102,400   | 685,600        |             |            |
|                                 | ミニカー        | 3,700     | 59          | 218,300     | 2,500       | 55          | 137,500     | 80,800         |             |            |
|                                 | 小 計         |           | 5,188       | 10,774,300  |             | 5,492       | 6,052,300   | 4,722,000      |             |            |
| 小<br>型<br>特<br>殊                | 農<br>耕<br>用 |           | 103         | 247,200     |             | 115         | 276,000     | △ 28,800       |             |            |
|                                 | 四<br>輪      | 1,000cc以下 | 2,400       | 492         | 1,180,800   | 2,400       | 535         | 1,284,000      | △ 103,200   |            |
|                                 |             | 1,000cc超  |             | 575         | 1,380,000   |             | 544         | 1,305,600      | 74,400      |            |
|                                 | 特殊作業用       | 5,900     | 52          | 306,800     | 5,900       | 43          | 253,700     | 53,100         |             |            |
|                                 | 小 計         |           | 1,222       | 3,114,800   |             | 1,237       | 3,119,300   | △ 4,500        |             |            |
| 軽<br>自<br>動<br>車                | 二 輪 車       | 3,600     | 1,049       | 3,776,400   | 2,400       | 1,051       | 2,522,400   | 1,254,000      |             |            |
|                                 | 自<br>家<br>用 | 乗<br>用    |             | 5,400       | 779         | 4,206,600   | 7,200       | 16,244         | 116,956,800 | 15,059,100 |
|                                 |             |           |             | 7,200       | 14,917      | 107,402,400 |             |                |             |            |
|                                 |             |           |             | 8,100       | 401         | 3,248,100   |             |                |             |            |
|                                 |             |           |             | 10,800      | 251         | 2,710,800   |             |                |             |            |
|                                 |             |           |             | 12,900      | 1,120       | 14,448,000  |             |                |             |            |
|                                 |             | 小 計       |             | 17,468      | 132,015,900 |             | 16,244      | 116,956,800    | 15,059,100  |            |
|                                 | 四<br>輪<br>車 | 貨<br>物    |             | 3,800       | 25          | 95,000      | 4,000       | 4,316          | 17,264,000  | 1,349,000  |
|                                 |             |           |             | 4,000       | 3,322       | 13,288,000  |             |                |             |            |
|                                 |             |           |             | 5,000       | 98          | 490,000     |             |                |             |            |
|                                 |             |           |             | 6,000       | 790         | 4,740,000   |             |                |             |            |
|                                 |             |           |             | 小 計         |             | 4,235       |             |                |             |            |
|                                 | 営<br>業<br>用 | 貨<br>物    | 乗<br>用      | 5,500       | 1           | 5,500       | 5,500       | 1              | 5,500       | 0          |
|                                 |             |           |             | 2,900       | 1           | 2,900       | 3,000       | 124            | 372,000     | 62,500     |
|                                 |             |           |             | 3,000       | 117         | 351,000     |             |                |             |            |
|                                 |             |           | 3,800       | 7           | 26,600      |             |             |                |             |            |
|                                 |             |           | 4,500       | 12          | 54,000      |             |             |                |             |            |
|                                 | 小 計         |           | 137         | 434,500     |             | 124         | 372,000     | 62,500         |             |            |
|                                 | 小 計         |           | 22,890      | 154,845,300 |             | 21,736      | 137,120,700 | 17,724,600     |             |            |
| 二輪の小型自動車                        |             | 6,000     | 1,471       | 8,826,000   | 4,000       | 1,445       | 5,780,000   | 3,046,000      |             |            |
| 合 計                             |             |           | 30,771      | 177,560,400 |             | 29,910      | 152,072,300 | 25,488,100     |             |            |

\*積算根拠 調定見込額 177,560,400円 × 収納率 97.71% ≒ 173,492,000円 (予算額)

\*台数増影響額 (調定) 8,352,900円 税率改正影響額 (調定) 17,135,200円

・市たばこ税

(単位：本、円)

| 区分     | 平成28年度(A)   | 平成27年度(B)   | 比較(A)-(B)   |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 課税標準本数 | 119,105,217 | 120,384,534 | △ 1,279,317 |
| 税額     | 613,989,000 | 618,651,000 | △ 4,662,000 |

\*積算根拠

・たばこ販売本数(平成27年度推定販売本数)

1級たばこ 115,972,204本      3級たばこ 5,563,733本

・従量割 課税標準額

(1級) 115,972,204本×0.98(伸び率)

×5,262/1,000(1本当たりの税額) ≒ 598,040,817円 … ①

(3級) 5,563,733本×0.98(伸び率)

×2,925/1,000(1本当たりの税額) ≒ 15,948,439円 … ②

計 ① + ② ≒ 613,989,000円 (予算額)

※ 3級たばこ税率改正H28.4.1~ (1,000本あたり2,495円⇒2,925円) 影額額 2,344,557円

・都市計画税

(土地) 納税義務者数及び課税標準額 (免税点以上)

(単位：人、千円)

| 年度<br>項目 | 平成28年度        |              | 平成27年度        |              | 比較<br>(A)-(B) | 比較<br>(C)-(D) |
|----------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
|          | 納税義務者数<br>(A) | 課税標準額<br>(C) | 納税義務者数<br>(B) | 課税標準額<br>(D) |               |               |
| 土地       | 25,815        | 133,652,064  | 25,512        | 136,975,688  | 303           | △ 3,323,624   |

※納税義務者数の合計は、法人も含めた実数である。

\*積算根拠

(課税標準額) (税率) (税額)

133,652,064,399円 × 0.3% = 400,956,193円

(税額) (減免見込額) (調定見込額)

400,956,193円 - 286,822円 = 400,669,371円

(調定額) (収納率) (予算額)

400,669,000円 × 98.35% ≒ 394,057,000円

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

| 区分  | 平成28年度 |             | 平成27年度 |             | 比較<br>(A)-(B) |
|-----|--------|-------------|--------|-------------|---------------|
|     | 床面積    | 課税標準額(A)    | 床面積    | 課税標準額(B)    |               |
| 既存分 | 4,847  | 161,749,666 | 4,816  | 158,250,334 | 3,499,332     |
| 新增分 | 65     | 4,507,000   | 66     | 4,668,000   | △ 161,000     |
| 合計  | 4,912  | 166,256,666 | 4,882  | 162,918,334 | 3,338,332     |

\*積算根拠

(課税標準額) (税率) (税額)

166,256,666,000円 × 0.30% = 498,770,000円

(税額) (減免等) (調定見込額)

498,770,000円 - 769,000円 = 498,001,000円

(調定見込額) (収納率) (予算額)

498,001,000円 × 98.35% ≒ 489,783,000円

## 28年度市税滞納繰越予算計上積算表

(単位：円)

| 税 目     | 27 年度末<br>調定見込額<br><br>(A) | 収 入<br>見込率<br><br>(B) | 収入見込額<br><br>(A) × (B) = (C) | 不納欠損<br>見込額<br><br>(D) | 28年度への<br>滞納繰越見込額<br>(H28調定額)<br><br>(A)-(C)-(D) = (E) | 徴 収<br>見込率<br><br>(F) | 徴収見込額<br><br>(E) × (F) = (G) | 26年度<br>収納率<br><br>(参考) |
|---------|----------------------------|-----------------------|------------------------------|------------------------|--|-----------------------|------------------------------|-------------------------|
| 個人市民税   | 6,137,276,670              | 92.00%                | 5,646,232,454                | 75,000,000             | 416,043,000  | 24.17%                | 100,565,055                  | 16.83%                  |
| 前年度分    | 5,621,066,500              | 98.06%                | 5,512,017,810                | 0                      | 109,048,000  | 25.50%                | 27,807,240                   |                         |
| 前々年度以前分 | 516,210,170                | 26.00%                | 134,214,644                  | 75,000,000             | 306,995,000  | 23.70%                | 72,757,815                   |                         |
| 法人市民税   | 1,855,615,652              | 99.40%                | 1,844,460,918                | 1,900,000              | 9,254,000  | 20.25%                | 1,873,825                    | 13.43%                  |
| 前年度分    | 1,842,824,000              | 99.95%                | 1,841,902,588                | 0                      | 921,000  | 22.50%                | 207,225                      |                         |
| 前々年度以前分 | 12,791,652                 | 20.00%                | 2,558,330                    | 1,900,000              | 8,333,000  | 20.00%                | 1,666,600                    |                         |
| 固定資産税   | 5,675,864,403              | 91.56%                | 5,196,664,263                | 141,000,000            | 338,200,000  | 24.08%                | 81,427,521                   | 11.38%                  |
| 前年度分    | 5,142,971,000              | 98.35%                | 5,058,111,979                | 0                      | 84,859,000   | 25.50%                | 21,639,045                   |                         |
| 前々年度以前分 | 532,893,403                | 26.00%                | 138,552,285                  | 141,000,000            | 253,341,000  | 23.60%                | 59,788,476                   |                         |
| 軽自動車税   | 171,168,085                | 92.59%                | 158,477,375                  | 3,000,000              | 9,690,000  | 20.94%                | 2,029,525                    | 16.56%                  |
| 前年度分    | 159,881,300                | 97.71%                | 156,220,018                  | 0                      | 3,661,000  | 22.50%                | 823,725                      |                         |
| 前々年度以前分 | 11,286,785                 | 20.00%                | 2,257,357                    | 3,000,000              | 6,029,000  | 20.00%                | 1,205,800                    |                         |
| 市たばこ税   | 0                          | 100.00%               | 0                            | 0                      | 0  | 0.00%                 | 0                            | 0.00%                   |
| 前々年度以前分 | 0                          | 100.00%               | 0                            | 0                      | 0  | 0.00%                 | 0                            |                         |
| 都市計画税   | 987,337,868                | 91.41%                | 902,477,900                  | 25,000,000             | 59,859,000   | 24.07%                | 14,406,537                   | 11.38%                  |
| 前年度分    | 892,564,000                | 98.35%                | 877,836,694                  | 0                      | 14,727,000   | 25.50%                | 3,755,385                    |                         |
| 前々年度以前分 | 94,773,868                 | 26.00%                | 24,641,206                   | 25,000,000             | 45,132,000   | 23.60%                | 10,651,152                   |                         |
| 合 計     | 14,827,262,678             | 92.72%                | 13,748,312,911               | 245,900,000            | 833,046,000  | 24.04%                | 200,302,463                  | 13.72%                  |
| 前年度計    | 13,659,306,800             | 98.44%                | 13,446,089,089               | 0                      | 213,216,000  | 25.44%                | 54,232,620                   |                         |
| 前々年度以前計 | 1,167,955,878              | 25.88%                | 302,223,822                  | 245,900,000            | 619,830,000  | 23.57%                | 146,069,843                  |                         |

※ 滞納繰越分の予算額は、それぞれ各税目千円未満を切り捨てて計上しているため、端数の関係で合計とは一致しない。

(単位：千円、%)

| 歳入項目                   | 28年度      | 27年度      | 増減額     | 増減率    | 概要  |
|------------------------|-----------|-----------|---------|--------|---|
| 2 地方譲与税                | 309,000   | 309,000   | 0       | 0.0    |   |
| 自動車重量譲与税               | 219,000   | 216,000   | 3,000   | 1.4    | 道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての使途制限を廃止。自動車重量税総額の407/1,000が市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積に按分して譲与される。         |
| 地方揮発油譲与税               | 90,000    | 93,000    | △ 3,000 | △ 3.2  | 道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改正。地方揮発油税総額の100分の42が道路の延長及び面積に按分して市町村に譲与される。                  |
| 3 利子割交付金               | 18,000    | 23,000    | △ 5,000 | △ 21.7 | 個人の納めた県民税利子割の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。  |
| 4 配当割交付金               | 107,000   | 107,000   | 0       | 0.0    | 県に納入された配当割額の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。   |
| 5 株式等譲渡所得割交付金          | 53,000    | 53,000    | 0       | 0.0    | 県に納入された株式等譲渡所得割額の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。  |
| 6 地方消費税交付金             | 1,580,000 | 1,480,000 | 100,000 | 6.8    | 地方消費税の2分の1に相当する金額が、直近の国勢調査の人口、事業所統計の従業者数により按分して交付される。また、地方消費税の引上げ分については、全額国勢調査の人口により按分し交付される。     |
| 7 ゴルフ場利用税交付金           | 54,000    | 57,000    | △ 3,000 | △ 5.3  | 県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7に相当する金額が交付される。   |
| 8 自動車取得税交付金            | 34,000    | 34,000    | 0       | 0.0    | 道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての使途制限を廃止。県に納入された自動車取得税総額の100分の66.5に相当する金額が、市町村に道路の延長及び面積に按分して交付される。   |
| 9 地方特例交付金              | 56,000    | 56,000    | 0       | 0.0    |   |
| 減収補てん特例交付金<br>(住宅ローン分) | 56,000    | 56,000    | 0       | 0.0    | 所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除(ローン控除)を個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。 |
| 10 地方交付税               | 5,611,000 | 4,918,000 | 693,000 | 14.1   |   |
| 普通交付税                  | 5,150,000 | 4,500,000 | 650,000 | 14.4   | 国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税を原資とし、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。(臨時財政対策債に振替、1,740,000千円)                     |
| 特別交付税                  | 461,000   | 418,000   | 43,000  | 10.3   | 普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し、地方交付税総額の6%が交付される。  |

(単位：千円、%)

| 歳入項目           | 28年度      | 27年度      | 増減額       | 増減率    | 概要  |
|----------------|-----------|-----------|-----------|--------|---|
| 11 交通安全対策特別交付金 | 14,000    | 15,000    | △ 1,000   | △ 6.7  | 交通安全施設整備の財源として交付されるもので、交付基準は交通事故発生件数と人口集中地区人口が基礎となり交付される。   |
| 12 分担金及び負担金    | 233,209   | 251,725   | △ 18,516  | △ 7.4  | 老人福祉施設入所者負担金、民間保育園入所児保護者負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金、常総地域病院群輪番制病院運営費負担金、放課後児童対策事業保護者負担金等  |
| 13 使用料及び手数料    | 947,829   | 995,226   | △ 47,397  | △ 4.8  | ・使用料（自転車駐車場、公立保育所、道路・住宅・公園、体育館・テニスコート、公民館・ギャラリー等）<br>・手数料（戸籍関係、し尿処理、粗大ごみ収集運搬、建築確認等）   |
| 14 国庫支出金       | 4,292,267 | 4,040,981 | 251,286   | 6.2    | 各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金（子どものための教育・保育給付費負担金383,329千円、生活保護費負担金1,203,522千円、臨時福祉給付金104,505千円、防災・安全交付金95,920千円）   |
| 15 県支出金        | 1,987,916 | 2,054,390 | △ 66,474  | △ 3.2  | 各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金  |
| 16 財産収入        | 44,812    | 54,182    | △ 9,370   | △ 17.3 | 土地売却収入、土地貸付料、利子等  |
| 17 寄附金         | 5,197     | 712       | 4,485     | 629.9  | 一般寄附金、平和基金寄附金、みどりの基金寄附金、ふるさと取手応援基金寄附金等  |
| 18 繰入金         | 1,279,128 | 828,004   | 451,124   | 54.5   | ・基金繰入金<br>財政調整基金繰入金500,000千円、減債基金繰入金400,000千円、みどりの基金繰入金2,528千円、公共施設整備基金繰入金267,313千円、学校施設整備基金繰入金67,567千円、ふるさと取手応援基金繰入金9,500千円、環境基金繰入金120千円、地域福祉基金繰入金27,000千円<br>・特別会計繰入金<br>後期高齢者医療特別会計繰入金100千円、介護保険特別会計繰入金5,000千円 |
| 19 繰越金         | 500,000   | 500,000   | 0         | 0.0    | 平成27年度からの繰越金  |
| 20 諸収入         | 1,144,193 | 1,429,472 | △ 285,279 | △ 20.0 | 市税延滞金、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、給食事業収入、雑入  |
| 21 市債          | 3,973,300 | 4,022,200 | △ 48,900  | △ 1.2  | 民生債、農林水産業債、商工債、土木債、消防債、教育債、合併特例債、臨時財政対策債、災害援護資金貸付債  |
| うち臨時財政対策債      | 1,740,000 | 2,000,000 | △ 260,000 | △ 13.0 |   |

# 1 議会費

## 1 議会費 1 議会費

[担当：議会事務局] P. 47

1001 議員報酬等に要する経費 204,638,000円 (242,077,000円)

[一財 204,638,000円]

### ○ 内容

#### (1) 報酬

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 議長  | @494,000×12ヶ月×1人  |
| 副議長 | @444,000×12ヶ月×1人  |
| 議員  | @411,000×12ヶ月×22人 |

#### (2) 期末手当

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 議長  | @494,000×1.15×3.15月×1人  |
| 副議長 | @444,000×1.15×3.15月×1人  |
| 議員  | @411,000×1.15×3.15月×22人 |

#### (3) 議員共済給付費負担金

@410,000×24人×12×41.0/100=48,412,800円

[担当：議会事務局] P. 48

2001 議会調査運営に要する経費 8,770,000円 (9,811,000円)

[一財 8,770,000円]

### ○ 目的

#### (1) 議員の費用弁償に係る経費

各委員会の所管事項に係る先進地を視察し、その成果を市政運営に反映することにより、更なる市政発展を図るため実施するものである。

#### (2) 採決表示システム使用料

本会議採決時において、個々の議員の表決結果が瞬時に表示される電子採決表示システムを導入し、本会議における議員の賛否の結果を明らかにすることなど、市民に議会の公開性を高める。

#### (3) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し交付する。用途については、調査研究費、研修費、資料購入費、広報費、広聴費等に要する経費を定めている。

### ○ 内容

#### (1) 議員の費用弁償に係る経費

・常任委員会旅費 @60,000×24人      ・議会運営委員会旅費 @60,000×9人

(2) 採決表示システム使用料 @11,700×12ヶ月×1.08

(3) 政務活動費 @100,000×24人



[担当：議会事務局] P. 49

2101 議会報及び会議録発行に要する経費 5,349,000円(5,526,000円)

[一財 5,349,000円]

○ 目的

(1) 会議録作成支援システム

会議録作成に係る事務の迅速化を図るために、会議録作成支援システムを導入。これにより本会議又は委員会等において、リアルタイムによる効率的な作業が図られる。

(2) 会議録検索システム

議会情報のスムーズな公開を目的に、会議録作成支援システムと連携し、インターネットを利用した会議録の迅速な検索を可能とすることにより、市民サービスや議員の調査活動の向上が図られる。

(3) 議会だより

議会報を発行し、各定例会の内容や議会の活動などについて、紙面により広く市民に知らせる。

○ 内容

|                 |           |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| (1) 会議録作成支援システム | 保守点検委託料   | @960,000×1×1.08     |
| 〃               | システム使用料   | @21,140×12ヶ月×1.08   |
| (2) 会議録検索システム   | システム使用料   | @46,000×12ヶ月×1.08   |
| (3) 議会だより       | 印刷製本費 10P | @403,700×4回×1.08    |
| 〃               | 折込手数料 10P | @10×36,095部×4回×1.08 |
| 〃               | 二つ折り手数料   | @1×1,650部×4回        |

## 2 総務費

### 1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：藤代総合窓口課] P. 52

0801 藤代総合窓口事務に要する経費 11,407,000 円 (7,233,000 円)

[その他 36,000 円 一財 11,371,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 36,000 円]

○ 目的

ワンストップ行政サービスの充実を図り、市民に利便性と質の高いサービスを提供する。

○ 内容

主な経費の内訳は、一般職非常勤報酬、消耗品費、コピー機使用料、業務端末機使用料等である。

[担当：市民協働課] P. 53

1201 市民憲章推進に要する経費 223,000 円 (223,000 円)

[一財 223,000 円]

○ 目的

市民のみなさんが郷土を愛し誇りを持てるように、また、明るく住みよいまちを築くために制定された市民憲章の普及啓発と事業の推進を図る。

○ 内容

- ・ 市内道路施設等の環境美化活動
- ・ 市内文化財巡り
- ・ 市民憲章の普及啓発活動

[担当：秘書課] P. 54

1301 取手市政治倫理審査会に要する経費 115,000 円 (123,000 円)

[一財 115,000 円]

○ 目的

政治倫理条例の規定に基づき、市政に携わる市長・副市長・教育長及び議員の資産等報告書並びに所得等報告書の審査を行う。

○ 内容

審査会を開催し、提出された資産等報告書等の審査を行い、意見書を市長に提出する。

- ・ 委員 6 名の報酬 委員長 6,700 円×1 人×3 回、委員 6,300 円×5 人×3 回

[担当：人事課] P. 55

2201 職員研修に要する経費 9,539,000 円 (7,482,000 円)

[その他 33,000 円 一財 9,506,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：研修受講経費助成金 30,000 円]

[諸収入：防火管理講習受講補助金 3,000 円]

○ 目的

地方自治体を取り巻く大きな環境の変化のなか、人材育成を実効性のあるものとする為には「職員研修の充実」「組織文化の醸成」「人事管理の最適化」の三要素のバランスが重要となる。複雑高度化した課題や多様化する市民ニーズに対し、適正かつ迅速な対応を図る為、自己啓発の促進、職場研修の支援、職場外研修の提供を更に進め、当市が求める職員像である政策形成力、創意工夫と柔軟な発想力を持った人材の育成を図る。

○ 内容

研修予定一覧

(単位：人)

| 区 分  | 研 修 名                       | 対 象         | 受講人員<br>(延べ) |
|------|-----------------------------|-------------|--------------|
| 庁内研修 | メンタルヘルス研修                   | 係長級・一般職員    | 100          |
|      | 人事評価制度研修                    | 評価者・被評価者    | 800          |
|      | 上級職員フォローアップ研修               | 入庁 14～15 年目 | 20           |
| 派遣研修 | 茨城県市町村職員研修                  | 18 研修：指定職員  | 59           |
|      | 常総広域職員共同研修                  | 13 研修：指定職員  | 190          |
|      | 市町村アカデミー                    | 3 研修：指定職員   | 4            |
|      | 各種専門研修・講座                   | 希望職員        | 180          |
|      | 東京大学エグゼクティブ・マネジメ<br>ントプログラム | 推薦職員        | 1            |
| 合 計  |                             |             | 1,354        |

・ 庁内研修

改正地方公務員法に基づく人事評価を基礎とした人事管理を進めるうえで、公正・公平で信頼性の高い制度運用が図れるよう、評価者、被評価者双方に対する「人事評価研修」を継続的に実施する。

また、監督者の立場となる係長級への昇任資格を有する階層の職員を対象とした「上級職員フォローアップ研修」において、「昇任」に対する意欲とやりがいの高揚を図ると共に、その責務と役割の意識付けを行う。

一方で、社会環境の変化のなか、業務の高度化・複雑化による業務量の増大などにより、全国の地方自治体における課題とされる「職員のメンタルヘルス対策」の一つとして研修を実施し、職場におけるメンタルヘルス対策の正しい知識と理解、また、セルフケアによる自らの心の健康管理の手法を習得する。

・ 派遣研修

社会環境の変化と市民の地方行政運営に対する意識の高まりにおいて、多様化・高度化する行政ニーズに対応する為、階層別研修、専門特別研修等のほか、幅広い研修機会を提供することにより、個々の自己啓発意識の誘発を促すと共に、組織の運営方針や組織目標に沿った政策形成能力と職務遂行能力の向上、各種業務に応じた知識と専門能力を習得する。

また、当市の将来を見据え、最先端かつ多様な知的資産を有し、全国的な人的ネットワークを構築している高位な研修・研究機関とより良い関係を築き、中堅職の優秀な人材を派遣することにより、将来の地方創生に向けた次世代リーダーと、自治体経営

を担うための高い総合力を兼ね備えた人材の育成を図る。

[担当：安全安心対策課] P. 56

3001 防犯に要する経費 14,547,000円(10,920,000円)

[一財 14,547,000円]

○ 目的

犯罪を未然に防止し、犯罪のない明るい社会の実現と、防犯・暴力追放思想の普及と高揚、善良な風俗の保護並びに少年の健全育成の推進を図る。また、茨城県警及び地元ボランティアとの協力連携のもと警察官経験者による立ち番、及び防犯パトロール隊の拠点となる防犯ステーションを運営する。

○ 内容

- ・防犯カメラ設置工事
- ・防犯、暴力追放街頭キャンペーンの実施
- ・自主防犯組織結成事業の補助及び結成促進
- ・防犯ステーション運営事業
- ・防犯協会への補助
- ・防犯パトロール、防犯座談会の開催
- ・警察への連絡

[担当：安全安心対策課] P. 57

3301 空き家等の適正管理事業に要する経費 1,079,000円(2,957,000円)

[その他 5,000円 一財 1,074,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000円]

○ 目的

近年、空き家となる家屋が増加し、環境悪化や、防犯上も危険となることから、空き家等の適正な管理に関し必要事項を定め、管理不全な状態になることを防止し、生活環境の保全及び安全で安心な地域社会の実現に向けて取り組む。

○ 内容

- ・家屋等、所有者等の実態調査
- ・「空き家等調査台帳」整備
- ・助言指導

## 1 総務管理費 2 文書広報費

[担当：情報管理課] P. 58

2101 ファイリングシステムに要する経費 1,263,000円(1,276,000円)

[一財 1,263,000円]

(1) ファイリングシステム維持管理

○ 目的

ファイリングシステムは市民との共有財産である公文書を効率的に管理し、情報開示請求権、及び自己情報コントロール権を保障するもので、平成9年度より導入している。全職員の共通認識の保持・向上のため、年度ごとの維持管理目標を定め、適切かつ合理的なファイリング環境を保つことを目的としている。

○ 内容

情報公開条例、及び個人情報保護条例の円滑な運用と市民サービスの向上に資するため、

全職員によるファイリングシステムの維持管理に取り組んでいる。また、取手市文書管理委員会による職員相互の維持管理実地指導等により、ファイリング環境の定期的な内部監査、及び文書管理のための意識向上を図っている。

- ・ファイリングシステム維持管理用消耗品 825,000 円
- ・ファイリング用3段キャビネット購入 189,000 円

## (2) 廃棄文書リサイクル

### ○ 目的

平成20年度より継続して実施。廃棄文書リサイクル事業により、文書の廃棄作業に要する時間の短縮・作業の効率化、及び人的コストの削減を図る。さらに裁断処理により廃棄文書の個人情報漏洩のリスクにも配慮し、かつリサイクル処理によるゴミの減量化、省資源化についても寄与するものである。

### ○ 内容

シュレッダー処理による廃棄文書は、個人情報を含む保存年限経過文書、及び随時廃棄文書を対象に、合せて年間約23トンの廃棄量を見込んでいる。市役所敷地内等において、年間5回程度、シュレッダー裁断処理を実施している。作業は市職員の立会いのもと、委託業者所有の大型シュレッダー登載車両(トラック)により行い、その後古紙リサイクルルートにのせるものである。これにより、的確なセキュリティが確保されるほか、ゴミの減量化と環境問題に配慮しつつ、業務の効率化による文書廃棄作業に要する労力・人件費の軽減につながっている。

- ・廃棄文書リサイクル処分委託料 249,000 円

[担当：総務課] P. 58

2201 法務に要する経費 5,952,000 円 (6,723,000 円)

[一財 5,952,000 円]

### ○ 目的

引き続き取手市例規集データベースシステムを運用するとともに、例規整備支援システムの活用、官報及び法令関係書誌の購読、顧問弁護士の委嘱等を通じ、自律的かつ適正な法務運営を図る。

また、平成28年4月1日から施行される改正行政不服審査法に対応して、行政不服審査会を設置し、外部の有識者を委員とした第三者機関での審査を通じ、提起された審査請求に対して公正・公平な審査を実施していく。

### ○ 内容

#### (1) 行政不服審査会の開催に伴う報酬及び費用弁償

委員3人の報酬 会長 6,700 円×1人×3回、委員 6,300 円×2人×3回

#### (2) 顧問弁護士との打合せ等に伴う弁護士事務所への出張旅費

#### (3) 法令関係書誌の追録及び購読料等

#### (4) 行政活動に伴う法律問題の相談等の業務に当たる顧問弁護士(1人)の委嘱

#### (5) 取手市例規集データベースシステム(年4回更新)の運用・国家法令システムの使用

#### (6) 例規整備支援・改正情報提供システムの使用

[担当：広報広聴課] P. 58

2701 広聴活動に要する経費 9,000 円 (9,000 円)

[一財 9,000 円]

○ 目的

市長への手紙等の事業を行い、市民の声を市政に反映する。

○ 内容

- ・ 消耗品 2,000 円
- ・ 市長への手紙料金後納 7,000 円

[担当：広報広聴課] P. 59

2801 広報発行に要する経費 18,079,000 円 (18,333,000 円)

[国・県 11,000 円 一財 18,068,000 円]

\* 特財積算根拠

[国委：自衛官募集事務委託金 11,000 円]

○ 目的

- ・ 「広報とりで」…市の施策やお知らせ、市内の出来事等を掲載し、行政と市民を結ぶパイプ役として、的確な情報を提供する。
- ・ 政策特集広報「薬」…市が抱えている問題や課題、現在進めている重要施策やプロジェクト事業などを途中経過も含め分かりやすく知らせることで、市政への関心を高めるとともに、市政への参加意識の高揚を図る。

○ 内容

< 広報紙の発行 >

1 広報発行に要する経費

|    |                    |             |
|----|--------------------|-------------|
| 内訳 | ・ 正月特集市長対談謝礼       | 50,000 円    |
|    | ・ 旅費               | 5,000 円     |
|    | ・ 消耗品及び新聞等定期購読費    | 1,001,000 円 |
|    | ・ 写真現像・焼付          | 10,000 円    |
|    | ・ 広報郵送料            | 806,000 円   |
|    | ・ 「広報とりで」新聞折り込み料   | 7,719,000 円 |
|    | ・ 広報等封入業務手数料       | 72,000 円    |
|    | ・ 「広報とりで」二つ折り業務手数料 | 75,000 円    |
|    | ・ 「広報とりで」印刷業務委託料   | 6,069,000 円 |
|    | ・ 「生活便利帳」印刷業務委託料   | 324,000 円   |
|    | ・ 「政策特集広報」印刷業務委託料  | 1,289,000 円 |

2 発行概要

(1) 広報とりで

- ・ 規格：タブロイド版 年 24 回 (計 198 ページ)  
12 ページ 年 2 回、8 ページ 年 21 回、6 ページ 年 1 回
- ・ 印刷部数：42,000 部

(2) 政策特集広報「藁」

- ・規格： A4版 8ページ 年3回 (計24ページ)
- ・印刷部数：45,200部

3 配布方法

(1) 広報とりで

- ・新聞折り込みによる配布(折り込み部数 36,095部)
- ・郵送による配布(郵送件数 360通)※新聞未購読者等への郵送
- ・市民課・藤代総合窓口課・取手支所・取手駅窓口・公民館・郵便局・駅(JR・TX・関東鉄道)・スーパーマーケット等に配置

(2) 政策特集広報「藁」

- ・各地区市制協力員から各世帯へ配付

<広報車賃貸借>

- ・年間リース料金 222,000円
- ・燃料費 78,000円

<東口駅前河川情報掲示板>

- ・光熱水費(国土交通省と折半した市負担額)年間 300,000円

[担当：広報広聴課] P.59

2901 市民相談に要する経費 4,586,000円 (4,559,000円)

[一財 4,586,000円]

○ 目的

市民の日常生活上の悩みに応じた各種相談業務の開設や市役所に来た方への細やかな案内業務をするなど市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・市民相談一覧

| 相 談 種 別           | 内 容                  |
|-------------------|----------------------|
| 市 民 相 談           | 市民の多種多様な相談に関する事      |
| 総 合 案 内 窓 口       | 来庁者に対する案内業務に関する事     |
| 行 政 相 談 (月2回)     | 行政(国や県)に関する事         |
| 人 権 相 談 (月2回)     | 人権・相続・近隣関係等に関する事     |
| 司 法 書 士 相 談 (月1回) | 土地等の登記、金銭貸借・相続等に関する事 |
| 法 律 相 談 (月4回)     | 相続・離婚・多重債務等民事事案に関する事 |
| 社会保険労務士相談 (月1回)   | 年金・労働問題全般に関する事       |
| 行 政 書 士 相 談 (月1回) | 相続・遺言・土地等に関する事       |

- 内訳
- ・消耗品 23,000円
  - ・市民法律相談業務委託 1,679,000円
  - ・総合案内業務委託 2,670,000円
  - ・人権擁護委員協議会負担金 214,000円

[担当：広報広聴課 → H28 魅力とりで発信課] P. 60

3101 ホームページ管理に要する経費 1,284,000 円 (2,686,000 円)

[その他 1,100,000 円 一財 184,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：広告掲載料 1,100,000 円]

○ 目的

ホームページを有効に活用して市を広く PR し、市民生活に必要な情報を迅速に、また誰に対しても優しく提供することで、より充実した情報共有を目指すため、ホームページのコンテンツ検証と、高齢者・障害者を含めた誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できる取り組み（ウェブアクセシビリティ）の認識の向上や探しやすいホームページの実現のための職員研修を行う。

○ 内容

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| ・旅費                 | 6,000 円   |
| ・ホームページリニューアル効果検証業務 | 499,000 円 |
| ・アクセシビリティ支援機能使用料    | 519,000 円 |
| ・多言語自動翻訳サービス使用料     | 260,000 円 |

## 1 総務管理費 3 友好交流費

[担当：秘書課] P. 61

2001 都市間交流に要する経費 3,881,000 円 (3,899,000 円)

[一財 3,881,000 円]

○ 目的

取手市民とユーバ市民の交流を深めるとともに、国際性豊かな学生を育成するため、ユーバ市からの受け入れ事業および取手市中・高生の派遣事業を実施し、国際社会の構築を積極的に推進する。受け入れ事業については、ウェルカムパーティーや、取手市について広く知ることができ、興味を持ってもらえるような視察や体験企画など、互いの交流をさらに促進して今後の両市関係に資することができるような事業を行う。また、昨年度から新たな試みとして始めた絵手紙交流も引き続き実施し、両市の学生の交流を促進する。

中国桂林市との友好都市交流についても交流事業を推進する。両市の市民同士がより交流を深め、両国友好を推進できるよう、平成 28 年度においても市民訪中団派遣を実施するほか、昨年度から始めた絵手紙交流を活用し、両市の学生が交流する場を設けることで、交流の促進を図る。

取手市国際交流協会は、日本語教室の実施を始め、交流会を通じた外国人と市民の交流の場を提供するなど、在住外国人が地域社会に溶け込みやすい環境をつくるための事業を推進しており、「多文化共生社会」の構築を推進している。そのため、市としてその活動を支援する。

○ 内容

・取手市国際交流協会への補助 720,000 円

[主な事業]

在住外国人のための日本語教室・外国人とのバスツアー・会報の発行・世界の料理を楽



しむ集い・取手チャットスクエア（TCS）・シニアのための英会話講座・通訳および無料相談会等のボランティア活動

- ・姉妹都市ユーバ市との交流事業 2,102,000 円
  - 【派遣】 ユーバ市（中・高生）派遣補助金 540,000 円
  - ユーバ市派遣時英会話研修謝礼 8,000 円
  - ユーバ市（随行職員等）派遣経費 1,158,000 円（記念品、旅費、電話など）
  - 【受入】 ユーバ市訪問団受け入れ記念品、ホストファミリー謝礼等 296,000 円
  - その他受入諸費用、パーティー用消耗品等 100,000 円
- ・桂林市交流事業 1,015,000 円
  - 〔主な事業〕 桂林市への市民親善訪問団派遣
- ・姉妹都市間絵手紙交換展示会消耗品・郵送料 34,000 円
- ・日中友好協会負担金 10,000 円

## 1 総務管理費 6 財産管理費

[担当：管財課] P. 64

### 0601 契約事務に要する経費 2,675,000 円 (2,809,000 円)

[一財 2,675,000 円]

○ 目的

入札・契約における公平性、透明性、競争性の確保を図るとともに、入札・契約事務の適正な運用を推進する。

○ 内容

入札・契約の過程並びにその内容を客観的な視点から審議する外部委員による入札監視等委員会（平成 19 年度設置）を開催するほか、インターネット上でのやり取りによって入札手続きを行う電子入札システム（平成 18 年度導入）を活用した入札を執行する。

主な事業費

| 事業項目             | 予算額                  | 備考                        |
|------------------|----------------------|---------------------------|
| 入札監視等委員会の開催      | 報償費 64,000 円         | 取手市入札監視等委員会を年 2 回開催       |
| 電子入札システムによる入札の執行 | 使用料及び賃借料 2,568,000 円 | 茨城県建設 CALS/EC 共同利用センター利用料 |

[担当：公共施設整備課] P. 65

### 0801 公共施設の整備に要する経費 10,500,000 円 (3,700,000 円)

[国・県 718,000 円 その他 4,282,000 円 一財 5,500,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分）

2,156,000 円×1/3≒718,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 4,282,000 円]

○ 目的

公共施設の耐震診断調査を実施し、その結果に基づく耐震補強工事をするることにより、

公共施設の耐震性の確保と環境の整備を図る。また、建築基準法に基づく公共施設の定期点検を実施し、建築物の損傷、腐食その他の劣化状況を把握する。

○ 内容

耐震診断調査業務委託料（高須体育館） 5,000,000 円  
 施設定期点検業務委託料 5,500,000 円

[担当：管財課] P. 65

2001 庁舎の管理に要する経費 144,091,000 円 (90,609,000 円)

[一財 144,091,000 円]

○ 目的

取手市役所庁舎全体の維持管理を図る。

○ 内容

庁舎管理業務委託内訳

| 委 託 料               | 予算額 (円)    | 内 容               |
|---------------------|------------|-------------------|
| 庁舎管理業務委託料           | 22,518,000 | 22,518,000×1      |
| 夜間警備委託料             | 5,703,000  | 5,703,000×1       |
| 電話交換業務委託料           | 10,965,000 | 10,965,000×1      |
| 消防設備保守点検委託料         | 605,000    | 庁舎年 2 回 605,000×1 |
| 電気設備検査委託料           | 735,000    | 年次・毎月点検 735,000×1 |
| エレベーター保守点検委託料       | 1,024,000  | 年 12 回            |
| 自動ドア保守点検委託料         | 324,000    | 年 2 回             |
| 植栽・剪定業務委託料          | 901,000    | 剪定年 2 回：除草年 5 回   |
| 市役所敷地内草刈業務委託料       | 400,000    | 年 1 回             |
| PCB 廃棄物処理業務委託料      | 49,133,000 | 49,133,000×1      |
| ガスヒートポンプエアコン保守点検委託料 | 270,000    | 議会棟 2 台／年 1 回     |
| 電話交換機保守点検委託料        | 1,944,000  | 1,944,000×1       |
| 自家発電設備定期点検業務委託      | 411,000    | 411,000×1         |

※PCB 廃棄物処理業務委託料について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB 特措法)及び環境省の「PCB 廃棄物処理基本計画」により定められた処理期限内に、市で保管している PCB 廃棄物を処理するための業務委託料である。

[担当：管財課] P. 66

2101 自動車の維持管理に要する経費 62,362,000 円 (25,525,000 円)

[その他 35,467,000 円 一財 26,895,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,900,000 円]

[繰入金：地域福祉基金繰入金 27,000,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,500,000 円]

[諸収入：広告掲載料 67,000 円]

○ 目的

公用車の効率的維持管理を図る。

○ 内容

・自動車維持管理内訳

| 委託料         | 予算額(円)     | 内容                        |
|-------------|------------|---------------------------|
| 市バス等運転業務委託料 | 3,400,000  | 18,360 円/1 日×150 日 その他手当等 |
| 使用料及び賃借料    | 予算額(円)     | 内容                        |
| 公用車リース料     | 12,780,000 | 現リース車 34 台、新規リース車 4 台     |

・その他業務

(1) 50 人乗りバス購入 34,000,000 円

市有バスは、平成 4 年 6 月の初年度登録から 23 年以上経過し、総走行距離 49 万キロを経過し老朽化が進み、修繕に要する費用も増加傾向にある。そのため、50 人乗り市有バスを廃車し、新たに 50 人乗りのバスを購入するもの。

(2) バス用車庫改修工事 3,305,000 円

平成 6 年 1 月に建築した 50 人乗りバス用の車庫について、シャッターの損耗等老朽化が著しいため、改修工事を行うもの。

[担当：管財課] P. 67

2201 市有財産管理に要する経費 6,599,000 円 (8,560,000 円)

[一財 6,599,000 円]

○ 目的

公有財産台帳システムの維持管理と市有地の環境整備を図る。

○ 内容

| 委託料               | 予算額(円)    | 内容               |
|-------------------|-----------|------------------|
| 市有地草刈業務委託料        | 3,629,000 | 市有地全 24 か所の除草・処分 |
| 公有財産台帳管理システム更新委託料 | 1,534,000 | 台帳情報更新・システム保守    |

[担当：藤代総合窓口課] P. 67

2301 藤代庁舎の管理に要する経費 31,208,000 円 (266,465,000 円)

[その他 1,400,000 円 一財 29,808,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,400,000 円]

○ 目的

藤代庁舎全体の適正な維持管理を図る。

○ 内容

施設の適切な維持管理のための委託料等である。

委託料

- ・機械設備環境衛生管理業務委託料 4,828,000 円
- ・清掃管理業務委託料 5,670,000 円
- ・消防設備保守点検委託料 376,000 円
- ・エレベーター保守点検委託料 519,000 円
- ・植栽剪定業務委託料 317,000 円
- ・夜間警備委託料 4,433,000 円
- ・電気設備検査委託料 238,000 円
- ・自動ドア保守点検委託料 265,000 円

## 1 総務管理費 7 企画費

[担当：特定政策推進室 → H28 政策推進課] P. 69

1001 行政改革推進委員会に要する経費 270,000 円 (393,000 円)

[一財 270,000 円]

### ○ 目的

行政サービスの質の向上と持続可能な行政経営の実現を目的として、次期行革プランである「とりで行政経営改革プラン 2016」を策定する。策定にあたり、市民及び有識者から構成される行政改革推進委員会において審議を行う。

### ○ 内容

平成 28 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「とりで行政経営改革プラン 2016」について行政改革推進委員会に諮問し、4 回程度の審議を経て答申をいただく。

[担当：公共施設整備課] P. 70

2202 公共施設マネジメントに関する経費 4,800,000 円 (9,501,000 円)

[一財 4,800,000 円]

### ○ 目的

市民の利便性を考慮しつつ最少の経費で最大の効果を得るため、費用の削減や機能の改善などを積み重ねながら、将来を見据えた横断的な視点に立って全体最適の実現を目指す。

### ○ 内容

公共施設のファシリティ(土地・建物・設備)情報が、データベースシステムにより一元管理・共用化がなされ、さらに情報の充実や活用の推進を図る。

また、保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための取手市公共施設等総合管理計画に基づき、具体的な計画推進の手順を見える化した中期行動計画を策定する。

- ・公共施設マネジメントシステム使用料 985,000 円
- ・公共施設マネジメント実施計画策定支援業務委託料 3,696,000 円

## 1 総務管理費 8 電算組織管理費

[担当：情報管理課] P. 70

2001 電算・OA化等に要する経費 307,385,000 円 (264,799,000 円)

[国・県 2,602,000 円 その他 312,000 円 一財 304,471,000 円]

\* 特財積算根拠

[国委：国民年金事務委託金 2,321,000 円]

[国委：特別児童扶養手当事務委託金 219,000 円]

[県委：常住人口調査委託金 62,000 円]

[手数料：注射済票交付手数料 248,000 円]

[財産収入：(株)茨城計算センター配当金 64,000 円]

#### ○ 目的

住民記録、税金、福祉など、市民が行う様々な手続きについて、市が迅速な窓口対応を提供するとともに、その後の内部処理業務、財務管理業務、文書管理業務等について、コンピュータシステムを活用し、正確で高速な事務処理を実現するものである。

庁内ネットワークの活用により藤代庁舎、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口コーナーでも本庁舎と同様の証明発行業務や手続きの受付を行うほか、県域 WAN（いばらきブロードバンドネットワーク）を活用して、市民がインターネットを使って利用できる電子申請・届出サービス、公共施設予約サービス、市内地図情報閲覧サービス、メール配信サービス、ウェルネスプラザにおける公衆無線 Wi-Fi の提供等、市民の利便性向上を図るものである。

#### ○ 内容

##### (1) 各種ネットワーク及びシステム維持費

庁内システムの運用及びインターネットサービス提供を行うためのネットワーク回線の確保と維持、県と共同で整備運営しているいばらき電子申請・届出システム、いばらき公共施設予約システム、茨城県域統合型 GIS 及び、県域 WAN を活用して接続している LGWAN（総合行政ネットワーク）の運用管理、LGWAN を活用した番号制度にかかる中間サーバシステムの保守管理を行なう。

また、本庁舎内、公共施設及び小中学校において、ネットワーク機器及びネットワークに接続するパソコン端末、KIOSK 端末等の整備、維持を行なう。

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| ・サーバ室夜間警備委託料              | 467,000 円    |
| ・電算室自動消火装置使用料             | 531,000 円    |
| ・電算室自動消火装置点検委託料           | 46,000 円     |
| ・光専用回線、サーバ室夜間警備専用回線通信運搬費  | 14,231,000 円 |
| ・いばらきブロードバンド負担金           | 5,613,000 円  |
| ・情報系サーバ機器等使用料             | 34,928,000 円 |
| ・情報系ネットワーク運用管理業務委託料       | 6,480,000 円  |
| ・第 3 次 LGWAN 機器使用料        | 400,000 円    |
| ・第 3 次 LGWAN 機器保守点検委託料    | 174,000 円    |
| ・出先機関フロアスイッチ使用料           | 2,571,000 円  |
| ・無線 LAN 機器使用料             | 1,473,000 円  |
| ・公衆無線 LAN 機器使用料           | 1,530,000 円  |
| ・事務用パソコン使用料               | 26,356,000 円 |
| ・情報系端末用パソコン使用料            | 853,000 円    |
| ・事務用プリンター使用料              | 1,724,000 円  |
| ・メール配信システム管理委託料           | 1,556,000 円  |
| ・いばらき公共施設予約システム整備運営協議会負担金 | 1,149,000 円  |
| ・電子申請・届出システム負担金           | 195,000 円    |
| ・統合型 GIS 負担金              | 688,000 円    |

|                    |            |
|--------------------|------------|
| ・地方公共団体情報システム機構負担金 | 180,000円   |
| ・県高度情報化推進協議会負担金    | 40,000円    |
| ・中間サーバ保守運用負担金      | 2,678,000円 |

(2) 電算機処理委託・電子計算機器リース

住民基本台帳・各種税台帳等大量のデータ処理及び管理、財務会計・予算編成等の事務処理システムの安定的かつ継続的な運用、各種帳票類作成等の定型業務の効率的かつ正確な遂行を行うため情報処理業務を委託するものである。

あわせて、これらシステムの安全で確実な稼動のため、サーバ、バックアップ装置、ネットワーク機器及び窓口端末等、住民サービスの提供及び内部事務処理上重要な機器類を整備し、保守管理を図るものである。

|               |              |
|---------------|--------------|
| ・電算機情報処理業務委託料 | 188,796,000円 |
| ・業務系サーバ機器等使用料 | 9,392,000円   |

[担当：情報管理課・社会福祉課] P. 71

2101 社会保障・税番号制度関係システム整備に要する経費

2,401,000円 (12,175,000円)

[国・県 1,632,000円 一財 769,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省） 505,000円]

[国補：社会保障・税番号制度システム整備費補助金（厚労省） 1,127,000円]

○ 目的

平成25年に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称「番号法」）を受けて、必要な関係システムの整備を行うことで、制度に対応させる。

○ 内容

以下の関係システムについて、平成29年7月から開始予定の自治体間での情報連携に向けて必要な改修作業を行う。

|  |            |
|--|------------|
| ・住民基本台帳システム改修業務委託料   | 123,000円   |
| ・地方税務システム改修業務委託料   | 434,000円   |
| ・団体内統合宛名システム改修業務委託料  | 96,000円    |
| ・社会保障システム改修業務委託料(障害者福祉、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、健康管理、国民年金、子ども子育て給付) | 560,000円   |
| ・社会保障システム改修業務委託料(生活保護)   | 1,188,000円 |

1 総務管理費 9 交通安全対策費

[担当：安全安心対策課] P. 72

0501 交通安全事務に要する経費 2,143,000円 (2,164,000円)

[その他 105,000円 一財 2,038,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：県民交通災害共済加入推進交付金 105,000 円]

○ 目的

各年齢層に適応した交通安全教育と道路交通の現場における啓発活動を推進し、さらに民間交通安全活動団体の補助育成などにより、交通事故の無い明るいまちづくりを推進するとともに市民の交通安全意識の高揚を図る。

○ 内容

- ・自転車安全利用条例の啓発活動
- ・各交通安全対策に関する会議等への出席
- ・春、夏、秋、年末の交通安全運動の実施
- ・幼児、児童、生徒、高齢者への交通安全教室の開催
- ・各交通安全活動団体への負担金、補助金

[担当：安全安心対策課] P. 73

2001 交通安全の施設整備に要する経費 7,696,000 円 (7,511,000 円)

[一財 7,696,000 円]

○ 目的

交通危険箇所の視野を確保し、道路構造の視認性を高め、危険事項を掲示するなどにより交通事故の未然防止と交通の円滑化を図る。

○ 内容

- ・カーブミラー新設 49 基、修繕 50 ヶ所
- ・交通安全看板の設置
- ・道路区画線標示 3,170m、修繕 2,950m
- ・パトライト修理
- ・パトライト電気代

[担当：安全安心対策課] P. 73

2101 自転車駐車場の維持管理に要する経費 49,262,000 円 (57,619,000 円)

[その他 21,664,000 円 一財 27,598,000 円]

\* 特財積算根拠

[使用料：自転車駐車場使用料 19,364,000 円]

[使用料：バイク駐車場使用料 2,284,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 16,000 円]

○ 目的

自転車等駐車場の需要が多い駅周辺における自転車等駐車場を確保・維持管理することにより駐車場利用者の利便性の向上を図り、路上放置自転車等を無くして交通の円滑と安全を図る。

○ 内容

- ・管理委託 (6 ヶ所)
- ・土地借上料 (4 ヶ所)

取手駅前西口の自転車駐車場「サイクルステーションとりで」(地下1階・地上3階からなる自走式と機械式併用自転車駐車場、収容台数 873 台) の更なる利便性の向上と適正な

維持管理を図る。

[担当：安全安心対策課] P. 74

2201 放置自転車対策に要する経費 6,584,000円(7,221,000円)

[その他 355,000円 一財 6,229,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：放置自転車移動保管手数料 350,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000円]

○ 目的

取手駅・新取手駅周辺の路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を確保するとともに交通道德の高揚を図る。

○ 内容

- ・ 放置自転車撤去移動
- ・ 放置自転車処分
- ・ 保管場所管理、放置自転車の返還
- ・ 取手駅放置整理区域の監視

[担当：安全安心対策課] P. 75

2301 交通安全推進指導隊に要する経費 2,404,000円(2,404,000円)

[一財 2,404,000円]

○ 目的

交通道德の普及と高揚を図り、交通事故を未然に防止して交通安全を確保するとともに市民の自主的交通安全活動を推進指導する。

○ 内容

- ・ 自転車安全利用の指導、助言活動
- ・ 通学路の安全点検
- ・ 花火大会、地区祭礼指導等での交通整理
- ・ 公的催事、地域の祭礼等での交通指導
- ・ 各交通安全運動期間中のキャンペーン、立哨活動

## 1 総務管理費 10 地方振興費

[担当：市民協働課] P. 75

1001 市政協力員に要する経費 14,586,000円(14,542,000円)

[一財 14,586,000円]

○ 目的

地域と行政との連絡調整役として市政協力員を委嘱し、市民生活の利便と市政運営の円滑化を図るとともに、市政協力員としての見識を深めるために研修会を実施する。

○ 内容

- ・ 市政協力員報酬（市政協力員 81名）
- ・ 功労者表彰記念品
- ・ 研修会経費

[担当：市民協働課] P. 75

1101 市補助金等検討委員会に要する経費 224,000円(224,000円)



[一財 224,000 円]

○ 目的

市民による自主的なまちづくり活動への支援を目的とした一般公募補助金制度により、申請のあった事業について団体から事業概要の説明及び質疑応答によるヒアリングを行うなど事業の必要性や効果について審査し、補助金の効果的な交付を図る。

さらに、施策補助金についても委員の意見を伺う。

○ 内容

- ・委員会開催に伴う委員謝礼

委員長 6,700 円×1 人×7 回、委員 6,300 円×4 人×7 回

- ・H28 年度一般公募補助対象事業

(単位：円)

| 団体名         | 事業名             | 事業内容   | 予算額     | 担当課   |
|-------------|-----------------|--|---------|-------|
| チャレンジの広場    | チャレンジの広場事業      | ボッチャ・スポーツ吹き矢などの障害者スポーツを通して、障害者と健常者が交流するイベントを開催。  | 35,000  | 障害福祉課 |
| 手話サークル「あゆみ」 | 手話サークル「あゆみ」事業   | 手話を通じた聴覚障害者等への社会参加の呼びかけや会員の手話の習得と技術の向上を図る。       | 60,000  | 障害福祉課 |
| 取手合唱連盟      | 取手市内合唱団体の活動支援事業 | 取手市及び近隣地域の音楽情報提供並びに相互交流の場とした合同演奏会（ふれあいコンサート）を開催。 | 130,000 | 文化芸術課 |

[担当：市民協働課] P. 76

2001 地区振興に要する経費 27,353,000 円 (26,951,000 円)

[その他 5,002,000 円 一財 22,351,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料：認可地縁団体登録証明書交付手数料 2,000 円]

[諸収入：コミュニティ助成事業補助金 5,000,000 円]

○ 目的

各地区の自主的なコミュニティづくりのための活動を積極的に支援し、地域の連帯感を深め、自治組織の強化と円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・地区補助金の交付 (74 地区)
- ・コミュニティ助成事業補助金 (和田町内会・台宿町内会)

[担当：市民協働課] P. 76

2201 市民活動支援に要する経費 4,552,000 円 (4,112,000 円)

[その他 217,000 円 一財 4,335,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料：コピー手数料 30,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 100,000 円]

[諸収入：印刷機使用料 87,000 円]

○ 目的

市民の自主的な社会貢献活動を促進するために、市民活動支援センターを拠点として相談業務や情報の収集・発信、活動場所の提供を行うとともに、市民活動に参加している方や興味のある方に、今後の活動に役立つ知識を学ぶ講座や講演会を開催し、市民の自主的な社会貢献活動を促進するための支援を行う。

また、市民との協働によるまちづくりを効果的に推進するために、市民協働基本方針策定及び市が管理する公共施設等の里親制度登録団体に対して支援を行う。

○ 内容

- ・市民活動支援の講座及び講演会の開催
- ・市民活動団体の活動場所と情報の提供
- ・市民活動支援センターの管理運営
- ・市民協働基本方針策定委員会開催に伴う委員謝礼
- ・里親登録団体への物品提供

[担当：市民協働課] P. 77

2301 地区集会所整備に要する経費 2,427,000 円 (6,077,000 円)

[一財 2,427,000 円]

○ 目的

自治会・町内会が自主的に行う地域集会所の新築・修繕等に要する経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動を側面から支援する。

○ 内容

- ・集会所整備事業補助金 (6ヶ所)
- ・集会所維持事業補助金 (3ヶ所)

(単位：円)

|   | 事業名  | 集会所名              | 事業概要                       | 補助金交付額    |
|---|------|-------------------|----------------------------|-----------|
| 1 | 整備事業 | 谷中集会所             | 床、壁の張替工事                   | 1,000,000 |
| 2 | 整備事業 | 戸田井会館             | 中廊下、納戸の床張替工事               | 239,000   |
| 3 | 整備事業 | 新町公民館<br>(相馬第3地区) | トイレの下水道接続工事                | 79,000    |
| 4 | 整備事業 | 米ノ井集会所            | 水洗トイレへの改修工事                | 220,000   |
| 5 | 整備事業 | 光風台自治会館           | 屋根補修、外壁塗装工事                | 565,000   |
| 6 | 整備事業 | 下高井会館             | 畳の表替え、空調修理                 | 179,000   |
| 7 | 維持事業 | 永山会館              | 私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費 | 60,000    |
| 8 | 維持事業 | 酒詰生活改善集会所         | 私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費 | 25,000    |
| 9 | 維持事業 | 戸頭団地賃貸住宅集会所       | 集会所の家賃に要する経費               | 60,000    |
|   | 計    |                   |                            | 2,427,000 |

## 1 総務管理費 11 災害対策費

[担当：安全安心対策課] P. 77

### 2101 防災訓練に要する経費 5,162,000 円 (865,000 円)

[一財 5,162,000 円]

#### ○ 目的

地域を守る水防団の士気の高揚と、水防技術の向上、後継者の育成・技術の継承を図るとともに国土交通省、関東1都6県、防災関係機関等の協力体制の確立と防災技術の向上及び地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、利根川水系で5年に一度の持ち回りの大規模な水防演習及び救出・救護訓練が、取手市において平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ実施する。

#### ○ 内容

- ・ 第65回利根川水系連合・総合水防演習負担金 2,000,000 円
- ・ 第65回利根川水系連合・総合水防演習配布用取手市観光パンフレット 1,053,000 円

[担当：安全安心対策課・排水対策課] P. 78

### 2201 災害対策に要する経費 31,675,000 円 (31,283,000 円)

[一財 31,675,000 円]

#### ○ 目的

災害時に備えての準備及び発生時の応急処理を行う。

#### ○ 内容

- ・ 災害時の備えとして、食糧品（アルファ米）、保存水、毛布を購入する。
- ・ 避難所の備品の整備を図るため、プライベート空間となる多目的テントを購入する。
- ・ 台風やゲリラ豪雨等、集中降雨の際の緊急的な冠水対策のため排水ポンプを設置する。
- ・ 災害時優先携帯電話にて情報通信手段を確保し、情報通信ネットワークの整備を図る。
- ・ 利根川水系県南水防組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合との連携による水防対策の充実を図る。

[担当：安全安心対策課] P. 79

### 2301 防災施設等の整備に要する経費 7,074,000 円 (13,701,000 円)

[一財 7,074,000 円]

#### ○ 目的

災害時における災害情報収集、災害情報の伝達を迅速・正確に行うため機器等の整備を推進する。

#### ○ 内容

- ・ 防災機器に関する消耗品、修繕料、その他諸経費
- ・ 防災行政無線及び全国瞬時警報システムの保守点検

[担当：安全安心対策課] P. 79

### 2401 自主防災組織に要する経費 9,155,000 円 (8,476,000 円)

[一財 9,155,000 円]

○ 目的

市民の防災意識と地域防災力の向上を図り、災害時の被害の軽減を図る。

○ 内容

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| ・ 災害時優先携帯電話(90 台) | 1,665,360 円 |
| ・ 防災士育成事業補助金      | 800,000 円   |
| ・ 自主防災組織運営補助金     | 6,088,800 円 |
| ・ 自主防災組織資機材補助金    | 600,000 円   |

[担当：社会福祉課] P. 80

2506 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う応急処理経費 3,276,000 円  
(3,371,000 円)

[国・県 776,000 円 地方債 2,500,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：被災住宅復興支援事業補助金 776,000 円]

[市債：災害援護資金貸付債 2,500,000 円]

○ 目的

災害救助法が適用された区域内において、東日本大震災の被害からの生活の立て直しのための資金の貸付け、住宅の補修費用を金融機関等から借り入れた場合の利子を補助することで生活再建の負担軽減を図る。

○ 内容

1 東日本大震災で住居等が被災した市民が、民間金融機関等から借入れをして、住宅の補修等を行う場合、利子の 1%分を補助し、負担軽減を図る。

・ 継続 (12 件)・新規分 (3 件) 776,000 円

2 東日本大震災被災者で、住居等が半壊以上の被災を受けた市民に、生活立て直しのための資金を貸し付ける。据置期間 6 年、償還期間 13 年 (据置期間を含む) 利率 1.5% (保証人がいる場合は無利子)。

・ 住宅の半壊 (1 件) 2,500,000 円

[担当：社会福祉課] P. 80

2507 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う避難者支援経費 16,924,000 円  
(20,448,000 円)

[国・県 14,225,000 円 一財 2,699,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：東日本大震災に係る災害救助費負担金 14,225,000 円]

○ 目的

東日本大震災により、住居が全壊、流失又は原発事故による避難者に対して、市が民間住宅を借上げ、応急住宅として避難者に貸与する。

○ 内容

避難者対応応急住宅借上げに伴う家賃及び共益費並びに必要な経費

・ 実避難世帯 (25 世帯分) 16,195,200 円

・制度期間延長に伴う更新事務手数料（25 世帯分） 728,784 円

[担当：下表のとおり] P. 80

2510 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う放射線対策経費 5,631,000 円  
(5,681,000 円)

[一財 5,631,000 円]

(単位：円)

| 事業項目                 | 担当課     | 目的・内容  | 事業費       |
|----------------------|---------|--|-----------|
| 市有地草枝処分委託            | 管財課     | 市有地の枝葉等の処分にあたり、残留する放射性物質の影響により直接処分が不可能なため運搬処理を委託する。                      | 98,000    |
| 保育所給食食材残留放射線検査       | 子育て支援課  | 給食の安全・安心を確保することを目的とし、児童に提供する給食食材の安全性を確認するため、市内保育所の給食食材の放射性物質検査を実施する。     | 146,000   |
| 米の放射能検査結果通知郵送料       | 農政課     | 平成 28 年産米の出荷制限が解除された際に米の放射能検査結果を市内全農家に通知するための郵送料。                        | 141,000   |
| 原発事故農畜産物損害賠償対策協議会負担金 | 農政課     | 3 市（取手市、守谷市、つくばみらい市）及び農協で共同購入した放射能測定器による放射性物質の測定事業に係る維持管理費の取手市負担分。       | 50,000    |
| 公園草枝処分委託             | 水とみどりの課 | 公園の維持管理にて発生した枝葉の処分が、放射性物質の影響により常総環境センターにおいて処分ができなくなったため、処分を業者に委託する。      | 5,000,000 |
| 小中学校給食食材残留放射線検査      | 学務給食課   | 給食の安全・安心を確保することを目的とし、児童・生徒に提供する給食食材の安全性を確認するため、市内小中学校の給食食材の放射性物質検査を実施する。 | 196,000   |

[担当：安全安心対策課] P. 80

2601 災害時要援護者対策に要する経費 72,000 円 (72,000 円)

[一財 72,000 円]

○ 目的

災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時に一連の行動をとるために支援を要する人たちを災害時要援護者といい、これらの人たちの被災を最小限にとどめるため、避難支援体制の確立を図る。

○ 内容

- ・講演会などを行い災害時要援護者への避難支援対策についての啓発を行う。
- ・防災訓練を行い災害発生時における要援護者への避難支援体制の習熟と要援護者本人及びその家族等の防災意識の高揚を図る。

## 1 総務管理費 12 国民保護対策費

[担当：安全安心対策課] P. 81

2001 国民保護対策に要する経費 99,000 円 (99,000 円)

[一財 99,000 円]

### ○ 目的

国民保護法に基づき取手市国民保護協議会を設置し、国民(取手市民)の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。

### ○ 内容

国民保護協議会委員の報酬及び旅費

## 1 総務管理費 13 男女共同参画推進費

[担当：市民協働課] P. 81

1001 男女共同参画審議会に要する経費 267,000 円 (89,000 円)

[一財 267,000 円]

### ○ 目的

本市における男女共同参画社会推進のための市長の諮問に応じ調査審議するほか、市長に建議する。

### ○ 内容

委員 7 名の報酬 委員長 6,700 円×1 人×6 回、委員 6,300 円×6 人×6 回

[担当：市民協働課] P. 81

2001 男女共同参画社会の推進に要する経費 1,762,000 円 (3,376,000 円)

[一財 1,762,000 円]

### ○ 目的

家庭、職場、地域などあらゆる分野において男性と女性がお互いの人権を尊重し個性と能力を十分に生かしきれぬ男女共同参画社会をめざし、意識の啓発と環境の整備、政策方針決定の場への女性の参画促進のための施策を、市、市民及び事業者が実施する。

### ○ 内容

[意識の改革事業]

- ・男女共同参画情報紙の発行、折込み、編集員謝礼 742,000 円
- ・研修等参加旅費 8,000 円
- ・男女共同参画誌購読料 5,000 円

[啓発人材育成事業]

- ・男女共同参画地域推進委託料 (男女共同参画に熱意のある市民が実行委員会を組織し、講演会事業などを実施する) 300,000 円

[結婚支援事業]

- ・結婚支援事業委託料 (女性のライフイベントに応じた包括的な支援の必要性から、結婚に対する支援を行うため、婚活イベントを実施する) 700,000 円

[相談事業]

- ・男女共同参画苦情処理員報酬 7,000 円

(市が実施する男女共同参画に関する施策等についての意見・苦情の申し出に対応する)

## 1 総務管理費 15 諸費

[担当：総務課] P. 82

### 2001 非核平和推進関係経費 128,000 円 (1,495,000 円)

[その他 128,000 円]

\* 特財積算根拠

[財産収入：平和基金利子 1,000 円]

[寄附金：平和基金寄附金 120,000 円]

[諸収入：戦争体験記売却代 6,000 円]

[諸収入：送料個人負担分 1,000 円]

○ 目的

非核兵器平和都市宣言都市として、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えると共に、平和の尊さを広く啓発する。

○ 内容

(1) 通信運搬費 5,000 円 原爆パネル借用のための送料

(2) 平和基金積立金 123,000 円

募金箱を市内金融機関等 28 ヶ所に設置し、募金活動を行う。

[担当：総務課] P. 83

### 2101 地域改善対策に要する経費 1,069,000 円 (1,069,000 円)

[一財 1,069,000 円]

○ 目的

人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、差別の解消を図る。

○ 内容

(1) 茨城県地域人権運動連合会取手支部への補助金 100,000 円

(2) 全日本同和会茨城県連合会取手支部への補助金 583,000 円

(3) 人権・同和問題研修会等への参加経費 交通費・宿泊費 77,200 円、資料代 205,000 円

(4) 機関紙購読料 102,048 円

[担当：政策推進課] P. 83

### 2701 常総地方広域市町村圏事務組合負担金 1,096,955,000 円 (956,036,000 円)

[一財 1,096,955,000 円]

○ 目的

近隣自治体において、広域的に共同で処理することで、より効率化できる業務を一部事務組合で行っている。常総地方広域市町村圏事務組合を組織し、下記の業務について、4市(取手市・常総市・守谷市・つくばみらい市)で共同処理するものである。

○ 内容

共同処理している業務

・ ごみ処理に関する業務

- ・総合運動公園に関する業務
- ・地域交流センターに関する業務
- ・障害者支援施設に関する業務
- ・総合防災センターに関する業務
- ・職員の共同研修に関する業務

## 2 徴税費 2 賦課徴収費

[担当：課税課] P. 86

0501 市民税等賦課に要する経費 28,476,000 円 (26,501,000 円)

[国・県 145,000 円 その他 45,000 円 一財 28,286,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：コンビニ交付事業費補助金 145,000 円]

[手数料：課税証明書 20,000 円]

[諸収入：ナンバー弁償金 1,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 24,000 円]

### ○ 目的

申告方法の多様化による利便性の向上と申告会場の混雑緩和による市民サービスの向上を図り、もって安定的な財源の確保を目的とする。

また、本年度から個人市民税関係の証明書をコンビニエンスストアで交付できるようにし、証明書を必要とする市民の利便性の向上を図る。

### ○ 内容

- ・申告受付業務委託料 5,985,000 円

申告データ入力・申告書作成補助者を派遣会社に委託することにより、監督者及び総合案内を増員し、申告者を類型化してあらかじめ必要な書類の作成を指導し、データ入力や申告書作成の効率化を図ることで、申告者の待ち時間を短縮する。

- ・コンビニエンスストアにおける税関係証明書発行に要する経費 305,000 円

平成 28 年 7 月から、個人番号カードを利用した、コンビニエンスストアにおける税関係証明書の発行を開始する。

[担当：納税課] P. 87

0701 徴収事務に要する経費 32,010,000 円 (37,579,000 円)

[その他 1,600,000 円 一財 30,410,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料：市税督促手数料 1,600,000 円]

(1)市税のコンビニ収納に要する経費 4,693,000 円

### ○ 目的

納税の利便性の向上と安定的な税収の確保を図る。

### ○ 内容

市県民税、固定資産税、軽自動車税を、コンビニエンスストアの店舗（一部を除く）から納付できる。納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能と



なる。

(2) クレジットカード収納に要する経費 1,018,000 円

○ 目的

納税の利便性の向上と安定的な税収の確保を図る。

○ 内容

市県民税、固定資産税、軽自動車税を、パソコン・スマートフォンを利用して、クレジットカード（ビザ、マスター、JCB、アメリカン・エクスプレス、ダイナース）で納付することができる。

(3) 公金収納情報データ処理委託に要する経費 7,486,000 円

○ 目的

収納率向上のため、納税者からの照会等に対する迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

市税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書（紙ベース）を、OCR 読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

(4) 茨城租税債権管理機構負担金 11,176,000 円

○ 目的

滞納者及び収入未済額の縮減を図り、収納率の向上に努める。

○ 内容

市において、徴収困難な滞納事案を積極的に移管する。

**[担当：課税課] P. 88**

**2001 資産評価システムに要する経費 44,305,000 円（48,625,000 円）**

[一財 44,305,000 円]

○ 目的

固定資産の課税客体をより正確に把握することにより、課税内容の適正化、均衡化を図る。また、誤課税を防ぐために登記簿照合等の業務を行うもの。

○ 内容

固定資産評価課税事務に利用している地図情報システムのデータを利用して、分筆や合筆等の土地の異動に伴う画地データを更新している。さらに、地目異動判読調査業務、家屋異動判読調査業務を追加し、誤課税防止を図り適正な課税業務を行えるようにするものである。また、航空写真の活用により評価対象となる土地及び家屋の利用状況を把握し、現況確認業務をもとに適正な評価と課税を行う。

- ・ 固定資産評価システム業務委託料 39,150,000 円
- ・ 固定資産評価用航空写真撮影業務委託料 4,396,000 円
- ・ 土地評価システム用パソコン等使用料 759,000 円

[担当：課税課] P. 88

2101 不動産評価鑑定に要する経費 25,744,000円(2,967,000円)

[一財 25,744,000円]

○ 目的

固定資産税の賦課時における、適正な評価額を得る。

○ 内容

平成25年度から、平成27年度評価替に伴う固定資産土地の正確な把握と適正な評価のため、本鑑定及び下落率修正においてそれぞれ570地点の3か年分を同一の不動産鑑定士に委託することとした。今年度は平成28年7月1日時点での下落修正率算定業務を行う。

また前回同様に、今年度から平成30年度評価替えに向けて固定資産土地の正確な把握と適正な評価のため、本鑑定1回及び下落率算定3回、それぞれ570地点の業務を同一の不動産鑑定士に4ヶ年分を債務負担行為により委託するもので、今年度においては平成29年1月1日時点での本鑑定業務を行う。

### 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費

[担当：市民課] P. 89

0501 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 25,631,000円(26,473,000円)

[国・県 1,426,000円 その他 22,026,000円 一財 2,179,000円]

\* 特財積算根拠

[国委：中長期在留者住居地届出等事務委託金 1,305,000円]

[県委：人口動態調査事務委託金

$\{2,880 + (@38 \times 2,310 \text{ 件})\} \times 1.08 + 5,100 \approx 103,000 \text{ 円}$ ]

[県委：日雇健康保険事務委託金

受給資格 @79.45  $\times$  197 件 + 手帳交付 @79.45  $\times$  33 件  $\approx$  18,000 円]

[手数料：総務手数料 5,885,000円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 16,141,000円]

○ 目的

戸籍・住民基本台帳関係の届出及び各種証明書の交付について、戸籍システムのリースにより、事務処理の正確性や迅速性をさらに高め、また4箇所の出先機関との連携により市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・ 戸籍総合システムの機器一式及びソフトに要する経費
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムのリースに要する経費
- ・ 記載事項証明の編集発行や山王郵便局での住民票等の交付に必要な窓口証明発行機をリースする経費

<戸籍・住民票等の手数料件数>

(1)総務手数料 8,695,000円

| 種 別           | 単 価 (円) | 件 数    | 合 計 (円)   |
|---------------|---------|--------|-----------|
| 印 鑑 登 録       | 200     | 4,600  | 920,000   |
| 印 鑑 登 録 証 明   | 200     | 35,000 | 7,000,000 |
| 仮 ナ ン バ ー     | 750     | 700    | 525,000   |
| そ の 他 の 証 明   | 200     | 100    | 20,000    |
| 個 人 番 号 カ ー ド | 800     | 100    | 80,000    |
| 通 知 カ ー ド     | 500     | 300    | 150,000   |

(2)戸籍住民登録手数料 22,612,800円

| 種 別                      | 単 価 (円)      | 件 数      | 合 計 (円)          |
|--------------------------|--------------|----------|------------------|
| 戸 籍 謄 本                  | 450          | 12,000   | 5,400,000        |
| 戸 籍 抄 本                  | 450          | 3,500    | 1,575,000        |
| 除 原 謄 抄 本                | 750          | 6,000    | 4,500,000        |
| 受 理 証 明 書 他              | 350<br>1,400 | 300<br>2 | 105,000<br>2,800 |
| 戸 籍 記 載 事 項 証 明          | 350          | 60       | 21,000           |
| 住 民 票 の 写 し<br>(広域住民票含む) | 200          | 50,040   | 10,008,000       |
| 住民票の写し(6人以上)             | 300          | 470      | 141,000          |
| 住 基 閲 覧                  | 2,000        | 20       | 40,000           |
| 戸 籍 附 票                  | 200          | 1,400    | 280,000          |
| 住 基 記 載 事 項 証 明          | 200          | 1,700    | 340,000          |
| 身 分 証 明                  | 200          | 1,000    | 200,000          |

[担当：取手支所] P. 90

0601 支所事務に要する経費 6,804,000円 (6,569,000円)

[その他 8,000円 一財 6,796,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 8,000円]

○ 目的

市内東部及び取手駅周辺等の住民を対象に戸籍・住基関係の届出、住民票・印鑑証明書等各種証明書の交付、国民健康保険・国民年金の資格得喪届、児童手当・医療福祉費等支給申請、各種税・手数料等の収納その他、広範な窓口業務を取り扱っている。又、市の行事や観光・地理の案内等も行い、地域住民の利便に供している。

市内西部においては、戸頭公民館内に戸頭窓口を設置し、戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明・各種税証明等の発行業務を行い、市民サービスの向上を図っている。

○ 内容

- ・ 一般職非常勤報酬
- ・ オンライン端末機使用料
- ・ 保守点検委託料
- ・ 戸頭窓口電子レジスター購入費

[担当：取手支所] P. 91

0701 取手駅前窓口事務に要する経費 9,688,000円(9,802,000円)

[一財 9,688,000円]

○ 目的

取手駅利用の通勤・通学者の方々の利便向上を目指し、業務時間を午前10時から午後7時までとし、土・日・祝日においても業務を行う。毎月第3水曜日及び年末年始の定休日を除き、戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明書等各種証明書の交付、各種税及び手数料の収納及び図書の貸出業務も行っている。

今後も、多様化する市民のニーズやライフスタイルに対応し、尚一層の市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・ 一般職非常勤報酬
- ・ 機械警備委託料
- ・ 駅前窓口借上料
- ・ 駅前窓口利用者用駐車場借上料
- ・ 光熱水費
- ・ 公用車リース料
- ・ 駅前窓口電子レジスター購入費

[担当：市民課] P. 92

2001 自動交付機に要する経費 7,069,000円(7,069,000円)

[その他 7,069,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：総務手数料 2,000,000円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 5,069,000円]

○ 目的

本庁舎及び藤代庁舎に設置してある2台の自動交付機により、市民の多様なニーズやライフスタイルに対応するため、閉庁後や土・日曜日でも住民票の写しや印鑑登録証明の交付が受けられるようにするとともに、手続きの簡素化による窓口の混雑緩和を図る。

○ 内容

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| 設置場所    | ・ 取手市役所本庁舎玄関ホール内及び藤代庁舎玄関ホール内 |
| 稼働日及び時間 | ・ 平日 午前8時30分～午後7時            |
|         | ・ 土日 午前8時30分～午後5時            |
| 稼働休止日   | ・ 祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)     |
|         | ・ 振替休日及び国民の休日                |

[担当：市民課] P. 92

2101 郵便局による諸証明発行に要する経費 442,000円(180,000円)

[その他 442,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：戸籍住民登録手数料 442,000円]

○ 目的

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、山王支

所の廃止の代替施設として平成 15 年 12 月に藤代山王郵便局において各種証明書の発行業務を実施している。

○ 内容

1. 以下の請求の受付及び交付事務（本人請求に係わるもの）

- ・ 戸籍の謄本・抄本（除籍も含む）
- ・ 納税証明及び所得証明
- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍附票の写し
- ・ 印鑑登録証明

2. 取扱日及び時間

土・日曜日・祝祭日及び 12/29～1/3 を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで

3. 主な経費の内訳

郵便局での申請・交付業務に必要な窓口証明発行機をリースする経費、窓口証明発行機の保守点検委託料、郵便局の取扱手数料及び電話回線使用料などである。

[担当：市民課] P. 92

**2201 個人番号事務に要する経費 25,252,000 円 (38,035,000 円)**

[国・県 18,964,000 円 その他 283,000 円 一財 6,005,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：個人番号カード交付事業費補助金 9,993,000 円]

[国補：個人番号カード交付事務費補助金 8,971,000 円]

[手数料：総務手数料 230,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 53,000 円]

○ 目的

各機関において分散管理されている個人情報をつなぐ役目と、国や地方公共団体等における情報連携等のメリットのために、平成 27 年 10 月 5 日から個人番号（マイナンバー）制度が実施され、それに伴う個人番号カードの作成業務等を地方公共団体情報システム機構（以下 J-LIS）に一括業務委託し、市民課・藤代窓口において個人番号カードの交付事務等を行う。

○ 内容

- ・ 個人番号カード発行業務に伴う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への関連事務委任交付金
- ・ 個人番号カード発行業務に伴う臨時職員の賃金等
- ・ 個人番号カード交付時に使用する顔認証用機器の使用料
- ・ 個人番号カードプリンター使用料

[担当：市民課] P. 93

**2401 旅券事務に要する経費 4,081,000 円 (3,303,000 円)**

[その他 17,000 円 一財 4,064,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 17,000 円]

○ 目的

旅券（パスポート）事務が県から市町村に権限委譲となり業務を行なっている。月曜日か

ら金曜日に申請・交付業務を行い、日曜日の午前中に交付業務のみを行うことで市民サービスの向上を図る。

○ 内容

旅券(パスポート)の申請受付、審査及び交付事務を行う。

窓口開設日時：月曜から金曜日 午前9時から午後4時45分

日曜日(交付のみ) 午前9時から正午

[担当：市民課] P. 94

**2501 コンビニ交付に要する経費 9,534,000円 新規**

[国・県 4,293,000円 その他 1,540,000円 一財 3,701,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：コンビニ交付事業費補助金 4,293,000円]

[手数料：総務手数料 580,000円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 960,000円]

○ 目的

平成27年10月から個人番号(マイナンバー)制度が開始されたことに伴い、申請者に個人番号カード(マイナンバーカード)の交付が開始された。個人番号カードを持っていれば、特段の手続きなしで、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス等の全国約45,000店舗(平成27年4月現在)で、住民票、印鑑証明等の発行が可能となる。発行可能時間も土日祝日含む(12月29日から1月3日を除く)すべての日の午前6時30分から午後11時まで発行可能となり、利便性が向上するとともに窓口待ち時間の縮減や窓口業務の軽減が図れる。

○ 内容

- ・コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への手数料
- ・コンビニ交付システム整備業務委託料(導入一時経費)
- ・コンビニ交付サーバークラウド使用料
- ・コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への運営負担金

**3 戸籍住民基本台帳費 2 住居表示費**

[担当：市民課] P. 94

**2001 住居表示に要する経費 691,000円(62,000円)**

[一財 691,000円]

○ 目的

住居表示区域に係る町名、街区及び住居番号の表示並びに住居表示台帳の維持管理

○ 内容

- ・住居表示区域内における建物の新築(新設)及び増改築に係る住居番号の設定並びに住居表示台帳の更新
- ・住居表示街区案内図看板修正業務(桜が丘一丁目地先ほか8ヶ所)に係る経費

#### 4 選挙費 1 選挙管理委員会費

[担当：総務課] P. 95

##### 0501 選挙管理委員会に要する経費 464,000 円 (736,000 円)

[一財 464,000 円]

○ 目的

選挙管理委員会事務の公正・適正な執行を図る。

○ 内容

- |   |           |
|---|-----------|
| (1) 選挙管理委員会開催経費                         | 342,000 円 |
| 開催に伴う委員報酬(10 回分 委員長報酬@9,000 委員報酬@8,400) |           |
| (2) 選挙関係書誌購読料及び参考図書を購入                  | 15,476 円  |
| (3) 選挙啓発ポスターコンクール応募者記念品                 | 22,500 円  |
| (4) 全国市区選挙管理委員会連合会分担金                   | 38,000 円  |
| (5) 全国市区選挙管理委員会連合会関東支部分担金               | 17,700 円  |

#### 4 選挙費 2 諸選挙費

[担当：総務課] P. 96

##### 2501 参議院議員通常選挙に要する経費 45,321,000 円 (0 円)

[国・県 45,321,000 円]

\* 特財積算根拠

[国委：参議院議員通常選挙費委託金 45,174,000 円]

[国委：参議院議員通常選挙啓発推進事業委託金 147,000 円]

○ 目的

参議院議員通常選挙の執行。

○ 内容

参議院議員通常選挙に要する経費である。

平成 28 年 7 月 25 日の任期満了により執行される予定である。

[担当：総務課] P. 97

##### 6101 岡堰土地改良区総代選挙に要する経費 1,167,000 円 (0 円)

[その他 1,167,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：岡堰土地改良区総代選挙委託金 1,167,000 円]

○ 目的

岡堰土地改良区総代選挙の執行。

○ 内容

岡堰土地改良区総代選挙に要する経費である。

平成 28 年 4 月 24 日の任期満了により執行される予定である。

[担当：総務課] P. 98

**6201 守谷土地改良区総代選挙に要する経費 7,000 円 (0 円)**

[その他 7,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：守谷土地改良区総代選挙委託金 7,000 円]

○ 目的

守谷土地改良区総代選挙の執行。

○ 内容

守谷土地改良区総代選挙に要する経費である。

平成 28 年 5 月 9 日の任期満了により執行される予定である。

**5 統計調査費 1 統計調査総務費**

[担当：政策推進課] P. 99

**0501 統計事務に要する経費 161,000 円 (161,000 円)**

[その他 3,000 円 一財 158,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：統計とりで売却代 1,000 円]

[諸収入：県民手帳頒布手数料 2,000 円]

○ 目的

情報化社会における統計の重要性を深く認識し、統計教育の推進と、統計思想の普及向上を図る。

○ 内容

(1) 統計グラフコンクールの実施

(2) 県統計協会への参画

**5 統計調査費 2 諸統計調査費**

[担当：政策推進課] P. 100

**4201 経済センサスに要する経費 4,204,000 円 (307,000 円)**

[国・県 4,204,000 円]

\* 特財積算根拠

[県委：経済センサス 4,204,000 円]

○ 目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

○ 内容

(1) 期日 平成 28 年 6 月 1 日

(2) 指導員数 5 名、調査員数 45 名



### 3 民生費

#### 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 104

0501 社会福祉事務に要する経費 1,618,000 円 (1,554,000 円)

[国・県 18,000 円 一財 1,600,000 円]

\* 特財積算根拠

[県委：国民生活基礎調査(所得票)委託金 4,000 円]

[県委：社会保障制度に関する意識調査委託金 14,000 円]

○ 目的

福祉事務全般のスムーズな取り組みと、各種事業の推進を図る。

○ 内容

・ 委託料 福祉まつり事業委託料 150,000 円  
職員健康診断委託料 129,000 円

個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会の多い職員が、B型肝炎及び結核に感染する危険を防止するため、予防接種と検査を実施する。

・ 賛助金 いばらき被害者支援センター賛助金 109,000 円

社団法人いばらき被害者支援センターは、「犯罪被害者基本法」を受けて設立された民間被害者支援団体である。被害者からの様々な悩み・相談等、犯罪被害者のニーズに応えるための支援活動を推進する。そのための財政的支援である。

[担当：社会福祉課] P. 105

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 124,386,000 円 (128,030,000 円)

[一財 124,386,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

・ 社会福祉協議会運営費補助金 124,386,000 円

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 取手市社会福祉協議会本所運営経費 | 70,867,000 円 |
| 藤代支所運営経費         | 23,805,000 円 |
| 在宅福祉サービス運営事業     | 812,000 円    |
| ヘルパーステーション運営事業   | 10,064,000 円 |
| ホームケアふじしろ運営事業    | 11,576,000 円 |
| ボランティア支援センター運営事業 | 814,000 円    |
| 成年後見事業           | 6,448,000 円  |

[担当：社会福祉課] P. 105

2201 民生委員に要する経費 17,612,000 円 (17,612,000 円)

[国・県 25,000 円 一財 17,587,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：民生委員推薦会交付金 25,000 円]

○ 目的

民生委員・児童委員の活動について、必要な支援を行う。

○ 内容

民生委員児童委員 187 人（内、主任児童委員 15 人）

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300 円×187 人=17,447,100 円

[担当：社会福祉課] P.105

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 1,423,000 円（1,096,000 円）

[国・県 1,233,000 円 一財 190,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 1,233,000 円]

○ 目的

行旅病人の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○ 内容

行旅死亡人（6 体分）に係る諸費用 @200,400 円×6 体=1,202,400 円

墓地埋葬法第 9 条死体火葬料（3 体分）@10,000 円×3 体= 30,000 円

[担当：社会福祉課] P.106

2401 遺族等の援護に要する経費 12,000 円（501,000 円）

[一財 12,000 円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○ 内容

2 年に 1 度、市主催で戦没者追悼式を開催している。今年度は開催年ではないので、視察に随行するための普通旅費のみを計上。

[担当：社会福祉課] P.106

2501 更生保護に要する経費 778,000 円（728,000 円）

[一財 778,000 円]

○ 目的

社会奉仕の精神の下、罪を犯した人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

- ・取手地区保護司会負担金 278,000 円
- ・県更生保護協会負担金 101,377 円
- ・更生保護女性会補助金 98,000 円
- ・取手地区保護司会取手支部補助金 300,000 円

[担当：障害福祉課] P. 106

2701 ネットワークフェア開催に要する経費 120,000 円 (121,000 円)

[一財 120,000 円]

○ 目的

誰もが安心して暮らすことのできる地域をめざし、市民、各種団体、行政のネットワークづくりを行う。

○ 内容

藤代スポーツセンター、県南防災センターを会場に各種団体の展示、模擬店、バザーの出店など、市民団体と市の共同イベント。

|         |                |          |
|---------|----------------|----------|
| ・ 消耗品費  | チラシ用上質紙        | 23,000 円 |
| ・ 燃料費   | 発電機用ガソリン       | 7,000 円  |
| ・ 印刷製本費 | ポスター印刷代        | 72,000 円 |
| ・ 手数料   | 保健所への食品営業許可手数料 | 11,000 円 |
| ・ 賠償保険料 | 対人・対物賠償保険料     | 7,000 円  |

事務局は教育委員会、まちづくり振興部、健康福祉部が持ち回りで務める。

平成 28 年度事務局担当課として、ネットワークフェア開催に要する経費の計上を行う。

[担当：社会福祉課] P. 107

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 8,343,000 円 (8,137,000 円)

[国・県 6,062,000 円 一財 2,281,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 6,035,000 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 27,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

・ 支援・相談員の派遣 27,000 円

中国残留邦人等が安心して生活を送れるよう、求めに応じて必要な助言等を行うため、支援・相談員を派遣する。

・ 支援給付金の給付 8,047,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等がある。国負担率 3/4

[担当：障害福祉課] P. 107

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 15,044,000 円 (15,044,000 円)

[一財 15,044,000 円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人・家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病（平成 27 年 7 月から適用疾病が 306 種類に増えた。）となる疾患で、継続的に入院・通院している者を対象に見舞金（年額 20,000 円）を支給する。

- ・ 消耗品費 4,000 円
- ・ 扶助費 @20,000×752 人=15,040,000 円

[担当：健康づくり推進室 → H28 健康づくり推進課] P.107

3401 健康づくり推進事業に要する経費 5,989,000 円 (2,722,000 円)

[その他 237,000 円 一財 5,752,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：健康づくりキャラクターポロシャツ売却代 225,000 円]

[諸収入：食育料理イベント個人負担金 12,000 円]

○ 目的

取手市の健康づくりを進めるためにイベントや講演会を実施する。また、健康づくり施策の方向性を明確に発信するとともに、健康づくり推進のための具体策を企画立案し、関係部署と連携して実施することを目的とする。

○ 内容

- ・ 講師謝礼 350,000 円  
健康づくり、幸せづくりの推進を図るための講師謝礼。
- ・ 食育かるた大会賞品代 18,000 円  
とりで食育かるた大会の第 1 位から第 3 位までの賞品代。
- ・ 旅費 246,000 円  
先進地視察、スマートウエルネスシティ首長研究会への随行、健康づくり施策研修への参加等。
- ・ 消耗品費 624,000 円  
健康づくり促進配布グッズ等を製作する。また、健康づくりキャラクターを用いたポロシャツを作成し、市民に販売する。
- ・ 印刷製本費 476,000 円  
市内で指定されているヘルスロードをウォーキングマップとしてパンフレットにし、公共施設等に配置し、情報発信する。
- ・ 健康づくり講演会委託料 864,000 円  
健康づくりを進めるための講演会開催委託料。
- ・ ヘルスロード案内看板設置委託料 3,019,000 円  
ヘルスロードのコース案内の表示看板設置委託料。
- ・ 有料道路通行料 10,000 円  
先進地視察の際の有料道路通行料。
- ・ バス借上料 54,000 円  
第 14 回スマートウエルネスシティ首長研究会が、平成 28 年 5 月に取手市で開催されることにより、市内を視察するためのバスを借り上げる。
- ・ 負担金 328,000 円  
ウエルネスマネジメント研修会の負担金。

[担当：社会福祉課] P. 108

3803 簡素な給付措置及び低所得障害基礎年金等受給者支援給付金事業に関する経費  
104,505,000円 (141,343,000円)

[国・県 104,505,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：簡素な給付措置及び低所得障害基礎年金等受給者支援給付金事業費補助金  
88,500,000円]

[国補：簡素な給付措置及び低所得障害基礎年金等受給者支援給付金事業事務費補助金  
16,005,000円]

○ 目的

低所得者に対し、消費税率引上げ(5→8%)による影響を緩和するため、簡素な給付措置(臨時福祉給付金の支給)を引き続き行う。併せて、「一億総活躍社会」の実現に向け、アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の年金受給者への支援を行う。

○ 内容

簡素な給付措置(臨時福祉給付金)

<給付対象者>

市町村民税(均等割)が課税されていない者から、以下の者を除いた者とする。  
市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等  
生活保護制度内で対応される被保護者等

<給付額>

一人につき3千円

低所得の障害基礎年金等受給者への支援臨時福祉給付金(新規)

<給付対象者>

平成28年度簡素な給付措置対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者とする。(ただし、低所得の高齢者向け給付金の支給対象者を除く)

<給付額>

一人につき3万円

|                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| ・職員手当(時間外勤務手当等)     | 654,000円                     |
| ・需用費                | 100,000円                     |
| ・通信運搬費              | 3,561,000円                   |
| ・口座振替手数料            | 1,296,000円                   |
| ・臨時福祉給付金システム委託料     | 2,698,000円                   |
| ・派遣従事者委託料           | 6,221,000円                   |
| ・使用料・賃借料            | 1,431,000円                   |
| ・工事請負費              | 44,000円                      |
| ・臨時福祉給付金            | 49,500,000円 (3,000円×16,500人) |
| ・低所得障害基礎年金等受給者支援給付金 | 39,000,000円 (30,000円×1,300人) |

[担当：健康づくり推進室 → H28 健康づくり推進課] P. 109

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 134,742,000 円 (146,034,000 円)

[一財 134,742,000 円]

○ 目的

本市の市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

- ・火災保険料 59,000 円  
取手ウェルネスプラザ及びウェルネスステージに係る火災保険料。
- ・ウェルネスプラザ指定管理料 131,706,000 円  
取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。
- ・トレーニングマシン使用料 817,000 円  
健康運動教室に使用する e-wellness システム用エアロバイク使用料。
- ・土地借上料 2,160,000 円  
取手ウェルネスプラザ第3駐車場の土地借上料。

[担当：社会福祉課] P. 109

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 20,267,000 円 (17,665,000 円)

[国・県 13,875,000 円 一財 6,392,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 13,875,000 円]

○ 目的

平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率3/4（人口規模等により国庫負担に上限額がある）。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員（主任相談支援員1名・相談支援員1名・就労支援員1名）

委託費内訳

- ・人件費 17,847,520 円
- ・事業費 286,000 円
- ・事務費 632,000 円
- ・消費税分 1,501,440 円

[担当：社会福祉課] P. 109

4401 生活困窮者住宅確保給付事業に要する経費 1,062,000 円 (2,124,000 円)

[国・県 796,000 円 一財 266,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住宅確保給付費負担金 1,062,000 円×3/4≒796,000 円]

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住宅確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則 3 ヶ月給付する。

給付額 単身世帯 上限 35,400 円

複数世帯 42,000 円から

[担当：社会福祉課] P. 109

4501 生活困窮者学習支援事業に要する経費 1,514,000 円 新規

[国・県 757,000 円 一財 757,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：生活困窮者学習支援事業費補助金 1,514,000 円×1/2=757,000 円]

○ 目的

本事業は、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

- ・ 講師謝礼 5,000 円×4 名×48 日 = 960,000 円
- ・ 消耗品費 50,000 円
- ・ 人件費 504,000 円

## 1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P. 110

0501 障害福祉事務に要する経費 591,000 円 (522,000 円)

[一財 591,000 円]

○ 目的

障害福祉の業務を円滑に実施する。

○ 内容

・ 報償費

身体障害者相談員は身体障害者のうちから、知的障害者相談員は知的障害者の保護者に委嘱する。

身体障害者相談員謝礼 @20,000×5 人=100,000 円

知的障害者相談員謝礼 @20,000×2 人= 40,000 円

・消耗品費

窓口用簡易磁気ループ購入費

聴覚障害者用コミュニケーションツール（補聴器の機能を増幅させる装置）を市民課、藤代総合窓口、取手支所、駅前窓口の4ヶ所の窓口に設置する。

@26,719×4台=106,876円

・委託料

職員健康診断委託料 65,000円（B型肝炎検査2名、結核検査2名）

個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会が多い職員がB型肝炎及び結核に感染する危険を防止するために予防接種と検査を実施する。

・補助金

障害者を支援する団体に団体活動費を補助し、障害者の福祉の増進を図る。

取手市身体障害者福祉協議会補助金 72,000円

取手市重症心身障害児（者）を守る会補助金 28,000円

手話サークル「あゆみ」補助金（一般公募補助対象事業） 60,000円

チャレンジの広場補助金（一般公募補助対象事業） 35,000円

[担当：障害福祉課] P.111

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,334,000円（1,400,000円）

[一財 1,334,000円]

○ 目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために要した診断書料の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

診断書料のうち消費税額を除いた額の1/2で5,000円を上限に助成する。

@2,900円×460件=1,334,000円

[担当：障害福祉課] P.111

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 6,040,000円（5,374,000円）

[一財 6,040,000円]

○ 目的

在宅の重度の障害者が医療機関等への往復に要するタクシー及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関等への往復に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額、移送団体利用の場合は1回の利用につき700円を助成する。

・慢性透析療法を実施している者 年60回限度

・その他の者 年36回限度

タクシー利用券印刷代 @500×420冊×1.08= 226,800円

タクシー利用料金助成 @728円×600枚×12月=5,241,600円

移送団体利用料金助成 @700円×68枚×12月= 571,200円



[担当：障害福祉課] P. 111

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,379,000円(1,331,000円)

[一財 1,379,000円]

○ 目的

18歳以上の在宅の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

紙おむつ(フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパット)4種類の中から選択。障害者本人が市民税非課税の方を対象に、年4回(4月・7月・10月・1月)支給する。

@11,000円×29人×4回×1.08=1,378,080円

[担当：障害福祉課] P. 111

2401 障害児(者)及び付添人交通費支給に要する経費 4,747,000円(4,249,000円)

[一財 4,747,000円]

○ 目的

訓練が必要な障害者・児(付添人)が、障害者福祉施設又は学校等に通うために要する交通費、燃料費の一部を助成し、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

月額5,000円を限度に、年3回(8月・12月・4月)助成する。

<内訳>

|        |               |            |
|--------|---------------|------------|
| ・身体障害者 | @24,500円×16人= | 392,000円   |
| ・精神障害者 | @38,500円×92人= | 3,542,000円 |
| ・知的障害者 | @38,000円×19人= | 722,000円   |
| ・児童    | @7,000円×13人=  | 91,000円    |
| ・合計    |               | 4,747,000円 |

[担当：障害福祉課] P. 111

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

33,097,000円(30,577,000円)

[国・県 1,119,000円 一財 31,978,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 746,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 373,000円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)に対し就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援(夜間支援)を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 26 年度から平成 29 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

- ・ 障害者福祉センターつつじ園指定管理料 33,080,000 円
  - 内訳) 障害福祉サービス等 26,271,000 円
  - 地域生活支援事業 生活訓練事業(夜間支援) 1,492,000 円
  - 〃 地域活動支援センター事業 5,317,000 円
- ・ 火災保険料 17,000 円

[担当：障害福祉課] P. 112

**2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費 4,880,000 円 新規**

[その他 400,000 円 一財 4,480,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 400,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に知的障害者対象）に対し自立訓練（生活訓練）就労訓練を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 26 年度から平成 29 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

- ・ 障害者福祉センターふじしろ指定管理料 3,763,000 円
- ・ 火災保険料 15,000 円
- ・ プレハブ解体・撤去工事費 1,102,000 円

[担当：障害福祉課] P. 112

**2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費**

**27,241,000 円 (29,443,000 円)**

[国・県 2,250,000 円 一財 24,991,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,500,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 750,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に身体障害者対象）に対し生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 26 年度から平成 29 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

- 障害者福祉センターあけぼの指定管理料 27,241,000 円
- 内訳) 障害福祉サービス等 18,241,000 円
- 地域生活支援事業 地域活動支援センターⅡ型事業 9,000,000 円

[担当：障害福祉課] P. 112

3201 特別障害者援護に要する経費 21,800,000円 (21,236,000円)

[国・県 16,338,000円 一財 5,462,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 21,785,040円×3/4≒16,338,000円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護を必要とする重度障害者に対し、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

- ・ 特別障害者手当 @26,620円×41人×12月=13,097,040円
- ・ 障害児福祉手当 @14,480円×42人×12月=7,297,920円
- ・ 福祉手当(経過措置) @14,480円×8人×12月=1,390,080円  
年4回支給  
5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)、2月(11~1月分)に支給
- ・ 通信運搬費 13,000円

[担当：障害福祉課] P. 112

3301 介護給付費等に関する経費 1,200,120,000円 (1,110,589,000円)

[国・県 898,345,000円 一財 301,775,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 1,196,500,000円×1/2=598,250,000円]

[国補：地域生活支援事業補助金 1,941,140円×1/2=970,000円]

[県負：自立支援給付費負担金 1,196,500,000円×1/4=299,125,000円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害者給付審査会委員報酬 966,000円  
会長 @17,000円×1人×6回=102,000円  
委員 @16,000円×9人×6回=864,000円
- ・ 障害者給付審査会委員費用弁償 48,000円
- ・ 扶助費(自立支援給付費) 1,196,500,000円  
介護給付費 650,387,000円
  - 居宅介護 (47,022,000円) 77人
  - 重度訪問介護 (300,000円) 3人
  - 同行援護 (3,000,000円) 12人
  - 療養介護 (11,639,000円) 5人
  - 生活介護 (427,045,000円) 195人
  - 短期入所 (9,979,000円) 99人
  - 施設入所支援 (151,402,000円) 114人

|                  |                 |                  |
|------------------|-----------------|------------------|
| 訓練等給付費           | 502,425,000 円   |                  |
| 共同生活援助           | (76,278,000 円)  | 66 人             |
| 宿泊型自立訓練          | (2,000,000 円)   | 2 人              |
| 自立訓練(機能)         | (3,000,000 円)   | 8 人              |
| 自立訓練(生活)         | (35,143,000 円)  | 22 人             |
| 就労移行支援           | (73,695,000 円)  | 30 人             |
| 就労継続支援 A 型       | (66,790,000 円)  | 49 人             |
| 就労継続支援 B 型       | (245,519,000 円) | 185 人            |
| 計画相談支援給付費        | 13,688,000 円    |                  |
| 特定障害者特別給付費       | 30,000,000 円    |                  |
| ・認定調査旅費          | 7,000 円         |                  |
| ・消耗品費            | 133,000 円       |                  |
| ・通信運搬費           | 32,000 円        |                  |
| ・自立支援システム使用料     | 78,000 円        |                  |
| ・給付審査会医師意見書文書料   | 921,000 円       | (新規者・継続者 180 名分) |
| ・障害程度区分認定調査業務委託料 | 7,000 円         |                  |
| ・国保連支払審査手数料      | 1,428,000 円     |                  |

[担当：障害福祉課] P.113

### 3302 自立支援医療に関する経費 42,785,000 円 (43,110,000 円)

[国・県 32,065,000 円 一財 10,720,000 円]

\* 特財積算根拠

|                       |                   |              |
|-----------------------|-------------------|--------------|
| [国負：自立支援医療給付費負担金 更生医療 | 37,284,000 円×1/2= | 18,642,000 円 |
| 育成医療                  | 1,108,000 円×1/2=  | 554,000 円    |
| 療養介護医療費               | 4,362,000 円×1/2=  | 2,181,000 円] |
| [県負：自立支援医療給付費負担金 更生医療 | 37,284,000 円×1/4= | 9,321,000 円  |
| 育成医療                  | 1,108,000 円×1/4=  | 277,000 円    |
| 療養介護医療費               | 4,362,000 円×1/4=  | 1,090,000 円] |

○ 目的

更生医療 身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。

育成医療 障害児で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。

療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法 (HIV、腎臓、肝臓)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

・更生医療給付費 37,284,000 円

    内訳) 生保透析者 @275,000 円×7人×12月= 23,100,000 円

    生保免疫者 @280,000 円×2人×12月= 6,720,000 円

|                           |                      |               |
|---------------------------|----------------------|---------------|
| 一般透析者                     | @32,000 円× 1 人×12 月＝ | 384,000 円     |
| 一般免疫者                     | @41,000 円× 9 人×12 月＝ | 4,428,000 円   |
| 一般肝臓・腎臓免疫者                | @29,000 円× 5 人×12 月＝ | 1,740,000 円   |
| 一般肢体                      | @456,000 円× 2 人      | ＝ 912,000 円   |
| ・ 育成医療給付費                 | 1,108,000 円          |               |
| 内訳) 肢体不自由                 | @132,000 円× 2 人      | ＝ 264,000 円   |
| 咀嚼機能障害                    | @5,000 円× 5 人×12 月   | ＝ 300,000 円   |
| 心臓機能障害                    | @230,000 円× 2 人      | ＝ 460,000 円   |
| 肝臓機能障害                    | @7,000 円× 1 人×12 月   | ＝ 84,000 円    |
| ・ 療養介護医療費（自立支援給付費負担金から移行） | 4,362,000 円          |               |
| 重度障害者療養介護分                | @72,700 円× 5 人×12 月  | ＝ 4,362,000 円 |
| ・ 審査支払手数料                 | 31,000 円             |               |

[担当：障害福祉課] P.113

### 3303 補装具費に関する経費 15,000,000 円（15,000,000 円）

[国・県 11,250,000 円 一財 3,750,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 7,500,000 円]

[県負：自立支援補装具費負担金 3,750,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

・ 補装具交付及び修理費 15,000,000 円

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P.113

### 3304 地域生活支援事業に関する経費 46,106,000 円（42,581,000 円）

[国・県 32,523,000 円 一財 13,583,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 21,682,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 10,841,000 円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

- ・自立支援協議会委員謝礼 @2,000 円×26 人×4 回=208,000 円  
自立支援協議会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。

〈委託料〉

- ・意思疎通支援事業委託料 674,000 円  
手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。  
@48,900×12 月=586,800 円  
通訳者派遣事務費  
@1,800×48 件=86,400 円
- ・精神障害者家族相談員紹介事業委託料  
精神障害者を持つ家族の相談を対象とした相談員紹介委託事業で、家族への必要な援助を行う。  
精神障害者家族相談員紹介事業委託料 @20,000 円×3 人=60,000 円
- ・地域活動支援センター事業委託料 3,652,011 円  
地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。I 型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施すると共に医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。  
(委託先) 地域活動支援センター I 型 「いなしきハートフルセンター」  
竜ヶ崎保健所管内の 5 市 2 町 (守谷市、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町) で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。
- ・生活支援 (生活訓練等) 事業委託料 108,000 円  
精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行なうもの。  
(委託先) 地域活動支援センター クローバ沼南 @9,000×12 月=108,000 円

〈負担金、補助及び交付金〉

- ・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000 円  
6 市 1 町 1 村 (取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市) で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額
- ・社会参加促進事業補助金 837,000 円  
社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業に対する補助金

〈扶助費〉

- ・日常生活用具給付 22,419,000 円  
ストマ用装具 18,178,895 円 その他の日常生活用具 4,240,082 円  
ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。
- ・自動車改造費助成 200,000 円  
@100,000 円×2 件

- ・自動車運転免許取得費助成 200,000 円  
@100,000 円×2 件
- ・障害者生活ホーム助成 1,577,520 円  
@65,730 円×2 人×12 月=1,577,520 円
- ・移動支援 2,224,644 円  
屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者および精神障害者に対して、外出の際の移動を支援する。  
@185,387×12 月=2,224,644 円
- ・日中一時支援 10,324,000 円  
日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。
- ・訪問入浴サービス 3,240,000 円  
自宅において入浴することが困難な重度障害者に対し、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。  
@11,250 円×4 回×6 人×12 月=3,240,000 円

[担当：障害福祉課] P.114

3601 あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費  
1,639,000 円 (1,621,000 円)

[一財 1,639,000 円]

○ 目的

入浴施設の利用料金を助成することにより経済的負担の軽減と、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

○ 内容

「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」の障害者とその付添人 1 名の利用料金 100 円を助成する。

@100 円×16,384 人 (3 施設延利用実績 H26 下半期・H27 上半期) =1,638,400 円

利用実績内訳 あけぼの 3,226 人 さくら荘 1,636 人 かたらいの郷 11,522 人

## 1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.115

0501 老人福祉事務に要する経費 1,276,000 円 (1,288,000 円)

[一財 1,276,000 円]

○ 目的

高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者を対象とした台帳を整備し、高齢者台帳システムにて管理し、登録者の緊急時に活用することにより安全安心を図る。

○ 内容

民生委員が対象者を戸別訪問し、台帳を作成する。台帳は紙で管理すると同時に、システムに入力し管理する。

高齢者台帳システム使用料 @70,000 円×12 月×1.08=907,200 円

[担当：高齢福祉課] P. 115

2202 緊急通報装置給付に関する経費 10,090,000円 (8,925,000円)

[一財 10,090,000円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を設置することにより、高齢者等の不安を軽減する。また災害等からの救助活動を一層迅速に行う。

○ 内容

|                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| 端末機設置 (火災警報器付き) | @110,000円×13台×1.08×0.9=1,389,960円 |
| (火災警報器なし)       | @87,600円×40台×1.08×0.9=3,405,888円  |
| 受信センター装置リース料    | @60,400円×12月×1.05=761,040円        |
| 端末機保守点検委託料      | 3,604,000円                        |

設置時には所得により自己負担が生じる場合がある。

[担当：高齢福祉課] P. 116

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 10,540,000円 (10,335,000円)

[一財 10,540,000円]

○ 目的

移動制約者及び移動支援団体に対し助成することにより、高齢者及び障害者等の外出促進と閉じこもり防止を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @700円×650件×12月=5,460,000円

移送団体・タクシー共通利用券 @730円×290件×12月=2,540,400円

・福祉車両点検整備費補助事業

移送サービス団体が所有する福祉車両の車検・点検の整備費を補助することにより、福祉車両の普及促進と安全性の向上を図る。1団体につき200,000円まで。

社会福祉協議会 @100,000円×2台=200,000円

NPO法人 ふじしろ福祉の会 @100,000円×2台=200,000円

NPO法人 活きる @100,000円×2台=200,000円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@200円×650件×12月=1,560,000円

・利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。発行枚数は月4枚。

[担当：高齢福祉課] P. 117

2206 愛の定期便事業に関する経費 1,127,000円 (1,173,000円)

[一財 1,127,000円]

○ 目的



ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週 3 回（月・水・金）利用者負担なし。

|          |     |                                |
|----------|-----|--------------------------------|
| 乳酸飲料業者配達 | 月・水 | @69 円×2 本×96 日×65 人=861, 120 円 |
| 社協ヘルパー配達 | 金   | @40 円×2 本×50 日×65 人=260, 000 円 |

[担当：高齢福祉課] P. 117

2208 お休み処に関する経費 3,889,000 円 (3,646,000 円)

[その他 11,000 円 一財 3,878,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

○ 目的

高齢者と地域の人々とのふれあいの場を提供する事で、地域とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては運営団体との協働のもと、ボランティアスタッフを活用し、お茶や談話で憩えるような場にする。

・お休み処施設賃借料（家賃・共益費）

戸頭団地 @55,764 円×12 月=669,168 円

井野団地 @52,352 円×12 月=628,224 円

・非常勤職員報酬

@851 円×5 時間×20 日×12 ヶ月×2 ヶ所=2,042,400 円

[担当：高齢福祉課] P. 118

2301 敬老祝金支給に要する経費 5,109,000 円 (5,669,000 円)

[一財 5,109,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

99 歳以上対象者については、訪問し褒賞と祝金を手渡しする。

敬老祝金 5,000,000 円 88 歳 @10,000 円×380 人= 3,800,000 円

99 歳以上 @10,000 円×120 人= 1,200,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 118

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 34,200,000 円 (34,200,000 円)

[その他 10,003,000 円 一財 24,197,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 10,003,000 円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 24,100,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

シルバー会員による受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。  
受託事業・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 10,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの配分金（会員の仕事の対価）の立替え払い用資金に資するための貸付金。

○ 内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、会員への配分金の支払いは翌月 15 日に行っている。円滑な配分金支払いのために貸し付けを行い、年度内に償還させる。

[担当：高齢福祉課] P. 118

2801 あけぼの管理運営に関する経費 39,903,000 円 (42,006,000 円)

[一財 39,903,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応ずる。

○ 内容

浴室の利用と趣味教室活動の場として、月約 4,500 人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 26 年度から平成 29 年度。

・ 指定管理料 39,714,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 119

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 90,023,000 円 (40,157,000 円)

[地方債 41,200,000 円 その他 13,800,000 円 一財 35,023,000 円]

＊ 特財積算根拠

[市債：かたらいの郷施設整備事業債 55,000,000 円×75%≒41,200,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 13,800,000 円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心として、月約9,000人が利用している。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は日本環境マネジメント株式会社。指定管理契約期間は平成27年度から平成31年度。

- ・指定管理料 35,003,000円
- ・エアコン交換工事 55,000,000円

[担当：高齢福祉課] P.119

2803 ふれあいの郷管理運営に関する経費 2,800,000円(0円)

[その他 2,500,000円 一財 300,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,500,000円]

○目的

高齢者が要介護状態等になったときに、家庭事情等のため在宅での生活が出来ない場合等に、特別養護老人ホームに入所することで、日常生活の安定と充足を図る。

○内容

社会福祉法人取手市社会福祉事業団を指定管理者に指定している。介護サービス利用料金により運営しているため、指定管理料は発生していない。協定書により、施設の大規模な修繕・工事は市が実施することとなっており、平成28年度は老朽化したエレベータの改修に向けて設計業務を委託する。

- ・ふれあいの郷エレベータ改修工事設計委託 2,800,000円

[担当：高齢福祉課] P.119

2804 さくら荘管理運営に関する経費 80,355,000円(30,021,000円)

[地方債 36,900,000円 その他 12,402,000円 一財 31,053,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：さくら荘施設整備事業債  $49,302,000 \times 75\% \approx 36,900,000$ 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 12,402,000円]

○目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応ずる。

○内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約1,900人の高齢者が利用している。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成26年度から平成29年度。

- ・指定管理料 29,172,000円
- ・エアコン改修工事 49,302,000円

[担当：高齢福祉課] P. 120

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 12,326,000 円 (12,210,000 円)

[その他 1,273,000 円 一財 11,053,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,273,000 円]

○ 目的

養護老人ホーム（身体は自立であるが家族の虐待、経済的などの理由から在宅での生活が困難な高齢者の入所施設）へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

○ 内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者 5 名の生活費・事務費等の入所措置費。費用徴収基準により、本人及び扶養義務者から負担金を徴収している。

[担当：高齢福祉課] P. 120

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 2,840,000 円 (2,955,000 円)

[国・県 448,000 円 一財 2,392,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：高齢福祉対策費補助金 448,000 円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者の生きがいと地域活動を促進する。

○ 内容

市内 36 高齢者クラブが行う、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費に対し、補助要綱を定め、基本額と人数割額によって補助金を交付している。

- ・基本額 1 クラブ 20,000 円 対象クラブ数 36 クラブ
- ・人数割 30 人以下 57,600 円 (上限) 8 クラブ
- 31 人から 49 人 129,600 円 (上限) 6 クラブ
- 50 人から 74 人 842,400 円 (上限) 13 クラブ
- 75 人以上 939,600 円 (上限) 9 クラブ

[担当：高齢福祉課 → H28 健康づくり推進課] P. 120

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 1,889,000 円 (1,834,000 円)

[一財 1,889,000 円]

○ 目的

地域の高齢者が気楽に集い、ふれあえる場を提供し、さらに健康づくりや趣味のサークルを企画する施設の管理運営を行い、健康増進と生きがいづくりを図る。

○ 内容

健康相談、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施。

参加対象者は市内在住 60 歳以上の方。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 26 年度から平成 29 年度。

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代) 指定管理料 7,705,000 円のうち

介護予防拠点施設運営に関する経費 5,820,000 円を介護保険特別会計で支出。

- ・ 火災保険料 3,610 円  
いきいきプラザに係る火災保険料
- ・ いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料 1,885,000 円  
いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代)の施設管理委託料

[担当：高齢福祉課] P. 120

4101 健康遊具整備に要する経費 4,800,000 円 (4,800,000 円)

[国・県 4,800,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域介護・福祉空間推進整備交付金 4,800,000 円]

○ 目的

高齢者が要介護状態へ移行せず、いつまでもいきいきと過ごすことができるよう、健康遊具を設置し介護予防につなげる。

○ 内容

市内の公園等に高齢者向けの健康遊具を設置する。

@2,400,000×2 圏域=4,800,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 121

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 4,738,000 円 (4,149,000 円)

[一財 4,738,000 円]

○ 目的

低所得者（保険料段階区分第1段階者・第2段階者・第3段階者）の在宅介護サービス利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減する。

○ 内容

保険料段階区分により、利用者負担額の30%、20%、15%をそれぞれ助成する。

保険料段階区分第1段階者：老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方  
又は世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額  
と公的年金等収入額の合計金額が80万円以下の方

@7,000 円×151名×12月×30%=3,805,200 円

保険料段階区分第2段階者：世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と  
公的年金等収入額の合計金額が80万円超120万円以下の方

@7,000 円×34名×12月×20%=571,200 円

保険料段階区分第3段階者：世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と  
公的年金等収入額の合計金額が120万円超の方

@7,000 円×22名×12月×15%=277,200 円

[担当：高齢福祉課] P. 122

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,521,000 円 (7,521,000 円)

[一財 7,521,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、Eボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 小貝川三次元プロジェクト運営補助金 | 4,500,000円 |
| 小貝川生き生きクラブ運営委託料   | 3,000,000円 |

**1 社会福祉費 4 女性行政費**

[担当：子育て支援課] P.122

**2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 10,000円 (10,000円)**

[一財 10,000円]

○ 目的

配偶者等から暴力の被害者に対する相談・助言を行い、状況の改善や生活の自立を図る。

○ 内容

DV相談に係る事務経費。

**1 社会福祉費 5 医療福祉費**

[担当：国保年金課] P.123

**0501 医療福祉事務に要する経費 15,777,000円 (18,366,000円)**

[国・県 4,735,000円 一財 11,042,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 9,470,000円×1/2=4,735,000円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

|                     |       |                           |
|---------------------|-------|---------------------------|
| 審査支払手数料 マル福分(国保連合会) | @49   | ×62,000件=3,038,000円       |
| (支払基金)              | @90.3 | ×55,000件=4,966,500円(調剤以外) |
|                     | @45.8 | ×32,000件=1,465,600円(調剤)   |
| ぬくもり分(国保連合会)        | @49   | ×4,000件=196,000円          |
| (支払基金)              | @90.3 | ×22,000件=1,986,600円(調剤以外) |
|                     | @45.8 | ×13,000件=595,400円(調剤)     |
| 国保連合会共同電算処理委託料      |       | 1,782,000円                |

[担当：国保年金課] P.123

**0601 医療福祉費助成に要する経費 616,030,000円 (617,400,000円)**

[国・県 236,269,000円 その他 66,093,000円 一財 313,668,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 538,630,000円－高額療養費返納金 66,092,000円)×1/2  
=236,269,000円]

[諸収入：高額療養費返納金 66,092,000円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000 円]

○ 目的

出生から中学3年生・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に  
対して、公費で医療費の一部を負担し、少子化対策の促進を図る。

茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける0歳児から中学3年生までの小児を対象  
に、保険診療分費用の一部を取手市が負担するぬくもり医療支援事業を実施している。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の  
扶助を行う。

## 1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.123

0501 国民年金事務に要する経費 528,000 円 (548,000 円)

[国・県 528,000 円]

\* 特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 528,000 円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互  
いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った  
場合の障害基礎年金や家計の大黒柱を失ったときに遺族基礎年金が支給される公的年金制  
度で、国から法定受託事務として行っている。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む20歳から  
60歳までのすべての方が加入することになっている。

## 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：子育て支援課] P.125

0601 保育事務に要する経費 2,621,000 円 (2,727,000 円)

[その他 9,000 円 一財 2,612,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

保育所の運営を円滑に行い、保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼  
児を保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な  
心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7カ所の管理運営に対する事務経費。

[担当：子育て支援課] P.125

1001 児童福祉審議会に要する経費 186,000 円 (186,000 円)

[一財 186,000 円]

○ 目的

本市における子ども・子育て支援及び児童福祉全般に関する事項について調査、審議する。

○ 内容

児童福祉審議会委員報酬 178,000 円

児童福祉審議会委員旅費 8,000 円

[担当：子育て支援課] P.126

1201 子ども・子育て事業に要する経費 9,087,000 円 新規

[国・県 6,052,000 円 その他 33,000 円 一財 3,002,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 3,026,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 3,026,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 33,000 円]

○ 目的

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、地域や子育て世帯のニーズを把握し、総合的・計画的に子ども・子育て支援に関する事業を実施する。

○ 内容

利用者支援事業実施経費 9,087,000 円

・子育てコーディネーター

地域子育て支援センター2ヶ所で、専任非常勤職員(保健師各1名づつ)が、育児不安を抱えていたり、子どもの発達が気になる保護者からの相談に応じ、相談者が抱える課題を解決するために早期に適切な専門機関等につなげ、身近な場所である支援センターで継続的な見守りを行う。また、下記の保育コンシェルジュの役割も兼ねる。

・保育コンシェルジュ

子育て支援課窓口で、専任臨時職員(1名)が子育てに関する施設・利用サービスの情報を提供、また、利用者に最適な子育て支援に係る施設・サービス等を提案し、円滑な利用の手助けを行う。

[担当：障害福祉課] P.126

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 32,835,000 円 (22,906,000 円)

[一財 32,835,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、平成26年度から平成29年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

通園部門(単独通園、親子通園)、専門職指導(作業療法、言語療法、心理指導など)、相談部門(発達相談、就学相談)を三本柱として専門的な療育を行う。

その他の事業としてこども発達センターの継続利用者で小学校2年生までを対象に、放



課後等デイサービス事業を行う。

- ・ こども発達センター指定管理料 32,816,000 円
- ・ 火災保険料 19,000 円

[担当：子育て支援課] P.127

2101 家庭児童相談室に要する経費 3,558,000 円 (3,339,000 円)

[国・県 64,000 円 その他 16,000 円 一財 3,478,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 32,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 32,000 円]

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 1,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 15,000 円]

○ 目的

児童を養育している家庭に係る悩みや相談等について助言、指導を行うことにより福祉の向上を図る。

○ 内容

家庭相談員による相談、助言を行う。

[担当：子育て支援課] P.127

2801 児童扶養手当に要する経費 356,502,000 円 (350,457,000 円)

[国・県 118,693,000 円 その他 72,000 円 一財 237,737,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 356,078,000 円×1/3≒118,692,000 円]

[県補：母子・寡婦福祉資金貸付事務処理特例交付金 1,000 円]

[諸収入：児童扶養手当返納分（過年度） 72,000 円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともにしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って手当を支給し、福祉の増進を図る。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童（心身におおむね中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）を監護している父・母または両親にかわって養育している方（所得制限あり）

全部支給の場合

| 対象児童数(人) | 月額(円)                               |
|----------|-------------------------------------|
| 1        | 42,000                              |
| 2        | 47,000<br>(平成 28 年 12 月分からは 52,000) |
| 3        | 50,000<br>(平成 28 年 12 月分からは 58,000) |

※ 3 人目以降は、3,000 円ずつ加算(平成 28 年 12 月分からは 6,000 円ずつ加算)

一部支給の場合 月額 41,990 円から 9,910 円まで段階的に支給する。

手当支給月は、4 月、8 月、12 月で前月分までを支給する。

対象者数：全部支給 388 人、一部支給 391 人、2 子加算 241 人、3 子以降加算 59 人

[担当：子育て支援課] P. 128

3001 要保護児童対策事業に要する経費 140,000 円 (97,000 円)

[国・県 72,000 円 一財 68,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 36,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 36,000 円]

○ 目的

関係機関との情報共有・連携を行い、要保護児童の早期発見と早期対応により適切な保護を図る。また、児童虐待についての啓発活動を行うことにより虐待の早期発見・未然防止を図る。

○ 内容

代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期・随時に開催し要保護児童の支援を行う。児童虐待防止の啓発活動を行う。

[担当：障害福祉課] P. 128

3201 児童療育システムに要する経費 1,780,000 円 (1,154,000 円)

[国・県 855,000 円 一財 925,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 570,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 285,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる各機関の療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

発達支援専門員（コーディネーター）を配置し、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組む。さらに、市内幼稚園・保育所への巡回相談の実施、保健センターの親子教室、こども発達センターの事業を専門的視点でサポートする。

|                |              |             |
|----------------|--------------|-------------|
| ・巡回相談員謝礼       | @20,000×50回＝ | 1,000,000 円 |
| ・講演会講師謝礼       | @20,000×2回＝  | 40,000 円    |
| ・メンター研修講師謝礼    | @50,000×2回＝  | 100,000 円   |
| ・療育システム連絡会会員謝礼 | @20,000×1人＝  | 20,000 円    |
| ・旅費            | 研修旅費         | 8,000 円     |
| ・使用料及び賃借料      | 公用車リース料      | 217,000 円   |
| ・需用費           |              | 81,000 円    |
| ・備品購入費         |              | 285,000 円   |
| ・研修負担金         |              | 29,000 円    |

[担当:子育て支援課] P.129

**3301 少子化対策事業に要する経費 4,676,000円(4,672,000円)**

[国・県 1,866,000円 その他 57,000円 一財 2,753,000円]

\* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 933,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 933,000円]

[諸収入:とりでファミリー・サポートセンター入会金 57,000円]

○ 目的

地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,674,000円

[担当:子育て支援課] P.129

**3901 児童手当事務に要する経費 4,191,000円(4,126,000円)**

[その他 9,000円 一財 4,182,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:雇用保険料本人負担分 9,000円]

○ 目的

児童手当の給付事務を、適正かつ迅速に支給する

○ 内容

申請書受理・審査認定・支給決定までの一連の事務処理

報酬 1,719,000円

共済費 289,000円

旅費 51,000円

需用費 94,000円

役務費 2,038,000円

## 2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当:子育て支援課] P.130

**2601 児童手当支給に要する経費 1,509,000,000円(1,510,200,000円)**

[国・県 1,278,500,000円 一財 230,500,000円]

\* 特財積算根拠

[国負:被用者3歳未満児童手当  $270,000,000円 \times 37/45 = 222,000,000円$ ]

[県負:被用者3歳未満児童手当  $270,000,000円 \times 4/45 = 24,000,000円$ ]

[国負:被用者3歳以上中学校修了前児童手当  $867,000,000円 \times 4/6 = 578,000,000円$ ]

[県負:被用者3歳以上中学校修了前児童手当  $867,000,000円 \times 1/6 = 144,500,000円$ ]

[国負:非被用者中学校修了前児童手当  $330,000,000円 \times 4/6 = 220,000,000円$ ]

[県負:非被用者中学校修了前児童手当  $330,000,000円 \times 1/6 = 55,000,000円$ ]

[国負：特例給付者児童手当 42,000,000 円×4/6=28,000,000 円]

[県負：特例給付者児童手当 42,000,000 円×1/6=7,000,000 円]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3歳未満 15,000 円

3歳以上～小学生 10,000 円 第3子以降は 15,000 円

中学生 10,000 円

所得制限超 児童1人につき 一律 5,000 円

・対象者数：3歳未満 1,910 人、3歳～小学生 6,780 人、中学生 2,180 人、  
特例給付 700 人

・年3回支給 6月(2-5月分)、10月(6-9月分)、2月(10-1月分)支給

[担当：障害福祉課] P. 130

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,820,000 円 (2,570,000 円)

[国・県 846,000 円 一財 1,974,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 846,000 円]

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある20歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aで、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

⑤,000 円×47 人×12 ヶ月=2,820,000 円

月額 5,000 円 年3回支給 8月(4~7月分)、12月(8~11月分)、4月(12~3月分)支給

[担当：障害福祉課] P. 130

2901 障害児施設給付費に要する経費 199,396,000 円 (112,308,000 円)

[国・県 149,040,000 円 一財 50,356,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：障害児施設給付費負担金 198,720,000 円×1/2=99,360,000 円]

[県負：障害児施設給付費負担金 198,720,000 円×1/4=49,680,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう利用した、障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）について、障害児通所給付費として支給することにより、障害児の福祉の

増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害児通所給付費 198,720,000 円
  - 児童発達支援 (53,520,000 円) 210 人
  - 放課後等デイサービス (145,200,000 円) 137 人
- ・ 国保連支払審査手数料 676,000 円

[担当：障害福祉課] P.130

3001 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 186,000 円 (0 円)

[国・県 93,000 円 一財 93,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 93,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。

○ 内容

両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で 70 デシベル未満の軽度・中等度の難聴者への補聴器購入の費用の一部を助成する。(補助額は基準価格の 2/3)

@55,800 円×5 人×2/3=186,000 円

## 2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.131

2001 民間保育園入所に要する経費 1,206,170,000 円 (1,233,039,000 円)

[国・県 613,195,000 円 その他 143,430,000 円 一財 449,545,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 345,907,000 円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 174,108,000 円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 93,180,000 円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 143,430,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)入所委託料

(単位：人、円)

| 園名      | 定員 | 0 歳児 | 1・2 歳児 | 3 歳児 | 4・5 歳児 | 計  | 入所委託料      |
|---------|----|------|--------|------|--------|----|------------|
| 取手保育園   | 90 | 6    | 27     | 21   | 37     | 91 | 88,796,280 |
| ふたば保育園  | 45 | 4    | 15     | 11   | 19     | 49 | 60,085,920 |
| 育英保育園   | 90 | 5    | 25     | 15   | 40     | 85 | 78,386,400 |
| たちばな保育園 | 90 | 4    | 33     | 20   | 40     | 97 | 90,155,280 |

|        |     |    |     |     |     |     |             |
|--------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-------------|
| 共生保育園  | 60  | 5  | 16  | 17  | 32  | 70  | 73,147,680  |
| 稲保育園   | 90  | 9  | 24  | 21  | 34  | 88  | 85,603,920  |
| 戸頭東保育園 | 110 | 10 | 37  | 22  | 40  | 109 | 99,099,480  |
| 計      | 575 | 43 | 177 | 127 | 242 | 589 | 575,274,960 |

認定こども園入所委託料

(単位:人、円)

| 園名    |            | 利用定員  | 2号・3号認定 | 委託料         | 1号認定 | 委託料         |
|-------|------------|-------|---------|-------------|------|-------------|
| 幼保連携型 | たかさごスクール取手 | 153   | 113     | 86,226,960  | 3    | 3,601,920   |
|       | 取手ふたば文化    | 249   | 56      | 39,010,440  | 182  | 51,298,560  |
|       | めぐみ保育園     | 129   | 48      | 50,232,840  | 62   | 24,535,988  |
|       | 戸頭さくらの森    | 135   | 57      | 41,036,910  | 99   | 27,524,178  |
|       | みどりが丘      | 228   | 48      | 44,269,630  | 180  | 61,296,600  |
| 幼稚園型  | 取手幼稚園      | 55    | 2       | 1,958,640   | 46   | 27,510,840  |
|       | 白山幼稚園      | 95    | 14      | 9,935,180   | 63   | 27,910,134  |
|       | 光風台幼稚園     | 115   | 11      | 10,521,040  | 88   | 41,653,736  |
|       | あづま幼稚園     | 90    | 5       | 5,379,860   | 88   | 41,653,736  |
| 計     |            | 1,249 | 354     | 288,571,500 | 811  | 306,985,692 |

施設給付型幼稚園児入所委託料

(単位:人、円)

| 園名          | 利用定員 | 1号認定 | 入所委託料      |
|-------------|------|------|------------|
| チューリップ幼稚園   | 60   | 47   | 21,171,692 |
| チューリップ第二幼稚園 | 45   | 30   | 13,995,840 |
| 計           | 105  | 77   | 35,167,532 |

[担当:子育て支援課] P.131

2101 乳幼児保育に要する経費 6,833,000円 (11,077,000円)

[国・県 3,416,000円 一財 3,417,000円]

\* 特財積算根拠

[県補:乳児等保育事業費補助金 3,416,000円]

○ 目的

民間保育園等における乳児等の保育に対し、これに直接従事する非常勤保育士の雇用に要する費用の助成を行い、もって民間保育所等における乳児等の保育体制の整備の向上を図る。

○ 内容

1歳児の担当(非常勤)保育士の雇用に要する経費を、各月初日における1歳児の人員に基づき算定した額の年間合計額

月額 3,900円 × 1歳児数 146名 × 12月 = 6,832,800円

[担当:子育て支援課] P.131

2201 民間保育園運営に要する経費 100,690,000円 (131,149,000円)

[国・県 29,612,000円 一財 71,078,000円]

\* 特財内訳

[国補：子ども・子育て支援交付金 14,806,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 14,806,000 円]

○ 目的

民間保育園が健全で安定した運営と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園に対して運営補助金及び、延長保育促進事業補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園の設置者に設置者負担分相当額を補助する。

また、一時預かり事業、病後児保育事業について、事業実施予定の民間保育園に対して補助金を交付する。

補助金内訳 1

(単位:円)

| 区 分                  | 取手保育園          | ふたば保育園      | 育英保育園       | たちばな<br>保育園 | 共生保育園       |
|----------------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 民間保育園<br>職員給与改善費     | 1,080,000      | 1,080,000   | 1,080,000   | 1,080,000   | 1,080,000   |
| 民間保育園<br>格差是正費       | 728,000        | 819,000     | 728,000     | 728,000     | 637,000     |
| 民間保育園<br>施設管理費       | 972,000        | 486,000     | 972,000     | 972,000     | 648,000     |
| 主食費                  | 777,600        | 324,000     | 615,600     | 583,200     | 486,000     |
| 民間保育園<br>一時預かり事業     | —              | —           | —           | 1,580,000   | —           |
| 民間保育園延長保<br>育促進事業補助金 | 2,270,800      | 1,548,400   | 909,600     | 1,528,800   | 961,200     |
| 民間保育園<br>病後児保育事業     | —              | —           | —           | —           | —           |
| 日本スポーツ振興<br>センター共済掛金 | 2.3号<br>21,000 | 2.3号 10,500 | 2.3号 20,125 | 2.3号 21,000 | 2.3号 14,000 |
| 計                    | 5,849,400      | 4,267,900   | 4,325,325   | 6,493,000   | 3,826,200   |

補助金内訳 2

(単位:円)

| 区 分                  | 稲保育園      | たかさご<br>スクール取手<br>・アネックス | 戸頭東<br>保育園 | 取手ふたば<br>文化 | めぐみ<br>保育園 | 戸頭さくら<br>の森 |
|----------------------|-----------|--------------------------|------------|-------------|------------|-------------|
| 民間保育園<br>職員給与改善費     | 1,080,000 | 1,080,000                | 1,080,000  | 1,080,000   | 1,080,000  | 1,080,000   |
| 民間保育園<br>格差是正費       | 910,000   | 910,000                  | 1,001,000  | 728,000     | 728,000    | 1,001,000   |
| 民間保育園<br>施設管理費       | 972,000   | 1,490,400                | 1,296,000  | 637,200     | 648,000    | 615,600     |
| 主食費                  | 583,200   | 777,600                  | 712,800    | 432,000     | 388,800    | 388,800     |
| 民間保育園<br>一時預かり事業     | 1,580,000 | 1,473,000                | 1,473,000  | 1,124,000   | 1,500,000  | 1,220,800   |
| 民間保育園延長保<br>育促進事業補助金 | 1,951,600 | 858,000<br>1,693,600     | 1,900,000  | 1,848,400   | 1,580,400  | 1,116,000   |
| 民間保育園<br>病後児保育事業     | 2,407,000 | —                        | —          | —           | —          | —           |

|                  |                |                  |                |                  |                  |                  |
|------------------|----------------|------------------|----------------|------------------|------------------|------------------|
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 2.3号<br>21,000 | 1.2.3号<br>21,330 | 2.3号<br>23,625 | 1.2.3号<br>36,315 | 1.2.3号<br>20,115 | 1.2.3号<br>20,925 |
| 計                | 9,504,800      | 8,303,930        | 7,486,425      | 5,885,915        | 5,945,315        | 5,443,125        |

補助金内訳 3

(単位:円)

| 区 分                  | みどりが丘<br>幼稚園     | チュールッ<br>・チュールッ<br>第二幼稚園 | 取手幼稚園         | 白山幼稚園          | 光風台<br>幼稚園     | あづま<br>幼稚園     |
|----------------------|------------------|--------------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 民間保育園<br>職員給与改善費     | 1,080,000        | —                        | —             | —              | —              | —              |
| 民間保育園<br>格差是正費       | 728,000          | —                        | —             | —              | —              | —              |
| 民間保育園<br>施設管理費       | 518,400          | —                        | —             | —              | —              | —              |
| 主食費                  | 259,200          | —                        | 108,000       | 324,000        | 216,000        | 432,000        |
| 民間保育園<br>一時預かり事業     | 2,306,000        | 1,008,000<br>1,140,000   | 1,520,000     | 1,346,400      | 1,226,000      | 1,105,380      |
| 民間保育園延長保<br>育促進事業補助金 | 1,477,200        | 154,800<br>154,800       | 154,800       | 309,600        | 206,400        | 516,000        |
| 民間保育園<br>病後児保育事業     | —                | —                        | —             | —              | —              | —              |
| 日本スポーツ振興<br>センター共済掛金 | 1.2.3号<br>33,480 | 1号<br>16,875             | 1.2号<br>8,775 | 1.2号<br>15,525 | 1.2号<br>18,225 | 1.2号<br>13,500 |
| 計                    | 6,402,280        | 2,474,475                | 1,791,575     | 1,995,525      | 1,666,625      | 2,066,880      |

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

[担当：子育て支援課] P.132

2401 管外保育委託に要する経費 93,981,000円 (92,524,000円)

[国・県 56,763,000円 その他 7,015,000円 一財 30,203,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 37,422,000円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 12,057,000円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 7,284,000円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 7,015,000円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)入所委託料

(単位:人、円)

| 園名         | 0歳児 | 1・2歳児 | 3歳児 | 4・5歳児 | 計  | 入所委託料      |
|------------|-----|-------|-----|-------|----|------------|
| 管外公立保育所(園) | 0   | 0     | 0   | 3     | 3  | 1,443,600  |
| 管外私立保育所(園) | 2   | 10    | 10  | 15    | 37 | 32,577,000 |



|                |   |   |    |    |    |            |
|----------------|---|---|----|----|----|------------|
| 管外私立施設給付型幼稚園   | 0 | 0 | 4  | 10 | 14 | 5,688,000  |
| 管外公立施設給付型幼稚園   | 0 | 0 | 0  | 1  | 1  | 636,000    |
| 管外認定こども園1号認定   | 0 | 0 | 20 | 43 | 63 | 22,946,000 |
| 管外認定こども園2号3号認定 | 2 | 4 | 4  | 15 | 25 | 30,690,000 |

[担当：子育て支援課] P.132

2601 すこやか保育応援事業に要する経費 3,600,000円(3,600,000円)

[国・県 1,800,000円 一財 1,800,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：すこやか保育応援事業補助金 1,800,000円]

○目的

少子化の進む中、希望する子どもの数をもてない要因のひとつとして経済的負担をあげる世帯が多い。子育て家庭への経済的負担の軽減策として、保育所に2人以上入所している第2子以降の3歳未満児の保育料の一部を助成し、経済的負担を軽減する。

○内容

県1/2、市1/2を助成する。

助成対象（以下の全てを満たす場合）

- ① 2子以降の3歳未満児であること
- ② 保育料が1/2に軽減されている児童であること
- ③ 国基準額表の第2から第4階層に属する世帯の児童であること

公立 @3,000円×45名×12月=1,620,000円

私立 @3,000円×45名×12月=1,620,000円

認定こども園 @3,000円×10名×12月=360,000円

## 2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.133

2001 保育所の管理運営に要する経費 1,019,531,000円(1,068,468,000円)

[その他 745,388,000円 一財 274,143,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：延長保育利用保護者負担金 1,318,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 178,000円]

[使用料：公立保育所使用料（代理受領分） 516,901,000円]

[使用料：市立幼稚園保育料（代理受領分） 33,898,000円]

[使用料：公立保育所使用料（保護者負担分） 171,575,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,600,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,200,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 2,554,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 14,337,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 819,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 1,008,000円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7カ所の管理運営費。

子ども・子育て支援法において保育所の給付費は、支給認定こどもの保護者に施設型給付費として個人給付される。公立施設の利用者負担については、市の条例で徴収根拠を定めることにより、利用者負担額を公債権として整理し、公定価格全体を公立施設の使用料と定め、その支払いに給付費の法定代理受領及び保護者負担金を充てることとなる。よって使用料の歳入として法定代理受領（個人給付相当額）と保護者負担額を債権として計上し、歳出として代理受領と同額を給付金として計上する。

[担当：子育て支援課] P. 135

2101 保育所の施設整備に要する経費 21,216,000円（0円）

[その他 19,000,000円 一財 2,216,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 19,000,000円]

○ 目的

子どもたちが安全で安心した保育生活を送るために公立保育所の施設整備を図る。

○ 内容

吉田保育所、舟山保育所及び東部地域子育て支援センターの老朽化に伴う、旧取手第一中学校跡地への統合・新築工事に係る経費

実施期間 平成28年度～平成32年度

- ・（仮称）吉田・舟山保育所及び子育て支援センター新築工事基本設計業務委託料  
18,000,000円
- ・（仮称）吉田・舟山保育所及び子育て支援センター新築工事に伴う敷地測量業務委託料  
3,216,000円

[担当：子育て支援課] P. 136

2201 子育て支援に要する経費 16,331,000円（18,502,000円）

[国・県 10,886,000円 一財 5,445,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 5,443,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 5,443,000円]

○ 目的

核家族化と少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換の場の提供と、子育てに関する相談、助言などを行う。

○ 内容

白山・戸頭・藤代・東部地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.137

2301 一時的保育事業に要する経費 9,280,000円(9,115,000円)

[国・県 4,000,000円 その他 4,279,000円 一財 1,001,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 2,000,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 2,000,000円]

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 4,279,000円]

○ 目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施する。

○ 内容

白山・久賀・永山保育所において、満1歳から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで保育を行うための一時保育事業管理運営費。

## 2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P.137

2001 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,930,000円(1,930,000円)

[国・県 1,429,000円 その他 13,000円 一財 488,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：母子生活支援施設措置費等負担金

(160,000円-1,100円)×12ヵ月×1/2≒953,000円]

[県負：母子生活支援施設措置費等負担金

(160,000円-1,100円)×12ヵ月×1/4≒476,000円]

[負担金：母子生活支援施設入所者負担金 1,100円×12ヶ月≒13,000円]

○ 目的

生活指導や救済が必要な配偶者のいない母子世帯（児童は原則18歳未満）を入所させ、自立に向けた支援を図る。

○ 内容

母子生活支援施設への入所費用を負担する。

[担当：子育て支援課] P.137

2002 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に関する経費

4,850,000円(7,450,000円)

[国・県 3,637,000円 一財 1,213,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：母子家庭等対策総合支援事業費補助金 4,850,000円×3/4≒3,637,000円]

○ 目的

母子家庭・父子家庭の父母が、就職に有利で生活の安定に役立つ国家資格(指定)を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

○ 内容

母子家庭の母、父子家庭の父が、養成機関で2年以上就業する場合に給付金を支給する。

### 3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P. 139

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,230,000 円 (1,080,000 円)

[国・県 922,000 円 その他 5,000 円 一財 303,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 922,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

近年の雇用情勢の悪化により、増加する稼働年齢層の生活保護受給者の就労を支援するため、非常勤職員を雇用して就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護受給者への就労支援を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。国負担率 3/4。

### 3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P. 140

2001 生活保護に要する経費 1,604,696,000 円 (1,500,105,000 円)

[国・県 1,246,022,000 円 その他 5,000 円 一財 358,669,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活保護費負担金 1,604,696,000 円×3/4=1,203,522,000 円]

[県負：生活保護費負担金 170,000,000 円×1/4=42,500,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護費返還金(過年度分) 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 取手市・保護世帯数 714 世帯 | ・扶助費 1,604,696,000 円    |
| ・保護人数 899 人      | (内訳) 生活扶助 490,986,000 円 |
| ・保護率 8.4‰        | 住宅扶助 233,530,000 円      |
| (平成 27 年 11 月現在) | 教育扶助 4,262,000 円        |
|                  | 医療扶助 801,200,000 円      |
|                  | 介護扶助 60,215,000 円       |
|                  | 出産扶助 800,000 円          |
|                  | 生業扶助 2,560,000 円        |
|                  | 葬祭扶助 2,100,000 円        |
|                  | 施設事務費 8,743,000 円       |
|                  | 就労自立給付金 300,000 円       |

#### 4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P. 140

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

##### ○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う人に対して見舞金又は弔慰金をおくり、その援護と更生意欲の高揚を図る。

##### ○ 内容

- ・災害見舞金 200,000 円
- ・災害援護資金貸付金 1,000 円

[参考] 災害見舞金の額

##### 1. 死亡等の場合

- ・死亡 100,000 円
- ・全治3カ月以上の負傷 50,000 円
- ・全治1カ月以上3カ月未満の負傷 30,000 円

##### 2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

- (1) 住家全壊（全焼） 3人以下の世帯 70,000 円  
4人以上の世帯 100,000 円
- (2) 住家半壊（半焼） 3人以下の世帯 30,000 円  
4人以上の世帯 50,000 円
- (3) 住家部分焼 10,000 円
- (4) 住家以外の家屋焼失（20㎡以上の建物を対象とする）  
全壊（全焼） 20,000 円  
半壊（半焼） 10,000 円
- (5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。

##### 3. 床上浸水の場合 30,000 円

## 4 衛生費

### 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.142

0501 保健衛生事務に要する経費 12,206,000 円 (15,121,000 円)

[国・県 229,000 円 その他 12,000 円 一財 11,965,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：献血推進事業費補助金 90,000 円]

[県補：健康増進事業費補助金 139,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 12,000 円]

#### ○ 目的

保健センター全般のスムーズな取り組みと、各種事業の推進を図る。

#### ○ 内容

・保健センター年間計画表を発行し、各種健康診査や検診、乳幼児の集団健診等のスケジュールを広く市民に周知する。

|      |          |       |           |
|------|----------|-------|-----------|
| 作成部数 | 47,000 部 | 作成委託料 | 609,120 円 |
|      |          | 封入委託料 | 3,000 円   |
|      |          | 折込手数料 | 239,760 円 |

・平成 28 年度より、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供した者に対し助成金の交付を行い、骨髄等の移植の推進を図る。

|                |           |
|----------------|-----------|
| 骨髄移植ドナー支援事業助成金 | 100,000 円 |
|----------------|-----------|

[担当：保健センター] P.144

20 健康づくりに要する経費 2,088,000 円 (1,171,000 円)

[国・県 666,000 円 一財 1,422,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 666,000 円]

#### ○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

#### ○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防のために必要な知識を学ぶとともに、自分の生活習慣を見直すための教室を開催する。糖尿病予防教室や子育て支援センターを利用している母親に対する健康教育を実施する。平成 28 年度は超音波骨密度測定装置を購入し、骨粗しょう症予防のための教育を充実する。

食育活動の推進を図るため、取手市食生活改善推進協議会に健康づくり推進事業を委託する。

|                |     |                   |             |
|----------------|-----|-------------------|-------------|
| ・健康づくり推進事業関係経費 | 委託料 | 健康づくり推進事業委託料      | 800,000 円   |
| ・健康教育関係経費      | 報償費 | 健康教育講師謝礼          | 58,000 円    |
|                | 需用費 | 消耗品費、修繕費          | 150,000 円   |
|                |     | 備品購入費(超音波骨密度測定装置) | 1,080,000 円 |

[担当：保健センター] P.144

2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 27,746,000 円 (27,858,000 円)

[その他 10,107,000 円 一財 17,639,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金:取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金

守谷市 6,768,479 円+利根町 2,339,368 円≒9,107,000 円]

[諸収入:取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費交付金 (つくばみらい市) 1,000,000 円]

○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間を含めた第一次救急医療に対する医療の確保を図る。

○ 内容

取手市、守谷市及び利根町により、取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営を公益社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間に診療所を開設し、第一次医療体制の構築を図る。

委託料 27,745,835 円

[担当：保健センター] P.144

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 34,319,000 円 (37,347,000 円)

[その他 20,573,000 円 一財 13,746,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金:常総地域病院群輪番制病院運営費負担金

常総市 5,538,072 円+守谷市 6,687,062 円+つくばみらい市 5,308,910 円

+利根町 3,039,574 円≒20,573,000 円]

○ 目的

日曜日や祝日及び夜間(全日)の第二次救急医療体制として、重症患者(手術・入院を要する患者)の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

日曜日や祝日の午前8時から午後6時までの日中及び午後6時から翌午前8時までの全日の夜間において、常総地域内の宗仁会病院、JAとりで総合医療センター、取手医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の8病院が共同連携し、輪番方式で第二次救急医療業務を実施する。更には、JAとりで総合医療センター及び総合守谷第一病院による輪番方式により、乳幼児などを対象に小児救急医療業務を行い、経費を4市1町が補助する。

参加市町：取手市 常総市 守谷市 つくばみらい市 利根町

常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,828,000 円

小児救急医療輪番制運営負担金 2,491,000 円

[担当：保健センター] P.145

2601 老人保健施設建設補助金 8,730,000 円 (8,734,000 円)

[一財 8,730,000 円]

○ 目的

超高齢社会に対応する施設建設を推進し、保健、福祉及び医療の充実を図る。

○ 内容

介護を必要とする高齢者の家庭や社会への復帰を目的とし、入所、短期入所療養介護(ショートステイ)及び通所リハビリテーション(デイケア)により、人が有する機能の回復や維持のための介護サービスを行っている緑寿荘への建設資金を補助する。

平成3年度から平成28年度まで、老人保健施設建設補助金(元本及び利子)の債務負担行為を行っている。

補助金 8,729,363円

**[担当：保健センター] P.145**

**4001 公的病院等運営費補助金 161,000,000円(118,000,000円)**

[一財 161,000,000円]

○ 目的

公的病院等に対し運営費を補助することにより、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る。

○ 内容

法人税法に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院に対し、特別交付税に関する省令により算定した額を基準として、補助金を交付する。

平成28年度は、茨城県厚生農業協同組合連合会JAとりで総合医療センター及び公益社団法人取手市医師会取手北相馬保健医療センター医師会病院に補助金を交付する。

**1 保健衛生費 2 予防費**

**[担当：保健センター] P.145**

**2001 予防接種に要する経費 242,277,000円(222,918,000円)**

[その他 9,000円 一財 242,268,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000円]

○ 目的

各種感染症の発生及び蔓延を防止し、市民(国民)の免疫水準を維持するために、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種(A類疾病、B類疾病)及び予防接種法に基づかない取手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

**【定期予防接種】**

(A類疾病)ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib感染症・小児用肺炎球菌感染症・ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)・水痘・B型肝炎(定期化に伴う予防接種法改正後に開始予定)

(B類疾病)インフルエンザ(高齢者)・成人用(高齢者)肺炎球菌



【任意予防接種】

おたふくかぜ・ロタウイルス・小児インフルエンザ・成人用(高齢者)肺炎球菌

|          |                |               |
|----------|----------------|---------------|
| 需用費      | 7,175,000 円    |               |
|          | 消耗品費(シール・白用紙等) | 212,000 円     |
|          | 印刷製本費(予診票)     | 875,000 円     |
|          | 医薬材料費(薬液等)     | 6,088,000 円   |
| 役務費      | 219,000 円      |               |
|          | 賠償保険料          | 219,000 円     |
| 委託料      | 231,595,000 円  |               |
|          | 予防接種委託料        | 231,595,000 円 |
| 使用料及び賃借料 | 83,000 円       |               |
|          | プリンター使用料       | 83,000 円      |
| 扶助費      | 1,018,000 円    |               |
|          | 任意予防接種助成費      | 460,000 円     |
|          | 定期予防接種助成費      | 558,000 円     |

<委託料内訳> 予防接種ワクチンの種類

(単位：人)

| 区分         | 予防接種ワクチンの種類              | 見込人数  | 助 成    |     |
|------------|--------------------------|-------|--------|-----|
| 定期<br>予防接種 | BCG(結核)                  | 680   | 全 額    |     |
|            | 麻疹風しん(MR)                | 1,423 | 全 額    |     |
|            | 麻疹                       | 2     | 全 額    |     |
|            | 風しん                      | 2     | 全 額    |     |
|            | 三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)     | 20    | 全 額    |     |
|            | 四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) | 2,700 | 全 額    |     |
|            | 不活化ポリオ                   | 400   | 全 額    |     |
|            | 二種混合(ジフテリア・破傷風)          | 720   | 全 額    |     |
|            | 日本脳炎                     | 3,682 | 全 額    |     |
|            | HPV(子宮頸がん予防)             | 15    | 全 額    |     |
|            | ヒブ                       | 2,909 | 全 額    |     |
|            | 肺炎球菌(小児)                 | 2,909 | 全 額    |     |
|            | 水痘                       | 1,350 | 全 額    |     |
|            | B型肝炎(予防接種法改正後に開始予定)      | 2,025 | 全 額    |     |
|            | 肺炎球菌(高齢者)                | 一般    | 2,299  | 一 部 |
|            |                          | 減免者   | 28     | 全 額 |
|            | インフルエンザ(高齢者)             | 一般    | 15,400 | 一 部 |
| 減免者        |                          | 248   | 全 額    |     |

|            |             |    |        |    |
|------------|-------------|----|--------|----|
| 任意<br>予防接種 | おたふくかぜ      |    | 712    | 一部 |
|            | ロタウイルス      |    | 562    | 一部 |
|            | インフルエンザ(小児) |    | 10,938 | 一部 |
|            | 肺炎球菌(高齢者)   | 一般 | 3,983  | 一部 |
| 減免者        |             | 60 | 全額     |    |

## 1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.147

20 乳幼児健診に要する経費 10,425,000 円 (8,889,000 円)

[国・県 2,020,000 円 その他 10,000 円 一財 8,395,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 1,010,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 1,010,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 10,000 円]

### ○ 目的

家庭訪問、乳幼児健診により、生後早期からの子育て環境や、児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認し、保護者との信頼関係を築きながら、疾病などの早期発見及び早期対応を図る。

### ○ 内容

#### (1) 家庭訪問

・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、安心して子育てができるように支援している。第1子と2,500g未満の低出生体重児には、地区担当保健師が訪問し、第2子以降に関しては、保健師・保育士等の赤ちゃん訪問員が訪問する。

・里帰り出産など、市民以外の産婦からの依頼も訪問している。

・特定妊婦や要支援ケース、虐待ケースには地区担当保健師が訪問し、子育て支援課や児童相談所等の関係機関及び医療機関と連携して対応する。

#### (2) 健康診査

4か月児、1歳6か月児及び3歳5か月児を対象に健康診査を実施する。また、平成28年度より1歳6か月児健康診査においてフッ化物塗布を実施する。

4か月児健康診査：身体計測、診察(内科)、離乳食指導、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

1歳6か月児健康診査：身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布

3歳5か月児健康診査：身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び視能訓練士による視力検査、尿検査

|             |                        |           |
|-------------|------------------------|-----------|
| ・4か月児健診関係経費 | 報酬：医師報酬 @21,000 円×24 回 | 504,000 円 |
|             | 需用費：消耗品費               | 14,000 円  |

|                |                      |            |
|----------------|----------------------|------------|
| ・ 1歳6か月児健診関係経費 | 報酬:医師報酬 @21,000円×60回 | 1,260,000円 |
|                | 報償費:心理発達相談員・歯科衛生士謝礼  | 1,480,000円 |
|                | 需用費:消耗品費、医薬材料費       | 135,000円   |
| ・ 3歳5か月児健診関係経費 | 報酬:医師報酬 @21,000×64回  | 1,344,000円 |
|                | 報償費:心理発達相談・視能訓練士謝礼   | 1,016,000円 |
|                | 需用費:消耗品費、印刷製本費、医薬材料費 | 111,000円   |

### (3) 育児相談

乳幼児を対象に児が健やかに成長を遂げることが出来るように育児に関する心配事や不安についての相談を実施する。保健師だけではなく栄養士・歯科衛生士・心理士と連携しながら相談業務を行う。また、地域の身近な場所で相談が受けられるように各地域子育て支援センターでも相談を実施。平成28年度からは乳幼児の成長時期に適切な歯科保健教育を行うことを目的に市内の支援センターにて歯科衛生士による相談を実施する。

|            |                     |            |
|------------|---------------------|------------|
| ・ 育児相談関係経費 | 賃金:赤ちゃん訪問員賃金        | 3,409,000円 |
|            | 報償費:心理発達相談員・歯科衛生士謝礼 | 208,000円   |

[担当：保健センター] P.149

## 21 母子保健に要する経費 73,183,000円 (68,947,000円)

[国・県 1,395,000円 その他 705,000円 一財 71,083,000円]

\* 特財積算根拠

[国補:未熟児養育医療負担金 930,000円]

[県補:未熟児養育医療負担金 465,000円]

[負担金:未熟児養育医療保護者負担金 527,000円]

[諸収入:講座参加個人負担金 300円×75人≒23,000円]

[諸収入:BPプログラムテキスト代 864円×30人×6回≒155,000円]

### ○ 目的

出産前後の母子の健康管理と児の健全な成長発達及び保護者への教育や育児不安等の軽減を図る。

### ○ 内容

#### (1) 妊婦父親教室

・ プレママ教室・プレパパ教室

妊娠5・6か月頃の妊婦、又はその配偶者を対象とした妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催する。

| 教室名    | 回数       |
|--------|----------|
| プレママ教室 | 3回コース×5回 |
| プレパパ教室 | 5回       |

※プレママ教室は平日、プレパパ教室は土曜日に開催している。

・ とりでスマイルメール

妊娠期の過ごし方や胎児・乳幼児の成長の様子、育児についてタイムリーにメールで情報配信し、安心して出産・子育てができるように支援する。

## (2) 母子健康教育

### ・1歳児歯みがき教室

毎月、1歳児を対象に予約制で実施する。集団指導・個別歯みがき指導・歯科相談を行い、生涯にわたる歯と口の健康づくりに積極的に取り組む。

### ・離乳食教室

毎月、2回食期(7か月頃)・3回食期(10か月頃)を対象に予約制で実施する。離乳食の試食や離乳食の進め方の指導及び育児の支援をしていく。

### ・BPプログラム

生後2～5か月の第1子を育てている母親を対象に、仲間づくりと「少し先を見通した子育ての知識」をBPプログラムの手法を用いて提供することにより、親の役割や育児スキルを参加者同士で学びあう場とし、育児不安や育児ストレスの軽減を図る。

## (3) 妊婦・乳児健康診査

### ・妊婦健康診査

14回の公費負担での健康診査を実施し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時に、相談、支援、指導を行い、母子の健やかな経過を支援する。

### ・乳児健康診査

乳児期に第1回(3～7か月の間)第2回(8～11か月の間)の2回公費負担での健康診査を実施し、その結果を確認する。

## (4) フォローアップ教室

### ・親子教室

1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査の結果、発達の遅れや偏りが心配される児や不安を抱えている保護者に対し、取手市療育システムの一環として、各課専門スタッフがかわり、より良い対応やアドバイスを保護者に伝え、継続的に支援していく。必要時には、療育機関や医療機関につなげる対応を行う。

### ・親支援グループミーティング

家庭訪問や乳幼児健康診査で把握した育児不安や虐待の心配が予測される母親に対して、月1回程度のミーティングを開催する。グループミーティングの手法を用いて、自己を見つめ直し、育児不安や虐待リスクの軽減を図る。

## (5) 未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、速やかに適切な処置を講ずる目的で、指定医療機関において必要な医療の給付を行う。

未熟児養育医療については国庫負担(補助)金の交付対象となっており、養育医療給付事業負担金のうち国が1/2、県と市が1/4ずつ負担する。

## (6) 特定不妊治療費助成費

特定不妊治療に要した費用のうち、茨城県から受けた助成額を控除した額について、市も助成を行う。

対象者：特定不妊治療の必要のある夫婦(夫婦合算の所得制限あり、茨城県不妊治療費助成事業補助金の交付決定を受けていること)

|             |                     |          |
|-------------|---------------------|----------|
| ・妊婦父親教室関係経費 | 報酬：医師報酬 @21,000円×5回 | 105,000円 |
|             | 需用費：消耗品費            | 154,000円 |

|                |                   |              |
|----------------|-------------------|--------------|
|                | 委託料: メール管理委託料     | 794,000 円    |
| ・母子健康教育関係経費    | 報償費: 歯科医師・歯科衛生士謝礼 | 399,000 円    |
|                | 需用費: 消耗品費、医薬材料費   | 351,000 円    |
| ・妊婦・乳児健康診査関係経費 | 需用費: 消耗品費、印刷製本費   | 148,000 円    |
|                | 役務費: 手数料          | 794,000 円    |
|                | 委託料: 妊婦健康診査委託料    | 55,076,000 円 |
|                | 乳児健康診査委託料         | 6,054,000 円  |
|                | 扶助費: 妊婦・乳児健康診査費   | 2,075,000 円  |
| ・フォローアップ教室関係経費 | 報償費: 心理発達相談員謝礼    | 800,000 円    |
|                | 心理士・保育士謝礼         | 168,000 円    |
|                | 需用費: 消耗品費         | 34,000 円     |
| ・未熟児養育医療関係経費   | 扶助費: 医療機関未熟児養育費   | 2,388,000 円  |
| ・特定不妊治療関係経費    | 扶助費: 特定不妊治療費助成費   | 3,700,000 円  |

## 1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当: 保健センター] P.151

20 生活習慣病対策検診に要する経費 71,482,000 円 (56,894,000 円)

[国・県 4,796,000 円 その他 276,000 円 一財 66,410,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補: 健康増進事業費補助金 4,796,000 円]

[諸収入: 講座参加個人負担金 300 円×20 人=6,000 円]

[諸収入: 検診費用自己負担金 1,000 円×220 人=220,000 円 500 円×100 人=50,000 円]

### ○ 目的

検診により自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることにより、健康の保持・増進を図る。

### ○ 内容

健(検)診受診率向上対策としては、特に 20～39 歳の女性へのアプローチを強化して実施する。20～39 歳の女性への健診個別通知を行い、ヘルスアップ健診、子宮がん検診、乳がん検診が同時に実施できるレディースデイ健診を託児付で実施する。

平成 28 年度新規事業として「歯周疾患検診」を実施し、歯・口腔の健康の向上をめざす。

|              |                      |              |
|--------------|----------------------|--------------|
| ・骨粗鬆症検診関係経費  | 委託料(300 人)           | 909,000 円    |
| ・乳がん検診関係経費   | 委託料(超音波・X 線 2,810 人) | 8,867,000 円  |
| ・胃がん検診関係経費   | 委託料(2,000 人)         | 7,190,000 円  |
| ・子宮がん検診関係経費  | 委託料(2,660 人)         | 13,770,000 円 |
| ・大腸がん検診関係経費  | 委託料(3,790 人)         | 5,759,000 円  |
| ・肺がん検診関係経費   | 委託料 肺がん検診(11,000 人)  | 16,585,000 円 |
|              | 喀痰検査(220 人)          | 792,000 円    |
| ・健康診査関係経費    | 報償費 事後指導講師謝礼         | 120,000 円    |
|              | 委託料 ヘルスアップ健診(760 人)  | 5,244,000 円  |
|              | 肝炎ウイルス検診(1,300 人)    | 3,417,000 円  |
| ・前立腺がん検診関係経費 | 委託料(2,500 人)         | 4,818,000 円  |

|            |                    |             |
|------------|--------------------|-------------|
| ・ 歯科保健関係経費 | 報酬（歯科医師報酬）         | 42,000 円    |
|            | 報償費（口腔外科医・歯科衛生士謝礼） | 116,000 円   |
|            | 需用費（歯周疾患検診問診票等）    | 233,000 円   |
|            | 役務費（歯周疾患検診個別通知郵送代） | 597,000 円   |
|            | 委託料（歯周疾患検診委託料）     | 3,010,000 円 |

[担当：保健センター] P.153

2401 精神保健事業に要する経費 1,013,000 円（741,000 円）

[一財 1,013,000 円]

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに、精神障害者の福祉の向上を図る。また、広く市民に対し自殺予防及び精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を月 1 回実施する。

自殺予防対策事業については、庁内における自殺予防対策会議にて、検討実施していく。自殺予防週間・月間に、街頭キャンペーンを実施し、市民への普及啓発を進める。地域における見守りと気付きに重点をおき、身近な相談者を増やすため、ゲートキーパー養成講座・勉強会・ミニ講座を平成 28 年度も継続して開催していく。

メンタルチェックシステム「こころの体温計」を用い、ホームページから自分のこころの健康度をチェックし、必要時に適切な相談機関についての情報を提供できる体制を整える。

|     |                       |                          |
|-----|-----------------------|--------------------------|
| 報償費 | 医師謝礼                  | @25,000 円×12 月=300,000 円 |
|     | ゲートキーパー養成講座講師謝礼       | @50,000×2 回=100,000 円    |
| 需用費 | 印刷製本費                 |                          |
|     | 取手市ゲートキーパー手帳(A5 冊子)   | @550×300 冊=178,200 円     |
|     | 自殺予防街頭キャンペーン用リーフレット   | @35×4,500=170,100 円      |
| 委託料 | メンタルチェックシステム「こころの体温計」 | 113,000 円                |

1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当：保健センター] P.154

26 生活習慣病重症化予防事業に要する経費 800,000 円（1,000,000 円）

[一財 800,000 円]

○ 目的

脳卒中・虚血性心疾患・腎不全等を発症するリスクの高い未受療者に対して、医療機関への受療行動を促進する保健指導を行い、脳卒中・虚血性心疾患・腎不全を伴う入院・死亡や人工透析の導入に対する予防を図る。

○ 内容

集団特定健診の結果、重症化のリスクが高い方であつ該当する生活習慣病の未受療者に対して、家庭訪問や個別面談を主体とした保健指導を実施する。

|     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 賃金  | 管理栄養士 | 679,000 円 |
| 需用費 |       | 121,000 円 |

## 1 保健衛生費 5 保健センター費

[担当：保健センター] P.154

2001 保健センター管理運営に要する経費 7,856,000円(8,415,000円)

[一財 7,856,000円]

### ○ 目的

保健センターで行う乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などのため、良好に施設の状態を保つよう維持管理を図る。

### ○ 内容

乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などを快適かつ円滑に行うため、衛生的な施設を維持するための清掃管理業務等を実施する。

需用費(光熱水費等) 2,642,000円

委託料(施設維持管理委託料等) 2,724,000円

## 1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境対策課] P.155

1101 取手市環境審議会に要する経費 121,000円(161,000円)

[一財 121,000円]

### ○ 目的

本市における環境行政全般について、調査審議する。

### ○ 内容

審議会は、次の各号の事項について、市長の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申する。また、市長に建議することができる。

- 1 環境行政の基本的なあり方に関する事。
- 2 取手市環境基本計画に関する事。
- 3 環境衛生の維持及び公害の防止に関する事。
- 4 リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に関する事。
- 5 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項。
- 6 前各号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項。

[担当：環境対策課] P.156

2101 犬猫対策に要する経費 2,573,000円(2,480,000円)

[その他 2,573,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料:犬登録手数料 (交付) @2,000×400件 = 800,000円

(再交付) @1,000×20件 = 20,000円]

[手数料:注射済票交付手数料 (交付) @400×5,000件 = 2,000,000円

(再交付) @200×5件 = 1,000円

注射済票交付手数料のうち248,000円は電算・OA化等に要する経費へ充当]

### ○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

○ 内容

- ・犬の登録及び鑑札の交付、手数料徴収事務。
- ・狂犬病予防注射(集合注射)の実施、注射済票の交付、手数料徴収事務。
- ・路上で、交通事故で死亡した動物の処理を実施する。
- ・犬の飼い方マナー教室を開催する。
- ・犬の登録、狂犬病予防、ペットの飼い方等について広報、啓発を行う。
- ・迷子のペットが飼い主の元に戻れるよう、「迷子札ホルダー」を配付する。
- ・動物愛護団体との連携の一環として、犬猫の引取りに必要となるフードを支給する。

[担当：環境対策課] P. 156

2201 公衆トイレ管理に要する経費 7,286,000円(7,518,000円)

[一財 7,286,000円]

○ 目的

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを清潔に保ち、常に衛生的な状態でトイレの使用ができるようにする。

○ 内容

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを毎日(1月1日は除く)清掃する。また、機器保守点検(取手駅西口公衆トイレ)及び機械警備(藤代駅南口公衆トイレ)を実施する。

[担当：環境対策課] P. 157

2301 雑草除去に要する経費 3,240,000円(3,240,000円)

[その他 3,240,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:草刈受託収入 3,240,000円]

○ 目的

空き地が雑草等により不良な状態とならないようにし、安全で清潔な生活環境を保持する。

○ 内容

雑草等が繁茂した空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、種々の事情で所有者又は管理者自身による雑草等の除去が困難な場合、委託を受けて除去を実施する。

[担当：環境対策課] P. 157

2401 取手市外2市火葬場組合負担金 47,670,000円(54,687,000円)

[その他 29,900,000円 一財 17,770,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:取手市外2市火葬場組合事務費 29,900,000円]

○ 目的

取手市外2市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り、火葬を円滑に実施する。



火葬場組合負担金

(単位:千円)

| 構成市     | 平均割 30% | 人口割 70% | 合計      | 前年比     |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 取手市     | 10,829  | 36,841  | 47,670  | △7,017  |
| 守谷市     | 10,829  | 22,045  | 32,874  | △4,537  |
| つくばみらい市 | 10,829  | 16,921  | 27,750  | △3,474  |
| 計       | 32,487  | 75,807  | 108,294 | △15,028 |

[担当：環境対策課] P. 157

3001 環境基本計画推進に要する経費 636,000 円 (634,000 円)

[その他 120,000 円 一財 516,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:環境基金繰入金 120,000 円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的かつ計画的に推進する。

○ 内容

環境基本計画に基づき、地域の環境を保全するための施策を推進し、その進捗状況や取組による効果を検証し、見直しを行う。

具体的には、地球温暖化防止のための啓発活動を強化し、また環境の保全及び創造の観点から、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」への参加、取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会に対する補助金等を交付する。

[担当：環境対策課] P. 158

3501 レジ袋削減の推進に要する経費 104,000 円 (104,000 円)

[一財 104,000 円]

○ 目的

地球温暖化防止とごみ減量のため、事業者、市民団体とともに地域のスーパーなどでレジ袋の削減を推進する。

○ 内容

レジ袋の削減については、ごみの発生を減らし、ひいては地球温暖化の防止につなげる取組のひとつとして推進してきた。これまではマイバッグの普及運動という形で行われてきたが、最近では、市・事業者・市民団体の三者の協定にもとづき、スーパーなどの事業者がレジ袋の無料配布を止めて有料化することによって削減する動きが広がっており、効果を上げている。

本市においては、平成 21 年 6 月に市民団体による「レジ袋削減推進取手市民の会」が結成され、市と協働でこの取組を推進している。

具体的にはレジ袋削減の実施に当たり、市民の会とともに市内各所において PR 活動を行うなど、広く市民・消費者に周知を図るため啓発活動を実施する。

[担当：環境対策課] P. 158

3601 緑のカーテン推進に要する経費 262,000 円 (262,000 円)

[一財 262,000 円]

○ 目的

夏季の冷房に使用するエネルギーを減らし、二酸化炭素の排出削減につなげて地球温暖化防止に役立てるため、緑のカーテンの推進を図る。

○ 内容

緑のカーテンは、建物の南側にネットを張り、つる性の植物を這わせて日射しを遮ることにより、室内の温度を下げる。

緑のカーテンを公共施設(福祉交流センター、ふじしろ図書館、各公民館など)で率先的に実施し、一般家庭への普及を図る。また、広報誌でのPRや緑のカーテンコンテストを実施する。

## 1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境対策課] P. 159

2001 公害対策事業に要する経費 4,353,000 円 (4,717,000 円)

[その他 100,000 円 一財 4,253,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:土砂等による土地の埋立て等に係る特定事業許可申請手数料 100,000 円]

○ 目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、公害の実態を把握し、発生を未然に防止する。そのため、水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動とともに、工場・事業所に指導を行う。

○ 内容

(1) 水質汚濁防止対策

① 公共用水域の水質観測

市内河川(相野谷川、北浦川、西浦川)及び樋管において定期的に水質調査を実施し、公共用水域の水質汚濁の状況を把握する。

② 古利根沼水質・底質調査

古利根の自然環境を保全するため水質、底質の調査、監視を我孫子市との共同により実施する。

③ 井戸水検査

市内全域から選定した井戸を対象に水質検査を行い、地下水の汚染状況を把握する。

④ 産業廃棄物対策

フジランド産業廃棄物処分場からの地下水汚染を監視するため、周辺宅地内の井戸水の水質検査を継続して実施する。

(2) 騒音・振動防止対策

① 自動車騒音の常時監視(平成24年4月県から権限移譲された)

環境省の処理基準により、騒音測定、交通量調査、沿道条件調査を行い、騒音レベルの推計(面的評価)を行い、結果を環境省に報告する。

[担当：環境対策課] P.159

2501 放射能対策に要する経費 24,974,000円(24,086,000円)

[国・県 22,873,000円 その他 15,000円 一財 2,086,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 21,007,000円]

[国補：消費者行政推進交付金事業費補助金 1,866,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 15,000円]

○ 目的

平成26年度に居住空間の除染が完了したが、除染後の空間放射線量の変化を監視するために、除染作業が終了した子ども関連施設の事後モニタリングを継続して実施する。

また、小・中学校、保育所(園)の給食食材及び市民持込み食材の放射能検査を実施し、今後も食の安全性確保に取り組む。

○ 内容

《除染関連事業》

- ・除染実施後モニタリング業務委託料 20,823,000円
- ・放射線測定器校正手数料(2台分) 152,000円
- ・放射能講演会講師謝礼(2回分) 100,000円

《放射能食材検査》

小・中学校、保育所(園)における給食食材検査、給食完成品検査及び市民持込み食材の放射能検査を実施する。

- ・給食食材検査関係公用車リース料 189,000円
- ・放射性物質検査機器校正手数料(2台分) 324,000円
- ・食材検査員報酬(3名分) 2,942,000円

## 2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境対策課] P.161

2001 清掃事業に要する経費 11,224,000円(11,951,000円)

[その他 268,000円 一財 10,956,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：生活雑排水汲取手数料 @2,800×8台×12ヶ月≒268,000円]

○ 目的

清潔で住み良い環境づくりを図る。

○ 内容

- ・地区清掃により発生した、汚泥が入った土のう袋を収集し処分を行う。
- ・生活雑排水を浸透櫛で処理している家庭のうち、浸透櫛で処理しきれない雑排水の汲み取りを行う(汲取り戸数8戸)。

[担当：環境対策課] P.161

2101 廃棄物不法投棄対策に要する経費 605,000円(605,000円)

[一財 605,000円]

○ 目的

廃棄物の不法投棄の未然防止及び不法投棄事案の早期解決により、良好な生活環境を確保するとともに公衆衛生の向上を図る。

○ 内容

取手市不法投棄ボランティア監視員及び廃棄物減量等推進員と連携を取り、市内の不法投棄の監視、早期発見を行うとともに、不法投棄の未然防止についての積極的な啓発活動を行う。

[担当：環境対策課] P. 161

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 15,978,000円 (15,977,000円)

[国・県 10,922,000円 一財 5,056,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：循環型社会形成推進交付金 15,033,000円×1/3=5,011,000円]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金

(15,033,000円×1/3)+(90,000円×10基)=5,911,000円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去を促進する。

○ 内容

対象区域：次の区域を除く区域

1. 公共下水道事業認可区域
2. 農業集落排水施設の処理区域及び処理計画区域

国県補助金分

5人槽相当 294,000円 ×29基=8,526,000円

7人槽相当 342,000円 ×15基=5,130,000円

10人槽相当 459,000円 × 3基= 1,377,000円

単独撤去分 90,000円 ×10基= 900,000円

計 57基 15,933,000円

## 2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P. 162

2001 じん芥収集に要する経費 355,247,000円 (355,065,000円)

[その他 20,128,000円 一財 335,119,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 3,000円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 6,459,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 23,000円]

[諸収入：資源物売却代 13,643,000円]

○ 目的

一般廃棄物(ごみ)の収集運搬を実施することにより、市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃、不燃、粗大)及び資源物(あき缶、あきビ

ン、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古着、プラスチック製容器包装、ペットボトル)の収集運搬を、業者に委託して実施する。また、5種16分別による収集を行い、ごみの減量化を図る。

| 可燃ごみ | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 有害ごみ    |     | 資源物 |      |      |         |     |        |      |      |    |      |
|------|------|------|---------|-----|-----|------|------|---------|-----|--------|------|------|----|------|
|      |      |      | 乾電池・体温計 | 蛍光管 | あき缶 | 無色ビン | 茶色ビン | その他の色ビン | 新聞紙 | 雑誌・雑がみ | 段ボール | 紙パック | 古着 | 容器包装 |

じん芥収集運搬委託料 347,907,312 円

公用車リース料 865,000 円

非常勤作業員報酬(2名分) 4,463,000 円

[担当：環境対策課] P.163

2101 ごみ処理事務に要する経費 7,297,000 円 (7,080,000 円)

[その他 4,541,000 円 一財 2,756,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 4,541,000 円]

○ 目的

廃棄物(ごみ)の発生を抑制し、再利用を促進し清潔で快適な生活環境を保持する。また各団体と連絡調整や連携を図りながらごみ処理に関する情報の交換や、将来の方向性を協議する。

○ 内容

- ・ごみの発生抑制・再使用・再生について、市民に理解を求めため、広報等により啓発し循環型社会の構築を目指す。
- ・粗大ごみの受付事務に非常勤職員を採用し迅速に対応する。
- ・関係機関との連絡調整や茨城県清掃協議会の活動を行う。

## 2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P.163

2001 ごみ減量推進に関する経費 10,440,000 円 (10,437,000 円)

[一財 10,440,000 円]

○ 目的

ごみの減量化の推進、資源の有効利用など、リサイクルに関する市民の自主的な取組の促進を図る。

○ 内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯2基まで1基につき限度額3,000円、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯1基まで限度額20,000円を交付する。

資源回収助成金は、地区の自治会や子供会、PTA等の自主団体が回収した資源物について

は1kg当たり4円、その資源回収団体から資源回収業者が回収した資源物については1kg当たり1円の助成金を交付する。

## 2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P.164

2001 し尿処理事業に要する経費 44,128,000円(44,718,000円)

[その他 19,699,000円 一財 24,429,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 19,699,000円]

○ 目的

市内の清潔な生活環境を保全する。

○ 内容

市内の汲取り式トイレのし尿汲取りを定期的を実施する。また、世帯の希望や災害時などの必要に応じて、臨時の汲取りを実施する。手数料は、し尿汲取券または口座振替によって徴収する。

《汲取実施戸数及び人数の見込み》

・定額制 1,100人 ・特別加算 300戸 ・従量制 7,800本

[担当：環境対策課] P.164

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 140,866,000円(150,436,000円)

[一財 140,866,000円]

○ 目的

取手市から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合が「龍の郷クリーンセンター」において処理している。

建設費分 33,658,000円

一般経費分 107,208,000円

分 担 金 表

(単位：千円)

| No | 市町村名 | 建設費分    | 一般経費分   | 平成28年度<br>分担金 | 全体比<br>(%) | 平成27年度<br>分担金 | 比較      |
|----|------|---------|---------|---------------|------------|---------------|---------|
| 1  | 龍ヶ崎市 | 17,616  | 59,029  | 76,645        | 16.3       | 81,242        | △4,597  |
| 2  | 牛久市  | 11,457  | 35,809  | 47,266        | 10.0       | 48,361        | △1,095  |
| 3  | 取手市  | 33,658  | 107,208 | 140,866       | 29.9       | 150,436       | △9,570  |
| 4  | 利根町  | 3,480   | 12,622  | 16,102        | 3.4        | 17,229        | △1,127  |
| 5  | 河内町  | 6,040   | 20,741  | 26,781        | 5.7        | 25,731        | 1,050   |
| 6  | 稲敷市  | 25,484  | 59,698  | 85,182        | 18.1       | 89,577        | △4,395  |
| 7  | 美浦村  | 8,827   | 16,865  | 25,692        | 5.5        | 29,022        | △3,330  |
| 8  | 阿見町  | 12,341  | 39,718  | 52,059        | 11.1       | 56,375        | △4,316  |
|    | 計    | 118,903 | 351,690 | 470,593       | 100.00     | 497,973       | △27,380 |

## 5 農林水産業費

### 1 農業費 1 農業委員会費

[担当：農業委員会] P.166

0501 農業委員会事務に要する経費 1,042,000 円 (1,161,000 円)

[一財 1,042,000 円]

○ 目的

農業委員会事務の円滑な遂行を図る。

○ 内容

- (1) 農家基本台帳の整備に関する事務
- (2) 農地に関する諸証明の発行
- (3) 農地常任委員会、農政常任委員会の運営に関する事務
- (4) 農地の権利移動、設定及び転用関係の許可事務及び届出に関する事務
- (5) 農業委員会総会、小委員会(各月1回)の運営に関する事務
- (6) 農業委員会会報発行(年2回)事務

[担当：農業委員会] P.167

1001 農業委員の報酬等に要する経費 16,115,000 円 (14,048,000 円)

[国・県 2,064,000 円 一財 14,051,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：農地利用最適化推進交付金 2,064,000 円]

○ 目的

農地等の利用の最適化を推進する。

○ 内容

平成28年4月より農業委員会法の改正に伴い農業委員と連携して地域で活動する農地利用最適化推進委員の新設。

|         |             |             |
|---------|-------------|-------------|
| 農業委員報酬  | 会長          | 744,000 円   |
|         | 会長代理        | 648,000 円   |
|         | 委員          | 7,488,000 円 |
|         | 農地利用最適化推進委員 | 7,056,000 円 |
| 会長交際費   |             | 63,000 円    |
| 消耗品費    |             | 90,000 円    |
| 視察研修負担金 |             | 26,000 円    |

[担当：農業委員会] P.167

2001 農業経営基盤強化促進事業に要する経費 388,000 円 (401,000 円)

[一財 388,000 円]

○ 目的

農用地の流動化を促進し、意欲ある農業者の規模拡大と農用地の有効利用に資する。

○ 内容

農業経営基盤強化促進事業の広報活動を行う。

[担当：農業委員会] P. 168

2501 機構集積支援事業に要する経費 733,000 円 (82,000 円)

[国・県 730,000 円 その他 3,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：機構集積支援事業費補助金 730,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 3,000 円]

○ 目的

農地の利用状況を調査し、遊休農地の利用増進を図る。

○ 内容

- ・遊休農地の現地調査の実施に伴い、有効利用に係る指導及び意向を確認する。

|       |          |
|-------|----------|
| 通信運搬費 | 82,000 円 |
|-------|----------|

- ・農地台帳へ調査結果の情報入力を行う。

|            |           |
|------------|-----------|
| 臨時職員賃金 1 人 | 587,190 円 |
|------------|-----------|

|      |          |
|------|----------|
| 通勤手当 | 54,740 円 |
|------|----------|

|       |         |
|-------|---------|
| 雇用保険料 | 8,666 円 |
|-------|---------|

## 1 農業費 3 農業振興費

[担当：農政課] P. 169

2001 農業振興に要する経費 12,908,000 円 (3,041,000 円)

[国・県 2,099,000 円 地方債 6,100,000 円 一財 4,709,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：農業近代化資金認定農業者育成確保利子助成補助金 2,000 円]

[県補：農業経営基盤強化資金利子助成補助金 75,000 円]

[県補：家畜伝染病予防事務交付金 1,000 円]

[県補：環境保全型農業直接支払交付金 521,000 円]

[県補：青年就農給付金（経営開始型）事業補助金 1,500,000 円]

[市債：農業公社設備整備事業債 8,237,000 円×75%≒6,100,000 円]

○ 目的

各種協議会及び農業関係団体等と連携を図り、地域における農業経営の安定と活性化を目指す。

○ 内容

農業団体や各種協議会等に対する補助等及び認定農業者が農業経営安定化のために借り入れた資金に対する利子補給を行う。また、地域の担い手として新規青年就農者や規模拡大を図る農家及び環境保全に効果の高い営農活動に対して交付金を支払う。

一般財団法人取手市農業公社所有の籾摺機 2 台の更新に係る補助金。



[担当：農政課] P.170

3401 ふれあい農園事業に要する経費 1,088,000円(1,072,000円)

[その他 1,072,000円 一財 16,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:ふれあい農園利用料 1,072,000円]

○ 目的

自然とふれあいながら農業体験ができる環境を提供することにより、農業に対する理解を深めてもらうとともに、遊休農地の解消や地域の活性化を図る。

○ 内容

農地を借り受け、市民農園として快適に利用できるよう管理、運営を行う。

農園一覧

| 農園名           | 利用料金         | 区画数 | 農園面積            |
|---------------|--------------|-----|-----------------|
| 宮和田(H6.3開設)   | 1区画 2,500円/年 | 143 | 2,145㎡(1区画=15㎡) |
| 桑原(H4.2開設)    | 1区画 2,000円/年 | 18  | 540㎡(1区画=30㎡)   |
| 小文間(H9.8開設)   | 1区画 2,000円/年 | 29  | 870㎡(1区画=30㎡)   |
| 稲2(H9.8開設)    | 1区画 2,000円/年 | 44  | 1,320㎡(1区画=30㎡) |
| 野々井1(H2.5開設)  | 1区画 3,000円/年 | 30  | 900㎡(1区画=30㎡)   |
| 野々井2(H9.8開設)  | 1区画 3,000円/年 | 22  | 660㎡(1区画=30㎡)   |
| 野々井3(H9.8開設)  | 1区画 3,000円/年 | 40  | 1,200㎡(1区画=30㎡) |
| 野々井4(H14.4開設) | 1区画 2,000円/年 | 38  | 1,140㎡(1区画=30㎡) |
|               | 1区画 4,000円/年 | 12  | 720㎡(1区画=60㎡)   |
| 下高井(H23.4開設)  | 1区画 3,000円/年 | 21  | 630㎡(1区画=30㎡)   |
|               | 1区画 5,000円/年 | 14  | 700㎡(1区画=50㎡)   |
| 合計            |              | 411 | 10,825㎡         |

[担当：農政課] P.170

4010 市之代農業集落排水施設維持管理に要する経費 2,540,000円(1,793,000円)

[その他 1,649,000円 一財 891,000円]

\* 特財積算根拠

[使用料:市之代農業集落排水使用料 949,000円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 700,000円]

○ 目的

農業集落排水施設の適切な維持管理を実施することにより、良好な生活環境及び自然環境の維持に努める。

○ 内容

市之代地区農業集落排水処理施設の維持管理委託や処理水の水質検査等を実施する。

[担当：農政課] P.171

**4201 農業ふれあい公園維持管理に要する経費 4,549,000円(4,461,000円)**

[その他 500,000円 一財 4,049,000円]

\* 特財積算根拠

[使用料：農業ふれあい公園使用料 500,000円]

○ 目的

自然とのふれあいや農業への理解を深めてもらうことを目的に、平成12年4月、市之代地区に開設した農業ふれあい公園の適切な維持管理を実施し、安全で快適な利用促進を図る。

○ 内容

総面積=14,852㎡(ログハウス風管理棟、貸し農園(20㎡×76区画)、シンボルパーゴラ、景観池、多目的広場、自由広場、駐車場等を配置)

施設使用料

| 施設名     | 使用料    | 摘要             | 備考  |
|---------|--------|----------------|---|
| 貸し農園    | 6,000円 | 1区画・年間         | 圏域内(取手市・守谷市・つくばみらい市)在住者の使用料<br>圏域外在住者は5割増 |
| 管理棟多目的室 | 1,000円 | 9時～12時・13時～16時 |   |
|         | 1,500円 | 9時～16時         |   |
| 管理棟調理室  | 500円   | 9時～12時・13時～16時 |   |
|         | 700円   | 9時～16時         |   |

[担当：農政課] P.171

**4401 水田農業構造改革対策に要する経費 54,673,000円(54,673,000円)**

[国・県 8,748,000円 一財 45,925,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 8,748,000円]

○ 目的

米の需給環境は依然として過剰基調にあり、米価下落が続いているが、カロリーベースでの食料自給率は約39%と諸外国と比較しても極めて低い水準にある。こうした現状からの脱却には、農家の収入の安定化と余剰水田等を活用した、自給力の向上に寄与する作物の推進が必要である。そのため、国では「経営所得安定対策」を積極的に推進している。この政策を踏まえながら、地域の特性や実情に則した独自の補助事業を効果的に実施することで、米生産数量目標の達成に取り組むとともに、農業の活性化、効率的な農地利用、遊休農地の解消等を図る。

○ 内容

《平成28年産米生産数量目標等》

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 生産数量目標配分 | 7,363t               |
| 水稲作付面積換算 | 1,398ha(基準単収527kg換算) |
| 配分農家数    | 1,995戸               |

《補助金等》

| 補助金                   | 予算額         | 備考                   |
|-----------------------|-------------|----------------------|
| 水田農業転作等実施補助金          | 40,000,000円 | 転作等達成者補助金及び集落達成金     |
| 水田農業推進センター活動事業費補助金    | 200,000円    | 取手市生産調整推進センターへの活動費補助 |
| 県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 | 8,748,000円  | 取手市農業再生協議会への事業費補助    |
| 水田農業転作等推進事業負担金        | 5,565,000円  | 茨城みなみ農業協同組合への事業負担金   |

[担当：農政課] P.172

4701 地産地消に要する経費 122,000円（142,000円）

[一財 122,000円]

○ 目的

地産地消を推進することにより、市民に安心、安全な農産物を提供するとともに、農産物の販売経路の確保、農業所得と生産意欲の向上、地域間コミュニケーションの活性化を図る。

○ 内容

市のイベント会場等で取手産新鮮農産物等を農家が直接持ち寄り軽トラックで販売する「とりで軽トラ市」を開催する。また、農産物直売所について「取手市農産物直売所マップ」を作成する。

1 農業費 4 農地費

[担当：農政課] P.172

2001 土地改良事業に要する経費 44,846,000円（48,101,000円）

[国・県 3,877,000円 地方債 10,400,000円 一財 30,569,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：湛水防除施設等管理費補助金 183,000円]

[県補：多面的機能支払交付金 3,694,000円]

[市債：災害関連事業債(地盤沈下対策分) 1,620,000円×90%≒1,400,000円]

[市債：土地改良事業債 10,000,000円×90%≒9,000,000円]

(1)福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

福岡堰土地改良区管内の用水路に不等沈下による逆勾配、中だるみ等の障害が生じ、農業用水の不足や排水不良が起こっているため改修を実施している。川通用水路、寺下用水路、谷井田用水路、九ヶ村用水路を改修している小貝東部2期地区は平成36年度に改修完了予定。また、鐘打落排水路、山谷落排水路等を改修している福岡堰4期地区は平成32年度改修完了予定。これにより、農業用水の確保と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

・事業費負担金 1,620,000 円(工事費)

| 事業                     | 実施箇所  | 内容             |
|------------------------|---|----------------|
| 地盤沈下対策事業<br>小貝東部 2 期地区 | 取手市及びつくばみらい市管内<br>(九ヶ村用水路・谷井田用水路・<br>寺下用水路) | 用水路改修 L=3,128m |
| 地盤沈下対策事業<br>福岡堰 4 期地区  | つくばみらい市弥柳・谷井田<br>谷井田落排水路                    | 排水路改修 L=2,829m |

(2) 守谷地区経営体育成基盤整備事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、昭和 41 年～45 年にかけて構造改善事業による圃場整備が完了しているが、用水施設が老朽化し支障が生じている。パイプライン等による用水施設の整備と併せて、排水路及び農道整備等を実施することにより、生産性の高い水田営農の確立を図る。

○ 内容

受益面積は、守谷土地改良区管内の取手地区 2.2ha、守谷地区 65.5ha の合わせて 67.7ha で、経営体育成基盤整備事業(土地改良総合整備)として、平成 20～21 年度で調査計画、平成 22 年～29 年度の 8 ヶ年で工事を実施する。

・事業費負担金 100,000 円(工事費)

| 事業                  | 実施箇所       | 内容                            |
|---------------------|------------|-------------------------------|
| 経営体育成基盤整備事業<br>守谷地区 | 取手市域及び守谷市域 | 暗渠排水工 A=9.0ha<br>客土工 A=10.0ha |

(3) 藤代北部地区経営体育成基盤整備事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、昭和 45 年～52 年にかけて実施された県営圃場整備事業により 30a 区画の基盤整備が完了しているが、排水施設が老朽化し支障が生じている。排水路及び農道整備等を実施することにより、効率的かつ安定的な生産性の高い水田営農の確立を図る。

○ 内容

受益面積は福岡堰土地改良区管内の久賀地区 110ha で、経営体育成基盤整備事業(土地改良総合整備)として、平成 22～24 年度を調査計画期間とし、平成 25 年度から平成 30 年度の 6 ヶ年で事業を実施する。

・事業費負担金 10,000,000 円

| 事業                    | 実施箇所 | 内容                               |
|-----------------------|------|----------------------------------|
| 経営体育成基盤整備事業<br>藤代北部地区 | 取手市域 | 排水路改修工事 L=2,800m<br>農道工 L=2,060m |

(4) 小文間パイプライン整備負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

当地区における小用水路は土堀水路であり、地形的に中だるみを生じているため、毎年の用水不足が生じているため改修工事を行うものである。これにより農業用水の反復利用と労力の軽減を図り、生産者の営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

小文間地区パイプライン整備事業の一環として行い、小用水への吐出し口までの整備に合わせ小用水(土堀水路)の改修工事を行うものである。平成 29 年度完成予定であり、総延長 L=1,940m の整備工事を行う。平成 28 年度においては、延長 L=620m を予定。

・事業費負担金 2,333,333 円(工事費)

(5)多面的機能支払交付金

○ 目的

農業者又は農業者及び地域住民等で構成された組織が行う農地・水路・農道等の保全管理、農業施設の長寿命化を図る活動に対するの支援を目的とする。

○ 内容

市之代・貝塚・上高井・下高井地区、上萱場地区、浜田地区が実施する基礎的保全管理活動(田の草刈、水路泥上げ等 面積 6,180a)に対し交付。

交付単価 3,000 円/10a (田)

負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

・事業交付金 4,926,000 円

## 6 商工費

### 1 商工費 2 商工振興費

[担当：産業振興課] P.175

2001 商工業振興助成に要する経費 57,316,000円 (22,460,000円)

[地方債 30,300,000円 その他 1,200,000円 一財 25,816,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：商工会館施設整備事業債 32,400,000円×75%=24,300,000円]

[市債：商工会館施設整備事業債 (32,400,000円-24,300,000円)×75%=6,000,000円]

[使用料：駐車場使用料 1,200,000円]

#### ○ 目的

市内の商工会や商店街への助成等を行うことにより、市の商工業の発展に寄与することを目的とする。

#### ○ 内容

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| (1) 商店街活性化事業補助金     | 1,640,000円  |
| ・ 商店街活性化事業補助金 7団体   | 1,100,000円  |
| ・ 駅周辺活性化事業補助金 3団体   | 540,000円    |
| (2) 商工会事業補助金        | 51,583,000円 |
| ・ 取手市商工会職員の人件費      | 16,874,000円 |
| ・ 取手市商工会館エレベーター設置工事 | 32,400,000円 |
| ・ 市特産品販売促進事業        | 2,309,000円  |
| (3) とりで産業まつり補助金     | 2,000,000円  |
| (期 日) 平成28年11月予定    |             |
| (場 所) 取手緑地運動公園      |             |
| (参加者) 45,000人見込み    |             |
| (4) 藤代商工祭補助金        | 1,000,000円  |
| (期 日) 平成28年9月予定     |             |
| (場 所) 藤代地区商店会大通り    |             |
| (参加者) 10,000人見込み    |             |

[担当：産業振興課] P.175

2101 中小企業事業資金融資あっ旋事業に要する経費 99,746,000円 (95,046,000円)

[国・県 133,000円 その他 35,008,000円 一財 64,605,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：関東・東北豪雨災害緊急対策融資利子補給費補助金 133,000円]

[諸収入：自治金融資金貸付金元利収入 35,008,000円]

取手市中小企業事業資金融資あっ旋制度

#### ○ 目的

市内の中小企業者に対する事業資金の保証あっ旋をすることで、市内中小企業者の金融

の円滑化を図り、企業の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

○ 内容

茨城県信用保証協会を公的保証人として事業資金の借入を円滑にするとともに、市内金融機関に1年間の預託を行うことにより融資実行利率を低利に抑え、制度の基盤を強固なものにする。

また、制度利用者に対し、保証料を補助することで制度利用者の負担軽減を図る。

・制度の概要

| 制 度   | 自 治 金 融                               |       | 振 興 金 融 |       |
|-------|---------------------------------------|-------|---------|-------|
| 内 容   | 1,000万円                               | 返済 7年 | 2,000万円 | 返済 7年 |
| 保 証 料 | 年 0.45～1.9% (平均で 1.15% 10万円で約 3,200円) |       |         |       |

・保証料補助の内訳

| 制 度  | 金 額         | 備 考   |
|------|-------------|---|
| 自治金融 | 30,718,000円 | 新規 184件 17,115,754円、過年度 485件 13,602,659円                  |
| 振興金融 | 23,968,000円 | 新規 50件 11,273,460円、過年度 198件 12,694,057円                   |
| 計    | 54,686,000円 | 自治金融・振興金融保証債務残高<br>4,908,271,000円(1,080件)<br>※平成27年12月末現在 |

・預託金、寄託金

| 制 度     | 金 額         | 備 考                                      |
|---------|-------------|--|
| 自治金融預託金 | 34,000,000円 | 市内金融機関7行に預託<br>(平成28年10月14日～平成29年10月16日) |
| 損失補償寄託金 | 10,600,000円 | 茨城県信用保証協会に寄託                             |

関東・東北豪雨災害緊急対策融資に係る保証料補助と利子補給

○ 目的

平成27年9月関東・東北豪雨で被害を受けた市内で事業を行っている中小企業者の早期復旧・復興を図る為。

○ 内容

県では関東・東北豪雨災害の影響により被害を受けた中小企業者に対し、早期復旧・復興が図れるよう、「平成27年9月関東・東北豪雨災害緊急対策融資制度」を創設。市も県と連携協力の上、制度利用者を対象に保証料の補助と利子補給を実施し負担軽減を図る。

・制度の概要

信用保証料助成

| 要件   | 補助率 | 負担割合      | 保証料率      |
|------|-----|-----------|-----------|
| 直接被害 | 10割 | 県1/2：市1/2 | 0.25～1.7% |
| 間接被害 | 5割  | 県1/2：市1/2 | 0.7%      |

保証料率は、県保証協会の協力により、通常のコストから0.2%軽減

利子補給

| 融資額   | 要件        | 補給割合 | 負担割合      | 金利       |
|-------|-----------|------|-----------|----------|
| 1千万以内 | 直接被害・間接被害 | 10割  | 県1/2：市1/2 | 0.6%     |
| 1千万超  | 直接被害      | 10割  | 県2/3：市1/3 | 1.2～1.6% |
| 1千万超  | 間接被害      | 5割   | 県2/3：市1/3 | 1.2～1.6% |

利子補給期間は、融資実行後3年間に限る

[担当：産業振興課] P.175

2701 中小企業育成事業に要する経費 1,100,000円(1,000,000円)

[一財 1,100,000円]

○目的

ワタシの街の起業支援 Match のプログラムを活用した起業家に対して、市内の指定店舗(応援企業)だけで利用可能な補助金を交付し、市内での起業を促進と、市内産業の活性化の両方を図る。

○内容

産業振興チャレンジ支援事業補助金 1,100,000円

ワタシの街の起業支援 Match のプログラムで起業家カードを受け取った起業家に対し、市内の指定店舗(応援企業)だけで使用可能なクーポン券を補助することで、起業の促進と、市内産業の活性化を図る。

[担当：産業振興課] P.176

2801 産業振興に要する経費 68,647,000円(88,159,000円)

[一財 68,647,000円]

○目的

市内経済活動の活性化のため、市内企業・事業所の振興策の強化を図る。また、市経済の発展及び雇用機会の拡大に結びつく企業・事業所の事業拡大に対し支援する。

○内容

産業活動支援条例に基づく奨励金 68,131,000円(87,492,000円)

企業・事業所の事業拡大に対し、産業活動支援条例に基づき、施設奨励金及び雇用促進奨励金を交付し、地域経済の活性化を図る。

[担当：産業振興課] P.176

2901 空き店舗活用事業に要する経費 3,200,000円(2,200,000円)

[一財 3,200,000円]

○目的

空き店舗の有効利用及びまちの賑わいづくりの促進のため、空き店舗に出店する者に対し、取手市空き店舗活用補助金交付要綱に基づき支援する。

○内容

空き店舗活用事業補助金 3,200,000円

| 項目     | 補助率    | 補助対象経費の上限額  |
|--------|--------|-------------|
| 店舗改装費  | 2分の1以内 | 100万円以内     |
| 店舗の賃借料 | 2分の1以内 | 月額5万円以内で1年間 |



[担当：産業振興課] P. 176

3001 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費 964,000 円 (106,000 円)

[一財 964,000 円]

○目的

「ふるさと取手応援寄附金」の魅力化を図るとともに市内物産品、農産品、及び産業品を幅広く PR し、市内産業の振興・活性化を図る。

○内容

「ふるさと取手応援寄附金」に一定額以上の寄附をいただいた方に対して、市内物産品、農産品、及び産業品をお礼の品として送付する。

## 1 商工費 3 労働対策費

[担当：産業振興課] P. 177

2001 労働対策に関する経費 2,179,000 円 (2,350,000 円)

[その他 10,000 円 一財 2,169,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 10,000 円]

○ 目的

平成 19 年 10 月開設の取手市地域職業相談室(通称：取手市ふるさとハローワーク)において、国と市が連携しながら、職業相談、職業紹介サービスを提供し、安定した雇用機会の確保、就職の促進を図る。

○ 内容

施設(94.08 m<sup>2</sup>)を藤代庁舎 2 階に設置し、国と市の共同で管理運営を行う。

|      |                       |      |       |
|------|-----------------------|------|-------|
| 業務時間 | 毎週月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 |      |       |
| 主な業務 | 職業相談、職業紹介と求人情報の提供     |      |       |
| 相談員  | 国 2 名                 | 受付事務 | 市 2 名 |

## 1 商工費 4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費

[担当：産業振興課] P. 178

2001 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費 13,010,000 円  
(12,845,000 円)

[その他 1,729,000 円 一財 11,281,000 円]

\* 特財積算根拠

[使用料：働く婦人の家・勤労青少年ホーム使用料 840,000 円]

[手数料：コピー手数料 84,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 800,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

利用者が余暇を使い趣味の活動や学習活動をするために運営し、施設を良好な状態に保

つために維持管理を行い、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

働く婦人の家の適切な維持管理を行う。主な経費は一般職非常勤報酬、需用費、委託料である。

- ・ 一般職非常勤報酬 3,182,000 円
- ・ 需用費 5,666,000 円 (光熱水費、修繕料、他)
- ・ 委託料 3,612,000 円 (施設の清掃管理委託、夜間管理委託、他)

[担当：産業振興課] P.179

2101 働く婦人の家・勤労青少年ホーム活動に要する経費 265,000 円 (557,000 円)

[その他 127,000 円 一財 138,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：講座参加個人負担金 127,000 円]

○ 目的

働く婦人及び勤労青少年の福祉の促進と健全な育成を図る。

○ 内容

主催講座実施予定

| 講座名    | 開催回数 | 参加人数見込<br>(延べ人数) |
|--------|------|------------------|
| 簿記(3級) | 20回  | 300人             |

1 商工費 5 消費生活対策費

[担当：産業振興課] P.179

2001 消費生活対策に要する経費 8,042,000 円 (8,026,000 円)

[国・県 1,785,000 円 その他 27,000 円 一財 6,230,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：消費者行政推進事業費補助金 1,785,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 27,000 円]

○ 目的

消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の推進を図り、消費生活に係る知識の普及と情報の提供に努め、市民の消費生活の安定と向上を確保することを目的とする。

○ 内容

(1) 消費生活展実施委託料 650,000 円

消費者団体等が、消費生活に関する題材を多面的かつ具体的に取り上げ、一般消費者の方たちへ問題提起や知識の向上を目的とした啓発活動である。

(2) 消費生活センター相談業務

商品やサービスの契約及び多重債務等に関する相談、苦情、問い合わせを受け付け、助言・斡旋・情報提供などを行う。また、消費者の自立を促し消費者被害の未然防止を図る。

|       |           |
|-------|-----------|
| 業 務 日 | 月曜日～金曜日   |
| 相談時間  | 午前9時～午後4時 |
| 相談員数  | 3人        |

## 1 商工費 6 観光費

[担当：産業振興課] P.180

2001 観光事業に要する経費 35,033,000円 (31,873,000円)

[一財 35,033,000円]

### ○ 目的

取手市の魅力を全国に発信し、観光事業の振興を図るため、市観光協会の各事業への助成等を行い、郷土愛の高揚に貢献する。

### ○ 内容

- (1) 小堀古利根周辺の清掃管理委託料 360,000円
- (2) 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会負担金 550,000円  
(茨城県国際観光キャンペーン地区推進協議会負担金 70,000円含む)
- (3) 市観光協会補助金 34,103,000円
 

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 観光協会一般補助金          | 4,223,000円  |
| 花火大会補助金            | 25,080,000円 |
| たこあげどんどもつり補助金      | 2,050,000円  |
| 桜ライトアップ事業補助金       | 750,000円    |
| 映画レミングスの夏を応援する会補助金 | 2,000,000円  |

### 観光協会主催イベント

| イベント名            | 実施予定期日    | 場 所            | 参加者見込み   |
|------------------|-----------|----------------|----------|
| 第63回とりで利根川大花火    | 平成28年8月中旬 | 取手緑地運動公園       | 100,000人 |
| 第50回とりで利根川たこあげ大会 | 平成29年1月   | 取手緑地運動公園       | 4,700人   |
| 第47回とりで利根川どんどもつり | 平成29年1月   | 取手緑地運動公園       | 2,500人   |
| 第4回とりで観光フォトコンテスト | 平成29年2月中旬 | ふじしろ図書館        | —        |
| 第13回桜ライトアップ事業    | 平成29年3月下旬 | 老人福祉センター「さくら荘」 | 2,500人   |

## 7 土木費

### 1 土木管理費 1 土木総務費

[担当：管理課] P.183

2501 道路管理に要する経費 53,880,000円(46,304,000円)

[地方債 30,500,000円 その他 2,376,000円 一財 21,004,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：市道整備事業債 8,500,000円×75%≒6,300,000円]

[市債：合併特例債 25,500,000円×95%≒24,200,000円]

[使用料：道路使用料 130,000円]

[使用料：法定外公共物使用料 2,204,000円]

[手数料：道路幅員証明手数料 1,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 41,000円]

#### ○ 目的

道路台帳加除により道路行政の向上を図る。また、落し・旧陸前浜街道踏切道の安全対策と、北浦川の河川整備に伴う橋梁架替を行い住民の安全性・利便性を確保する。

#### ○ 内容

道路の認定・廃止及び道路改良工事等により、市道に変更が生じた箇所について道路台帳の調書・図面を加除し、最新の状況で管理する。

落し・旧陸前浜街道踏切道の安全対策のためのJR負担金及び旧藤代地区の雨水流末でもある北浦川の河川整備事業(県事業)に伴う橋梁架替により必要な負担金である。

|             |                          |             |
|-------------|--------------------------|-------------|
| 委託料         | 道路台帳整備委託料                | 8,954,000円  |
|             | 草枝処分委託料                  | 250,000円    |
| 使用料及び賃借料    | 道路排水管敷地借上料               | 273,000円    |
|             | 公用車リース料                  | 217,000円    |
|             | 取手駅西口歩行者デッキ敷地借上料         | 312,000円    |
| 負担金、補助及び交付金 |                          |             |
|             | 土木作業講習会負担金               | 20,000円     |
|             | 踏切道安全対策工事負担金             | 8,500,000円  |
|             | 北浦川谷中第5号橋<br>(仮称)相橋架替負担金 | 25,500,000円 |
| その他の経費      | 非常勤職員報酬・共済費等             | 9,328,000円  |
|             | 需用費(石杭・プレート他)            | 526,000円    |

## 2 道路橋りょう費 1 道路橋りょう総務費

[担当：管理課] P.184

2101 街路灯の維持管理に要する経費 58,025,000 円 (59,024,000 円)

[その他 21,900,000 円 一財 36,125,000 円]

\* 特財積算根拠

[使用料：道路使用料 21,900,000 円]

### ○ 目的

道路の交通安全及び防犯のために、街路灯の設置及び維持管理をする。

### ○ 内容

市内全域の街路灯について維持管理を行う。老朽化したポールの取替えを 30 本予定している。また新規要望分として 30 本を新たに設置する。

|          |                  |              |
|----------|------------------|--------------|
| 需用費      | 光熱水費             | 38,944,000 円 |
|          | 修繕料              | 2,101,000 円  |
| 委託料      | 街路灯管理システム保守点検委託料 | 324,000 円    |
| 使用料及び賃借料 | LED 防犯灯リース料      | 14,765,000 円 |
| 工事請負費    | 街路灯設置工事          | 1,307,000 円  |
| 備品購入費    | 街路灯用ポール          | 584,000 円    |

## 2 道路橋りょう費 2 道路維持費

[担当：管理課] P.185

2001 道路維持補修に要する経費 245,144,000 円 (218,496,000 円)

[国・県 6,050,000 円 その他 10,908,000 円 一財 228,186,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金(インフラ老朽化対策分) 11,000,000 円×55%=6,050,000 円]

[使用料：道路使用料 10,872,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 36,000 円]

### ○ 目的

市管理の道路を安全・快適に利用できるように陥没・舗装・側溝の修繕等を行う。また、橋梁や道路施設の点検を実施し修繕を計画的に行うことを目指す。

### ○ 内容

部分的な補修等については原材料を購入し職員で対応し、抜本的な補修及び緊急を要する箇所については専門業者に依頼する。なお、委託料は、街路樹の剪定、道路法面の草刈、道路構造物の処分費等の維持管理に要する経費及び道路の路面の清掃、取手・藤代各駅のエレベーター、エスカレーターの点検・清掃等に要する経費である。

橋梁においては、点検を実施し損傷の大きな橋梁についての修繕を実施していく。

|     |                                      |             |             |
|-----|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 需用費 | 修繕料                                  | 25,000,000円 |             |
| 委託料 | 道路清掃委託料                              | 68,132,000円 |             |
|     | 街路樹管理委託料                             | 41,551,000円 |             |
|     | 街路樹消毒委託料                             | 2,052,000円  |             |
|     | 道路草刈委託料                              | 35,034,000円 |             |
|     | 樹木伐採委託料                              | 1,000,000円  |             |
|     | 取手駅東西口駅前広場、ギャラリーロード<br>及び歩行者デッキ清掃委託料 |             | 12,183,000円 |
|     | 一里塚ロードパーク及び戸頭駅前清掃委託料                 |             | 357,000円    |
|     | エレベーター及びエスカレーター点検委託料                 |             | 9,577,000円  |
|     | エレベーター及びエスカレーター設備清掃委託料               |             | 996,000円    |
|     | 藤代駅自由通路清掃委託料                         |             | 864,000円    |
|     | 藤代駅自由通路電気工作物保安管理業務委託料                |             | 292,000円    |
|     | 道路排水用ポンプアップ施設点検委託料                   |             | 1,186,000円  |
|     | 車両及び産業廃棄物処理委託料                       |             | 1,000,000円  |
|     | 防鳥ネット設置及び撤去委託料                       |             | 3,780,000円  |
|     | 橋梁点検委託料                              |             | 12,223,000円 |
|     | 使用料及び賃借料                             | 機械借上料       | 100,000円    |
|     |                                      | 敷地借上料       | 1,967,000円  |
|     |                                      | 公用車リース料     | 1,378,000円  |
|     | 原材料費                                 | 道路舗装及び補修材料  | 18,000,000円 |
|     | その他の経費                               | 非常勤職員報酬等    | 8,472,000円  |

[担当：道路建設課] P.187

26 道路維持に要する経費 71,461,000円 (58,002,000円)

[地方債 67,800,000円 一財 3,661,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 71,461,000×95%≒67,800,000円]

○ 目的

道路施設の維持事業を実施する。

○ 内容

アスファルト路面の凸凹及びマンホールと路面間の段差等による騒音、振動が顕著である為、振動対策と舗装の打ち替えを行う。

(単位：円)

| 事業名                          | 事業費        | 事業内容   |
|------------------------------|------------|--|
| 2603 西一・二丁目<br>(市道 2548 号線他) | 71,461,000 | 改良工事 70,000,000<br>L=100m<br>消火栓修繕工事 1,460,916<br>N=1 箇所 |

2603 西一・二丁目(市道 2548 号線他)



## 2 道路橋りょう費 3 道路改良費

[担当：道路建設課] P. 187

20 道路改良に要する経費 279,883,000 円 (222,655,000 円)

[国・県 27,500,000 円 地方債 225,600,000 円 一財 26,783,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 50,000,000 円×55%=27,500,000 円]

[市債：市道整備事業債 165,868,000 円×90%≒149,200,000 円]

[市債：合併特例債 (108,116,000 円-27,500,000 円)×95%≒76,400,000 円]

### ○ 目的

生活に密着した道路を拡幅整備し、緊急時の救急車両の通過や交通の利便性を図る。

### ○ 内容

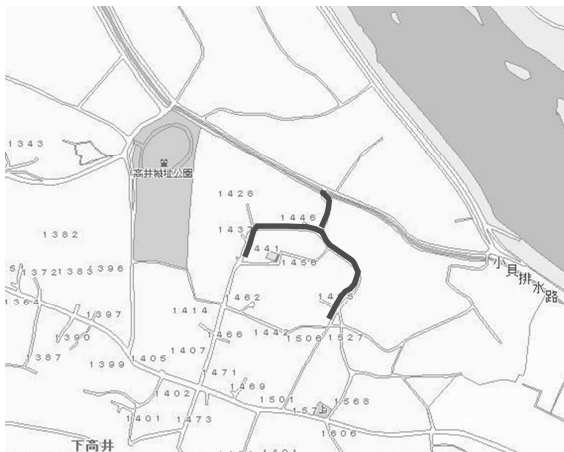
道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

(単位：円)

| 事業名                         | 事業費         | 事業内容   |
|-----------------------------|-------------|--|
| 2020 下高井馬場<br>(市道 1231 号線他) | 109,668,000 | 補償調査算定業務委託 560,000<br>改良工事 98,108,000<br>L=400m<br>物件補償費 1,000,000 |

|                              |            |                                       |  |
|------------------------------|------------|---------------------------------------|--|
|                              |            | 電柱移設補償費                               | 10,000,000                             |
| 2029 双葉<br>(市道 0130 号線他)     | 50,000,000 | 改良工事<br>L=180m                        | 50,000,000                             |
| 2040 井野台四丁目<br>(市道 3276 号線他) | 56,200,000 | 改良工事<br>L=55m<br>公有財産購入費<br>物件補償費     | 16,200,000<br>20,000,000<br>20,000,000 |
| 2056 山王上曾根<br>(市道 0128 号線)   | 10,088,000 | 路線・用地測量業務委託<br>地質調査業務委託<br>道路詳細設計業務委託 | 4,450,000<br>3,154,000<br>2,484,000    |
| 2063 清水<br>(市道 0142 号線)      | 51,182,000 | 改良工事<br>L=178m                        | 51,182,000                             |
| 2093 藤代箕輪前<br>(市道 0222 号線)   | 2,745,000  | 工損家屋事後調査業務委託<br>工損家屋補償費               | 1,545,000<br>1,200,000                 |

2020 下高井馬場(市道 1231 号線他)



2029 双葉(市道 0130 号線他)



2040 井野台四丁目(市道 3276 号線他)

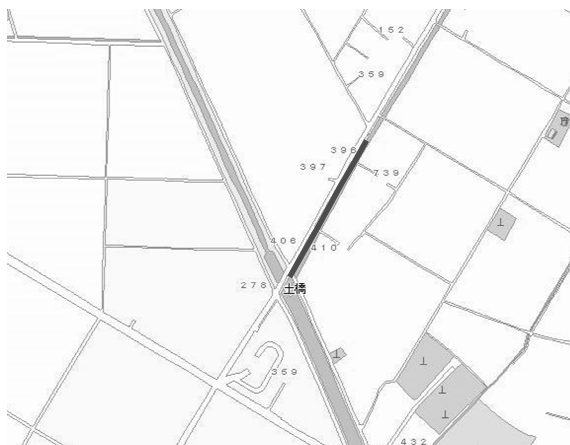


2056 山王上曾根(市道 0128 号線)





2063 清水(市道 0142 号線)



2093 藤代箕輪前(市道 0222 号線)



[担当：道路建設課] P. 189

25 通学路整備に要する経費 142,380,000 円 (252,859,000 円)

[国・県 62,370,000 円 地方債 74,400,000 円 一財 5,610,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 113,400,000 円×55%=62,370,000 円]

[市債：合併特例債 (139,356,000 円-60,707,000 円)×95%≒74,400,000 円]

○ 目的

小中学生の通学路の歩道整備等を行い、児童等の安全対策を図る。

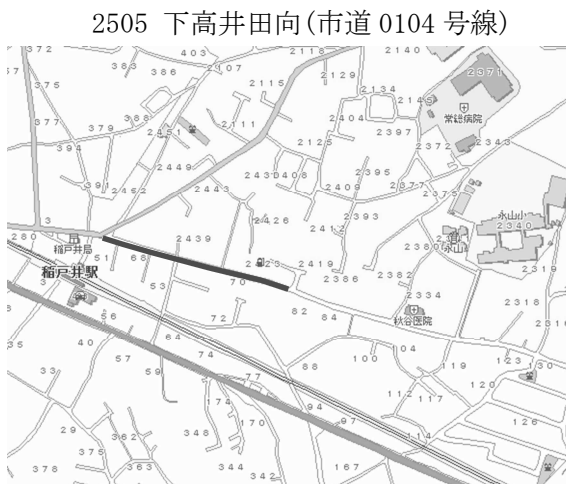
○ 内容

道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

(単位：円)

| 事業名                         | 事業費        | 事業内容                                     |   |
|-----------------------------|------------|--|---|
| 2505 下高井田向<br>(市道 0104 号線)  | 11,891,000 | 安全対策施設整備工事<br>L=250m                     | 11,891,000                                    |
| 2506 井野下沼<br>(市道 4318 号線他)  | 10,530,000 | 安全対策施設整備工事<br>L=240m                     | 10,530,000                                    |
| 2509 井野前土井<br>(市道 4009 号線他) | 26,602,000 | 路線測量業務委託<br>道路詳細設計業務委託<br>改良工事<br>L=300m | 3,068,000<br>3,165,000<br>20,369,000          |
| 2510 下高井官上木<br>(市道 0102 号線) | 13,540,000 | 不動産鑑定評価業務<br>土地評価業務<br>用地測量業務委託<br>改良工事  | 209,000<br>497,000<br>1,124,000<br>10,174,000 |

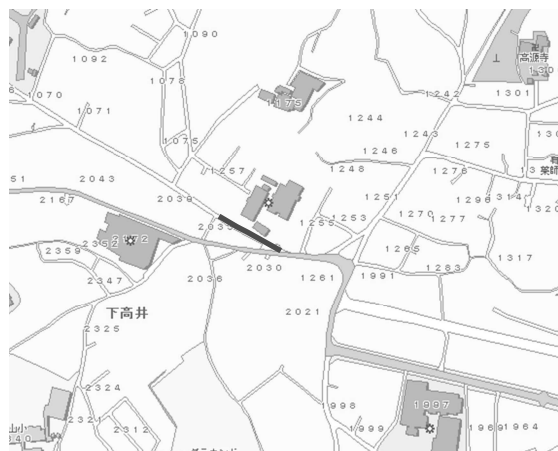
|                            |            |  |
|----------------------------|------------|--|
|                            |            | L=90m<br>公有財産購入費 1,500,000<br>損失補償費 36,000   |
| 2512 山王<br>(市道 4262 号線他)   | 44,263,000 | 不動産鑑定評価業務 366,000<br>土地評価業務 497,000<br>路線測量業務委託 2,744,000<br>用地測量業務委託 1,026,000<br>地質調査業務委託 3,024,000<br>道路詳細設計業務委託 2,398,000<br>改良工事 31,810,000<br>L=260m<br>公有財産購入費 1,362,000<br>損失補償費 36,000<br>電柱移設補償費 1,000,000 |
| 2514 米ノ井入口<br>(市道 0105 号線) | 19,310,000 | 安全対策施設整備工事 19,310,000<br>L=200m  |
| 2516 本郷四丁目<br>(市道 3221 号線) | 16,244,000 | 安全対策施設整備工事 16,244,000<br>L=470m  |



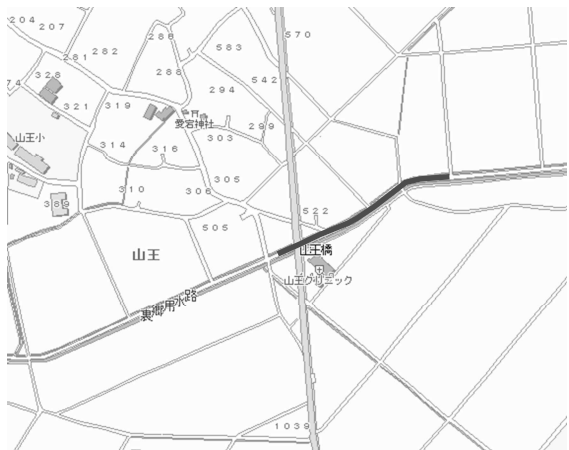
2509 井野前土井(市道 4009 号線他)



2510 下高井官上木(市道 0102 号線)



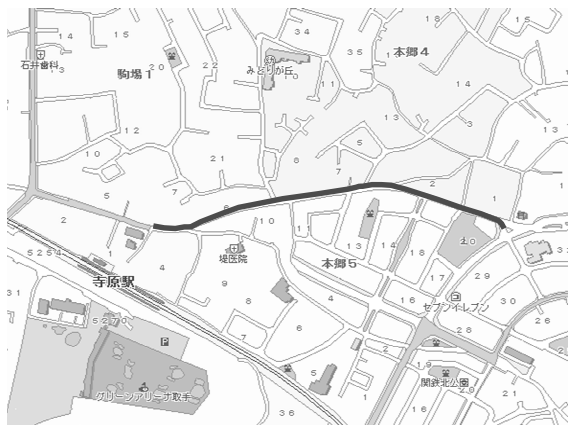
2512 山王(市道 4262 号線他)



2514 米ノ井入口(市道 0105 号線)



2516 本郷四丁目(市道 3221 号線)



### 3 都市計画費 1 都市計画総務費

[担当：都市計画課] P. 193

#### 0801 桑原地区整備推進に要する経費 24,711,000 円 (7,776,000 円)

[一財 24,711,000 円]

##### ○ 目的

桑原周辺地区新市街地整備支援業務については、当該地区を新たな商業・業務拠点として新市街地を創出する事により、新たな活力を生み出す。その効果は当該地区周辺にとどまらず、市全体の活性化に繋がる。現在、事業の具体化に向けて地権者と協働で地区の新たな土地利用の展開について検討し、市街地開発事業の早期事業化を目指している。

##### ○ 内容

桑原周辺地区新市街地整備支援業務は、地区の現状から前提条件を整理し、想定される事業計画（案）を作成し、地権者との協働により事業化の検討を進める。また、平成 27 年度に設立した地権者主導による土地利用検討会の活動及び技術的支援を引き続き行う。さらには、市街地開発事業の事業化に向けた地権者の意向を把握し、地権者と企業との調整を行う。

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 桑原周辺地区新市街地整備支援業務委託 | 24,700,000 円 |
| その他の経費             | 11,000 円     |

[担当：都市計画課] P. 194

#### 2501 都市交通政策の推進に要する経費 113,646,000 円 (89,205,000 円)

[一財 113,646,000 円]

##### ○ 目的

市民の日常の交通手段を確保する観点から、民間路線バスとコミュニティバス等の市内公共交通網に関する整備を図る。

コミュニティバスにおいては、公共公益施設や中心市街地へのアクセス性向上及び利便性を図るため、また、高齢者や交通弱者等に対しての移動手段を確保することを目的に運行するものである。

また、路線バスにおいては、市民の公共公益施設への交通アクセスを確保するとともに、複数市町村間の広域的・幹線的な移動手段を確保するため、運行するバス路線に補助をするものである。

##### ○ 内容

コミュニティバスは本年度から、小堀ルートを新たなコミュニティバスルートとして加え、市内 7 路線を 7 台の車両で運行し、運行に係る経費と運賃等の収入の差額分を運行事業者に補填する。

バス車両においては、7 台の車両のうちワンボックス車両を除く 6 台のノンステップバス車両をバス事業者よりリースし運行する。

路線バスにおいてはバス運行事業者に対し、取手駅西口からグリーンスポーツセンターを經由し戸頭駅を結ぶ路線の運行経費の一部について補助し、また、取手駅や藤代駅を発着として複数市町村間を運行する路線の維持を図るため、県や沿線市町と経費の一部を負担する。

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| コミュニティバス運行経費補償金 | 90,800,000円 |
| コミュニティバス使用料     | 13,235,000円 |
| 路線バス運行事業負担金     | 1,970,000円  |
| 路線バス運行事業補助金     | 7,200,000円  |
| その他の経費          | 441,000円    |

### 3 都市計画費 2 建築指導費

[担当：建築指導課] P.196

#### 1001 建築審査会に要する経費 258,000円 (266,000円)

[その他 258,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：建築許可手数料 255,000円]

[手数料：工作物完了検査手数料 3,000円]

##### ○ 目的

建築基準法に基づく特定行政庁の諮問機関として、様々な基準法上の案件について審議を行い、その審議結果を特定行政庁に答申する。

##### ○ 内容

建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

[担当：建築指導課] P.196

#### 1101 旅館等建築審査会に要する経費 47,000円 (47,000円)

[その他 47,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：建築許可手数料 47,000円]

##### ○ 目的

取手市ラブホテル建築規制に関する条例に基づき設置された市長の諮問機関であり、条例に基づく案件を審議し、その審議結果を市長に答申する。

##### ○ 内容

条例に基づき申請された建築計画が、ラブホテルの建築に該当するかどうかを審議し、市長に答申する。

[担当：建築指導課] P. 196

2001 狭あい道路拡幅事業に要する経費 2,300,000円 (2,300,000円)

[その他 2,300,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：建築確認手数料 100,000円]

[手数料：建築完了検査手数料 610,000円]

[手数料：工作物確認手数料 140,000円]

[手数料：工作物完了検査手数料 207,000円]

[手数料：建築許可手数料 423,000円]

[手数料：建築認定手数料 412,000円]

[手数料：開発行為許可申請手数料 408,000円]

(1) 狭あい道路拡幅整備促進補助金 900,000円

○ 目的

狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、既存塀等の撤去及び再築造費用を市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し同法の主旨徹底を図るとともに、快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

○ 内容

本年度の撤去及び再築造の補助予定件数は次のとおり。

| 補助金の名称        | 件数     | 金額       |
|---------------|--------|----------|
| 狭あい道路拡幅整備促進補助 | 解体 6件  | 300,000円 |
|               | 再築造 6件 | 600,000円 |
| 計             | 12件    | 900,000円 |

(2) 建築行為等に係る分筆測量補助金 1,400,000円

○ 目的

狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、後退部分を分筆して道路とするために市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し同法の主旨徹底を図るとともに、快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

○ 内容

本年度の地目替及び寄付の補助予定件数は次のとおり。

| 補助金の名称          | 件数       | 金額         |
|-----------------|----------|------------|
| 建築行為等に係る分筆測量補助金 | 分筆地目替 1件 | 50,000円    |
|                 | 分筆寄付 9件  | 1,350,000円 |
| 計               | 10件      | 1,400,000円 |

[担当：建築指導課] P. 196

2101 木造住宅耐震事業に要する経費 1,880,000円 (1,832,000円)

[国・県 1,140,000円 一財 740,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分）

1,080,000円×50%=540,000円]

[国補：社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金分） 800,000円×50%=400,000円]

[県補：木造住宅耐震診断費補助金 200,000円]

○ 目的

木造住宅の耐震診断を実施することで、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図り、耐震改修等に対して補助をすることにより改修を促進させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とする。

○ 内容

本年度の木造耐震診断件数及び補強工事に対する補助の件数は次のとおり。

| 名 称        | 件 数       | 金 額        |
|------------|-----------|------------|
| 木造住宅耐震診断   | 20件       | 1,080,000円 |
| 木造住宅耐震補強補助 | 耐震補強計画 2件 | 200,000円   |
|            | 耐震補強工事 2件 | 600,000円   |
| 計          | 24件       | 1,880,000円 |

### 3 都市計画費 3 地籍調査費

[担当：管理課] P. 197

2001 地籍調査事業に要する経費 14,361,000円 (2,231,000円)

[国・県 9,975,000円 一財 4,386,000円]

\* 特財積算根拠

[県負：地籍調査費負担金 負担対象基準額 13,300,000円×75%=9,975,000円]

○ 目的

一筆地ごとの土地について、地番、地目、所有者、境界を調査・確認し面積を測定して地籍図と地籍簿を作成し土地に関するあらゆる施策の基礎となる土地の実態を明らかにする。

○ 内容

台宿〔Ⅳ〕東〔Ⅰ〕地区について、現地調査及び地籍測量を実施する。

台宿〔Ⅳ〕東〔Ⅰ〕地区

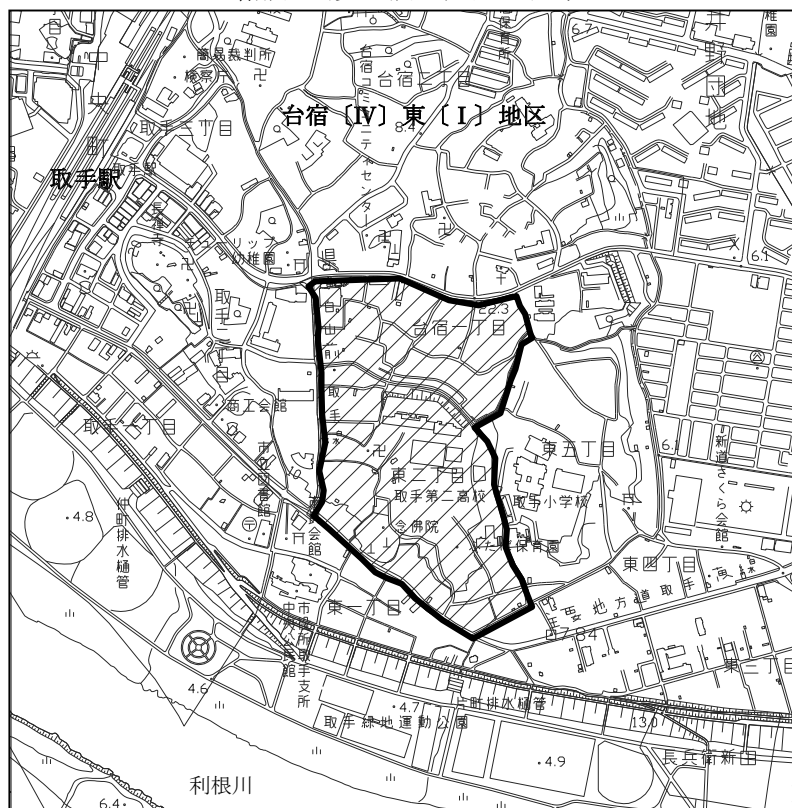
実施区域 台宿一丁目、取手二丁目、東一丁目及び東五丁目の各一部並びに東二丁目の全部

実施面積 0.15km<sup>2</sup>

調査筆数 686筆

地籍調査測量業務委託費 11,546,000 円

地籍調査(現地調査) 実施区域



### 3 都市計画費 5 街路事業費

[担当：道路建設課] P. 200

2201 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費 9,850,000 円 (0 円)

[地方債 9,300,000 円 一財 550,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債  $9,850,000 \times 95\% \approx 9,300,000$  円]

#### ○ 目的

本路線は、近隣から北浦川緑地へのアクセス道路として位置づけられており、北浦川緑地の整備事業（茨城県事業）と一体的に整備を進めている路線である。

#### ○ 内容

本年度の事業内容は下記のとおりである。

##### (1) 事業内容

- ・道路詳細設計業務委託 5,800,000 円
- ・路線・用地測量業務委託 4,050,000 円



## 2201 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線



[担当：中心市街地整備課] P. 200

2401 藤代駅北口駅前広場施設整備に要する経費 17,759,000 円 新規

[地方債 16,800,000 円 一財 959,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 17,749,000 円×95%≒16,800,000 円]

○ 目的

藤代駅北口については、通勤通学者の送迎車の混雑解消や歩行者の安全確保等が課題となっている。これらの課題解決に向け、藤代駅利用者の利便性向上も含め、駅自由通路への動線改善のために階段の増設を行い、交通結節機能の向上を図る。

○ 内容

委託業務 藤代駅北口駅前広場連絡階段実施設計業務委託料 17,749,000 円

## 3 都市計画費 6 都市排水費

[担当：排水対策課・管理課] P. 201

2001 排水路の維持管理に要する経費 46,844,000 円 (46,518,000 円)

[その他 22,000 円 一財 46,822,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 22,000 円]

○ 目的

市内の都市排水施設の維持管理及び排水路の清掃を行い、道路冠水・家屋浸水被害を緩和する。

○ 内容

市内の雨水排水ポンプ施設点検及び排水路・調整池の維持管理を実施する。

[担当：排水対策課] P. 202

2101 樋管の維持管理に要する経費 72,484,000円 (22,434,000円)

[国・県 2,374,000円 地方債 43,800,000円 その他 9,400,000円 一財 16,910,000円]

\* 特財積算根拠

[国委：樋管管理業務受託収入 2,374,000円]

[市債：都市排水路整備事業債 46,811,000円×75%≒35,100,000円]

[市債：都市排水路整備事業債 (46,811,000円-35,100,000) ×75%≒8,700,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 9,400,000円]

○ 目的

利根川、小貝川への都市排水放流口である樋管の維持管理及び老朽化した排水機場の補修工事を行う。これにより、市内を水害から守る。

○ 内容

樋管及び排水機場の維持管理は業者に委託し、樋管の操作は地元の各消防団と民間人に依頼する。また、近年の異常気象による降雨量増加に対し、内水被害を軽減するため、機動性の優れた排水ポンプ車を配備する。

|          |                                |             |
|----------|--------------------------------|-------------|
| 修繕料      | 新町排水ゲート修繕                      | 864,000円    |
|          | 中谷津排水機場自家発始動用蓄電池更新修繕           | 1,512,000円  |
|          | 長町排水樋管水位計 (内外水位) 更新修繕          | 1,654,560円  |
| 排水施設改修工事 | 中谷津樋管防護柵改修工事                   | 2,170,573円  |
|          | 片町樋管防護柵改修工事                    | 890,611円    |
|          | 中谷津排水機場ポンプ水位計計器類更新工事           | 3,240,000円  |
| 備品購入費    | 排水ポンプ車 30m <sup>3</sup> /min 級 | 46,811,000円 |

[担当：排水対策課] P. 203

27 都市排水整備に要する経費 300,721,000円 (189,148,000円)

[地方債 170,200,000円 その他 99,314,000円 一財 31,207,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：都市排水路整備事業債 134,669,000円×75%≒100,900,000円]

[市債：合併特例債 73,154,000円×95%≒69,300,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 26,314,000円]

[諸収入：取手地方広域下水道組合業務受託収入 73,000,000円]

○ 目的

家屋への浸水被害や道路冠水を解消し、雨水排水路整備をすることで、居住環境の改善を図る。

○ 内容

今年度は、駒場一丁目地区・青柳地区・野々井地区・藤代地区・野々井大門地区の雨水

排水整備工事と、藤代横町の設計委託及び古戸排水機場の排水機場施設の改修工事を行うものである。併せて敷地内雨水の流出を抑制するため雨水浸透の施設設置費用の一部を助成するものである。

都市排水整備事業一覧

(単位：円)

| 事業名               | 事業費         | 事業内容  |
|-------------------|-------------|---|
| 2703 駒場一丁目雨水排水    | 17,525,000  | 委託料(家屋事前調査) 2,571,000<br>排水工事 13,954,000<br>・塩ビ管φ400 L=58m<br>補償費(ガス移設費) 1,000,000  |
| 2715 青柳地区雨水排水     | 76,000,000  | 排水工事 76,000,000<br>・□1500×1500 L=82.6m  |
| 2724 野々井地区雨水排水    | 34,946,000  | 委託料(家屋事前調査) 594,000<br>委託料(家屋事後調査) 1,934,000<br>排水工事 28,480,000<br>・U字溝 L=191m<br>補償費(ガス移設費) 2,000,000<br>補償費(家屋・工作物) 1,938,000 |
| 2751 雨水排水流出抑制対策事業 | 205,000     | 浸透枿・浸透地下埋設管設置助成金<br>1～3号施設：3件 205,000   |
| 2756 藤代地区雨水排水     | 19,361,000  | 委託料(家屋事前調査) 615,600<br>委託料(家屋事後調査) 2,505,600<br>排水工事 13,101,000<br>・U字溝 L=127m<br>補償費(ガス移設費) 1,400,000<br>補償費(家屋・工作物) 1,738,000 |
| 2765 藤代横町雨水排水     | 12,399,000  | 実施設計委託料 12,399,000  |
| 2768 野々井大門地区雨水排水  | 35,071,000  | 委託料(家屋事前調査) 4,796,000<br>排水工事 28,275,000<br>・雨水排水φ250～700 L=186m<br>補償費(ガス移設費) 2,000,000  |
| 2770 古戸排水機場       | 105,214,000 | 排水機場施設工事 105,214,000<br>ポンプ用ディーゼルエンジン1基   |

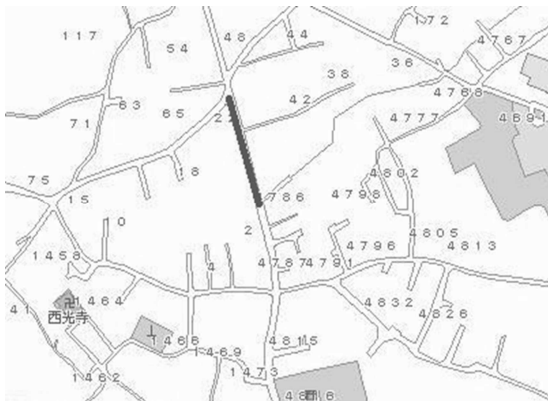
2703 駒場一丁目雨水排水



2715 青柳地区雨水排水



2724 野々井地区雨水排水



2756 藤代地区雨水排水



2765 藤代横町雨水排水



2768 野々井大門地区雨水排水



### 2770 古戸排水機場



### 3 都市計画費 7 公共下水道事業費

[担当：排水対策課] P. 205

2001 取手地方広域下水道組合負担金 1,660,000,000円 (1,660,000,000円)

[一財 1,660,000,000円]

#### ○ 目的

生活汚水の排除処理及びトイレの水洗化による住環境の改善や公共水域の水質保全を図る。

#### ○ 内容

- ・ 県南 CC 水処理施設最初沈殿池脱臭設備建設工事
- ・ 県南 CC 汚泥濃縮機械及び電気設備改築工事
- ・ 県南 CC 及びポンプ場電気設備改築工事
- ・ 新川 1 号幹線工事
- ・ 枝線管渠工事 面積 17.40ha

整備区域 (戸頭・米ノ井・新取手・駒場・井野台・白山・野々井・永山・櫛木・谷中・上萱場)

### 3 都市計画費 8 公園緑地費

[担当：水とみどりの課] P. 206

2201 保存緑地・保存樹木等に要する経費 697,000円 (697,000円)

[その他 695,000円 一財 2,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：みどりの基金繰入金 695,000円]

#### ○ 目的

貴重な緑地及び樹木等を条例に基づいて指定し、その所有者に管理費用として助成金を支給することにより、緑の保全を図る。

○ 内容

報償費

巨木・名木めぐりツアー講師謝礼 15,000 円

委託料

保存緑地・保存樹木等標柱作成業務委託料 8 本 212,000 円

負担金, 補助及び交付金

保存緑地・保存樹木等助成金 470,000 円

(内訳)

・保存樹木 88 本(2,700 円/本)

・保存緑地 17 箇所 20 件(9 円/m<sup>2</sup>、上限 9,000 円)

・保存樹林 4 箇所(180 円/m、上限 18,000 円)

[担当：水とみどりの課] P. 206

2301 取手駅西口緑地花壇管理に要する経費 602,000 円 (602,000 円)

[一財 602,000 円]

○ 目的

取手駅西口のデッキ及びロータリーの緑地と花壇を適正に管理することにより、緑化の推進と環境の美化を図る。

○ 内容

需用費 (水道料) 62,000 円

取手駅西口緑地花壇管理委託料 540,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 207

2401 市民緑地整備に要する経費 834,000 円 (834,000 円)

[その他 832,000 円 一財 2,000 円]

\* 特財積算根拠

[財産収入：みどりの基金利子 20,000 円]

[繰入金：みどりの基金繰入金 812,000 円]

○ 目的

あけぼの市民緑地及び山の坊市民緑地を適正に管理することにより、緑を保全し、市民の憩いの場としての機能を維持する。

○ 内容

あけぼの市民緑地管理委託料 461,000 円

山の坊市民緑地管理委託料 373,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 207

2501 緑化推進に要する経費 830,000 円 (830,000 円)

[その他 800,000 円 一財 30,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：みどりの基金繰入金 800,000 円]

○ 目的

緑化推進のための様々な事業を実施することにより、緑化の推進及び緑化に対する市民の意識高揚を図る。

○ 内容

例年同様、緑の募金、苗木や花鉢の配布、緑化ボランティアへの支援等を行う。

また、募金交付金による学校緑化事業を推進する。

取手市緑化推進委員会への緑化推進事業委託料 800,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 207

2701 公園維持管理に要する経費 126,089,000 円 (104,135,000 円)

[国・県 6,500,000 円 その他 10,017,000 円 一財 109,572,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(公園長寿命化計画策定分) 6,500,000 円]

[使用料：公園施設使用料 5,575,000 円]

[使用料：公園施設占用料 815,000 円]

[使用料：公園敷地使用料 7,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 3,200,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 67,000 円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 187,000 円]

[諸収入：自動販売機電気料 166,000 円]

○ 目的

公園及び公園内の運動施設の維持管理、施設の修繕及び工事を行い、利用者にとって良好な状態を保つ。

○ 内容

公園内の樹木の剪定、除草、遊具の定期点検、浄化槽の清掃点検、駐車場の施錠、トイレ清掃、公園施設の修繕を実施する(公園数 231 ヶ所)。また、公園施設の安全性の向上及び効率的維持管理を行うために長寿命化計画を策定する。

|     |              |
|-----|--------------|
| 報酬  | 13,330,000 円 |
| 共済費 | 2,199,000 円  |
| 旅費  | 173,000 円    |
| 需用費 | 19,007,000 円 |

|                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| 役務費                           | 12,000 円     |
| 委託料                           |              |
| 公園内樹木伐採委託料                    | 1,000,000 円  |
| 取手緑地運動公園・とがしら公園<br>及び他公園管理委託料 | 29,350,000 円 |
| 公園内樹木消毒委託料                    | 120,000 円    |
| 公園美化業務委託料                     | 3,179,000 円  |
| 新取手地区緑地管理業務委託料                | 650,000 円    |
| 自治会公園管理委託料                    | 6,076,000 円  |
| 水の公園管理委託料                     | 230,000 円    |
| 公園管理及びトイレ清掃業務委託料              | 5,529,000 円  |
| 下高井近隣公園管理委託料                  | 4,551,000 円  |
| 公園遊具定期点検委託料                   | 2,139,000 円  |
| 公園排水ポンプ定期点検業務委託料              | 573,000 円    |
| 有料施設利用受付業務委託料                 | 46,000 円     |
| 浄化槽清掃点検委託料                    | 150,000 円    |
| 北浦川緑道植栽剪定業務委託料                | 497,000 円    |
| 公園施設長寿命化修繕計画策定業務委託料           | 13,014,000 円 |
| 自家用電気工作物保安業務委託料               | 130,000 円    |
| 小貝川緑地管理委託料                    | 4,968,000 円  |
| 藤代地区他公園管理委託料                  | 5,638,000 円  |
| 産業廃棄物処理委託料                    | 40,000 円     |
| 水と緑と祭りの広場内池清掃業務委託料            | 314,000 円    |
| 使用料及び賃借料                      |              |
| 公園管理用機械借上料                    | 400,000 円    |
| 公園敷地借上料                       | 4,846,000 円  |
| 下水道使用料                        | 162,000 円    |
| 公園管理システム使用料                   | 657,000 円    |
| 工事請負費                         |              |
| 公園改修工事                        | 5,666,000 円  |
| 原材料費                          |              |
| 公園用資材代                        | 1,260,000 円  |
| 負担金、補助及び交付金                   |              |
| 高井城址公園守谷土地改良区雨水排水負担金          | 163,000 円    |
| 土木作業講習会負担金                    | 20,000 円     |



[担当：水とみどりの課] P. 209

**3301 水辺利用推進に要する経費 2,580,000円(2,654,000円)**

[一財 2,580,000円]

○ 目的

利根川河川敷等の水辺を、広く市民が利用できるよう保全・整備するとともに、イベントの開催等により、河川についての市民意識の高揚を図る。

利根川レンタサイクル事業では、親子で乗れる自転車を購入することにより、水辺にふれあえる機会を増やし、利用者増を図る。

また、利根川や小貝川の水辺において活動を行っているボランティア団体等への補助を行う。

○ 内容

|             |                      |            |
|-------------|----------------------|------------|
| 需用費         | 155,000円             |            |
| 役務費         | 19,000円              |            |
| 委託料         | 1,964,000円           |            |
|             | とりで利根川河川まつり委託料       | 1,500,000円 |
|             | レンタサイクル管理業務委託料       | 464,000円   |
| 負担金、補助及び交付金 | 442,000円             |            |
|             | 鬼怒川・小貝川流域ネットワーク会議負担金 | 2,000円     |
|             | 利根川下流地区河川愛護協力会負担金    | 10,000円    |
|             | 利根川上流河川利用者協議会負担金     | 30,000円    |
|             | 緑化推進支援事業補助金          | 200,000円   |
|             | 鯉のぼりプロジェクト補助金        | 200,000円   |

[担当：水とみどりの課] P. 210

**3401 小堀の渡し運航に要する経費 18,335,000円(14,388,000円)**

[その他 145,000円 一財 18,190,000円]

\* 特財積算根拠

[使用料：渡船使用料 145,000円]

○ 目的

利根川の歴史や自然学習の一環として、誰でも利用できる小堀渡船によって単なる河川敷利用のみでなく、川を挟んだ兩岸を一体的空間として親しみの持てる利用を図るため運航する。

○ 内容

運航事業にかかる船(定員12名)の運航業務委託料及び修繕料等である。今年度は、とりで号中間検査に伴う大規模な修繕を行う。小堀の渡しは3点間の運航とし、レンタサイクル事業と合わせて利用者増を図る。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 需用費          | 3,796,000 円  |              |
| 消耗品費         |              | 170,000 円    |
| 印刷製本費        |              | 80,000 円     |
| 光熱水費         |              | 6,000 円      |
| 修繕料          |              | 3,535,000 円  |
| 医薬材料費        |              | 5,000 円      |
| 役務費          | 33,000 円     |              |
| 委託料          | 13,640,000 円 |              |
| 小堀の渡し運航業務委託料 |              | 13,640,000 円 |
| 工事請負費        | 866,000 円    |              |
| 街路灯撤去工事      |              | 866,000 円    |

[担当：水とみどりの課] P. 210

3501 舟運交流推進に要する経費 1,050,000 円 (1,050,000 円)

[一財 1,050,000 円]

○ 目的

利根川流域自治体が、利根川を軸として相互に連携・協力し合い、舟運の復活を目指し、水面・河川空間の利用促進及び沿川市町村の地域交流による地域活性化に向けた活動を推進する。

○ 内容

利根川下流域 19 市町村で構成された利根川舟運・地域づくり協議会への負担金及び舟運交流推進事業に要する経費を計上する。

|                   |           |           |
|-------------------|-----------|-----------|
| 旅費                | 60,000 円  |           |
| 委託料               | 880,000 円 |           |
| 舟運交流推進事業委託料       |           | 880,000 円 |
| 負担金、補助及び交付金       | 110,000 円 |           |
| 全国川サミット連絡協議会負担金   |           | 100,000 円 |
| 利根川舟運・地域づくり協議会負担金 |           | 10,000 円  |

[担当：水とみどりの課] P. 210

3601 緑の少年団に要する経費 390,000 円 (129,000 円)

[その他 390,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：みどりの基金繰入金 221,000 円]

[諸収入：森林愛護運動推進事業補助金 169,000 円]

○ 目的

次代を担う子どもたちが森林で土や木や動植物とふれあうことを通して森林環境を学習し、さらに、地域での社会奉仕活動や、野外でのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、社会を愛する心豊かな人間形成を図る。

○ 内容

「緑の少年団」に対する森林愛護運動推進のための補助金。

緑の少年団補助金 30,000 円 × 13 団体 = 390,000 円

**【担当：水とみどりの課】 P. 211**

**3701 フラワーカナル事業に要する経費 1,745,000 円 (1,746,000 円)**

[一財 1,745,000 円]

○ 目的

小貝川河川敷での花づくり(フラワーカナル：花の運河)を推進し、河川に対する市民の意識高揚を図るとともに、市民の集う親しみある河川空間を創出する。

○ 内容

花の栽培(春花・秋花の2回)、花まつりの開催(5月)等  
報償費

|               |           |
|---------------|-----------|
| フラワーカナル推進団体謝礼 | 160,000 円 |
| 需用費(種子、肥料代)   | 758,000 円 |

委託料

|              |           |
|--------------|-----------|
| フラワーカナル刈取委託料 | 674,000 円 |
| 花祭り音響委託料     | 146,000 円 |

**【担当：水とみどりの課】 P. 211**

**3801 北浦川緑地管理に要する経費 17,795,000 円 (17,894,000 円)**

[国・県 8,937,000 円 その他 530,000 円 一財 8,328,000 円]

\* 特財積算根拠

[県委：北浦川緑地管理委託金 8,937,000 円]

[使用料：公園敷地使用料 2,000 円]

[諸収入：北浦川緑地利用料 354,000 円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 140,000 円]

[諸収入：自動販売機電気料 34,000 円]

○ 目的

茨城県が一級河川北浦川脇に設置し、多くの人々の利用に供されている自然豊かな施設であり、公園利用者の利便性の向上を図るために、適正な維持管理を実施する。

○ 内容

公園内の樹木の剪定・草刈り・清掃を実施する。

|      |              |
|------|--------------|
| 需用費  | 651,000 円    |
| 委託料  | 17,127,000 円 |
| 原材料費 | 17,000 円     |

[担当：水とみどりの課] P.211

4301 小貝川水辺プラザ維持管理に要する経費 3,600,000 円 (3,979,000 円)

[一財 3,600,000 円]

○ 目的

岡堰中の島及びその周辺の小貝川堤防・河川敷からなる「小貝川水辺プラザ」を適切に管理することにより、市民の様々な活動や憩いの場として活用していただき、愛着と親しみのもてる河川空間をつくる。

○ 内容

小貝川水辺プラザ内の草刈を実施する。

委託料

小貝川水辺プラザ草刈業務委託料 3,600,000 円

#### 4 住宅費 1 住宅管理費

[担当：管理課] P.213

2001 市営住宅管理に要する経費 36,736,000 円 (36,455,000 円)

[国・県 3,180,000 円 地方債 3,900,000 円 その他 22,883,000 円 一財 6,773,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 7,084,000 円×45%≒3,180,000 円]

[市債：市営住宅整備事業債 (7,084,000 円-3,180,000 円)×100%≒3,900,000 円]

[使用料：住宅使用料 22,883,000 円]

○ 目的

住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 内容

(1) 市営住宅管理

| 管理戸数  | 利用戸数  | 空家戸数 | 政策空家戸数 |
|-------|-------|------|--------|
| 285 戸 | 203 戸 | 63 戸 | 19 戸   |

※政策空家とは、市営住宅の老朽化が著しいことから、政策的に入居募集を停止し、結果空家となっている住宅のこと。なお、募集不可能な住宅も政策空家に含む。

|   |  |              |
|---|--|--------------|
| (2) 市営住宅修繕                                |  |              |
| 小破修繕                                      |  | 1,600,000 円  |
| 退去時修繕                                     |  | 1,400,000 円  |
| 床張替修繕                                     |  | 1,300,000 円  |
| 浴槽・風呂釜修繕                                  |  | 2,400,000 円  |
| (3) 業務委託                                  |  |              |
| 市営住宅空地等草刈業務委託料                            |  | 925,000 円    |
| 市営住宅樹木伐採業務委託料                             |  | 4,990,000 円  |
| 高架水槽清掃委託料                                 |  | 112,000 円    |
| 汚水雨水管清掃委託料                                |  | 378,000 円    |
| 大利根住宅外壁・屋根防水工事実施設計業務委託料                   |  | 7,084,000 円  |
| (4) 市営住宅工事                                |  |              |
| 南住宅解体工事                                   |  | 2,725,000 円  |
| (5) 市営住宅敷地借上料 面積 40,869.08 m <sup>2</sup> |  | 11,283,000 円 |
| (6) 下水道受益者負担金 (大利根住宅, 西方住宅)               |  | 1,890,000 円  |
| (7) その他の経費 火災保険料等                         |  | 649,000 円    |

[担当：都市計画課] P.213

2301 定住化促進住宅政策に要する経費 50,350,000 円 新規

[一財 50,350,000 円]

○ 目的

急速に進展する少子高齢化に対し、まちの活力を創出し、持続可能なまちづくりを進めるため、子育て世代等の市内定住化を促進し、あわせて魅力ある住環境の整備を図る。

○ 内容

良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーションに対する補助、シニア世代の持家を活かした子育て世代への家賃補助等を行う。

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 定住化促進住宅補助金         | 50,000,000 円 |
| 定住化促進住宅政策パンフレット印刷代 | 350,000 円    |